

昭和二十五年通商産業省令第八十八号

火薬類取締法施行規則

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）の規定に基き、および同法を実施するため、火薬類取締法施行規則を次のように制定する。目次

- 第一章 総則（第一条―第一条の七）
第二章 製造（第二条―第九条）
第三章 販売（第十条―第十二条）
第四章 貯蔵（第十三条―第三十四条）
第五章 譲渡及び譲受（第三十五条―第四十条）
第六章 完成検査及び保安検査
第一節 完成検査（第四十一条―第四十四条）
第二節 保安検査（第四十四条の二―第四十四条の五）
第六章の二 完成検査及び保安検査に係る認定等
第一節 完成検査に係る認定（第四十四条の六―第四十四条の七）
第二節 保安検査に係る認定（第四十四条の八―第四十四条の九）
第三節 認定の更新等（第四十四条の十―第四十四条の十四）
第七章 輸入（第四十五条―第四十七条）
第八章 消費（第四十八条―第五十六条の六）
第九章 安定度試験（第五十七条―第六十四条）
第十章 廃棄（第六十五条―第六十七条）
第十章の二 保安教育（第六十七条の二―第六十七条の七）
第十章の三 定期自主検査（第六十七条の八―第六十七条の十一）
第十一章 保安責任者及び副保安責任者（第六十八条―第七十条の六）
第十二章 保安責任者試験及び免状（第七十一条―第八十一条）
第十三章 指定試験機関等
第一節 指定試験機関（第八十一条の二―第八十一条の十一）
第二節 指定完成検査機関（第八十一条の十二）
第三節 指定保安検査機関（第八十一条の十三）
一―の十四―第八十一条の十一の二十五）

第四節 帳簿等（第八十一条の十二―第八十一条の十三）
第十四章 雑則（第八十一条の十四―第九十二条）

第一章 総則

（用語の定義）

第一条 この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 定置式製造設備 火薬類を製造するための設備であつて、移動式製造設備以外のもの
二 移動式製造設備 火薬類（硝酸アンモニウムを主とする爆薬であつて安定度が高いものとして経済産業大臣が定めるもの（以下「特定硝酸アンモニウム系爆薬」という。）に限る。）を製造（製造試験を除く。）するための設備であつて、地盤面に対して移動することができるもの
三 工室 製造所内で火薬類の製造作業を行うために設けられた建築物（鋼製チャンバに該当するものを除く。）
四 鋼製チャンバ 製造所内又は製造所外で不発弾等（陸上において発見された不発弾その他の火薬類をいう。以下同じ。）の解散作業又は廃棄作業を行うために設けられた建築物
五 危険工室 工室であつて、爆発又は発火の危険があるもの
六 不発弾等解散工室 不発弾等の解散作業を行うために設けられた危険工室及び鋼製チャンバ
七 移動式製造設備用工室 工室であつて、移動式製造設備を用いて製造作業を行うためのもの
八 火薬類一時置場 製造の工程において火薬類を一時的に保管する場所
九 不発弾等一時置場 火薬類一時置場であつて、不発弾等の解散の工程において火薬類を一時的に保管する場所
十 停滞量 同時に存置することができる火薬類の最大数量
十一 第一種保安物件 国宝建造物、市街地の家屋、学校、保育所、病院、劇場、競技場、社寺及び教会
十二 第二種保安物件 村落の家屋及び公園
十三 第三種保安物件 家屋（第一種保安物件又は第二種保安物件に属するものを除く。）

鉄道、軌道、汽船の常航路又はけい留所、石油タンク、ガスタンク、発電所、蓄電所、変電所及び工場
十四 第四種保安物件 国道、都道府県道、高圧電線、火薬類取扱所及び火気の取扱所
十五 保安物件 第一種保安物件、第二種保安物件、第三種保安物件及び第四種保安物件
十六 定員 同時に立ち入ることのできる従業者の最大員数
十七 可塑性爆薬 テトラメチレンテトラニトレート、トリメチレンニトرواتミンその他の爆薬（撰氏二十五度で蒸気圧が〇・〇〇一パスカル未満のものに限る。）のうち一種以上の爆薬とその爆薬を結合させるための物質との混合物であつて、室温で展性又は可とう性を有するもの

（火薬の指定）

第一条の二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号。以下「法」という。）第二条第一項第一号ハに規定する同号イまたはロに掲げる火薬と同等に推進的爆発の用途に供せられる火薬は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 過塩素酸塩を主とする火薬
二 酸化鉛または過酸化バリウムを主とする火薬
三 臭素酸塩を主とする火薬
四 クロム酸鉛を主とする火薬
（爆薬の指定）
第一条の三 法第二条第一項第二号トに規定する同号イからヘまでに掲げる爆薬と同等に破壊的爆発の用途に供せられる爆薬は、左の各号に掲げるものとする。
一 爆発の用途に供せられる硝酸尿素及びこれらを主とする爆薬
二 ジアゾジニトロフェノールを含み、かつ、無水けい酸を七十五パーセント以上含む爆薬
三 亜塩素酸ナトリウムを主とする爆薬
（火工品の指定）
第一条の四 法第二条第一項第三号への規定により火工品で法の適用を受けないものは、次の各号に掲げるものとする。
一 閃絡表示器（爆薬〇・〇二グラム以下のものに限る。以下この条において同じ。）及び五個以下の閃絡表示器を相互に連結したもの
二 避雷器遮断装置

三 経済産業大臣が告示で定める用途に用いる分岐管取付器（構造等が経済産業大臣が告示で定める技術上の基準に適合するものに限る。）であつて、火薬〇・八四グラム以下、爆薬〇・〇二四グラム以下のもの
四 ガス開放用せん孔器
五 自動車用エアバッグガス発生器
六 自動車用シートベルト引張り固定器
七 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

（火工品の指定）

第一条の五 法第二条第二項に規定するがん具煙火は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 がん具として用いられる煙火
二 イ炎、火の粉又は火花を出すことを主とするもの
(1) 吹出し、スモルトーチ、噴火山その他の筒物、すすきその他柄付きの筒物又は球物であつて、火薬十五グラム以下のもの
(2) 朝顔その他の炎を出す柄付きの筒物であつて、火薬十グラム以下のもの
(3) 銀液その他ののびも付きの筒物であつて、火薬十グラム以下のもの
(4) スパークラーその他の光輝のある火の粉を出す柄付きの筒物であつて、火薬が露出しているもののうち、火薬十グラム（鉄粉を三十パーセント以上含んでいるものにあつては、火薬十五グラム）以下のもの
(5) サーチライト、コメットその他の柄付きの筒物であつて、紙に包まれたもののうち、火薬十グラム以下のもの
(6) 線香花火その他の火花を出す柄付きの筒物又は火薬が露出している筒物であつて、火薬〇・五グラム以下のもの
(7) ピンホイールその他の円盤の周囲に火薬を紙で包んだ管を巻き付けたものであつて、火薬四グラム（爆発音を出すものにあつては、火薬三・九グラム）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの

- (2) サキソンその他の筒又は板の端に筒物を装着したものであつて、火薬四グラム（爆発音を出すものにあつては、火薬三・九グラム）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの
- (3) ヨーヨーその他の円盤又は板に輪形のより物をはり付けたものであつて、火薬一グラム（爆発音を出すものにあつては、火薬〇・九グラム）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの
- ハ 走行することを主とするもの
 - (1) 金魚その他の水上を走行する筒物であつて、火薬二グラム以下のもの
 - (2) 小笛その他の笛音を出す筒物であつて、火薬〇・五グラム以下、爆薬（笛音を出すためのものに限る。）一・五グラム以下のもの
 - (3) ケーブルカーその他の糸を通す筒等を装着した筒物であつて、火薬一・五グラム以下のもの
 - (4) 花車その他の紡錘形又は輪形のより物であつて、火薬一グラム（爆発音を出すものにあつては、火薬〇・九グラム）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの
 - (5) 爆龍その他の火薬を紙で包んで折りたたんだものであつて、火薬一グラム以下のもの
- ニ 飛ばしようすることを主とするもの
 - (1) 笛口ケツトその他の笛音を出す尾つきの筒物であつて、火薬〇・五グラム以下、爆薬（笛音を出すためのものに限る。）一グラム以下のもの
 - (2) 流星その他の尾付きの筒物であつて、火薬二グラム（爆発音を出すものにあつては、火薬一・九グラム）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・三グラム（硫化ヒ素を含むものにあつては、爆薬〇・一グラム）以下のもの
 - (3) 人工衛星その他の板に筒物を装着し、回転上昇するものであつて、火薬一・五グラム以下のもの

- ホ 打ち揚げることを主とするもの
 - (1) 乱玉その他の星を打ち揚げる筒物であつて、単発式のものうち、火薬十グラム以下のもの又は筒の内径が一センチメートル以下の連発式のものうち、火薬十五グラム以下のもの
 - (2) パラシュートその他の内筒に入れた放物物を打ち揚げる筒物であつて、火薬十グラム以下のもの
- ヘ 爆発音を出すことを主とするもの
 - (1) スモーククラッカーであつて、火薬一グラム以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの（マッチの側葉又は頭葉との摩擦によつて発火するものを除く。）及びファイヤークラッカーその他の点火によつて爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であつて、その筒の外径が四ミリメートル以下のものうち、火薬一グラム以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・〇五グラム以下のもの（マッチの側葉又は頭葉との摩擦によつて発火するものを除く。）
 - (2) クラッカーボールであつて、直径一センチメートル以下、重量一グラム以下のものうち、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・〇八グラム以下のもの
 - (3) クリスマスクラッカーその他の摩擦によつて爆発音を出す小形の筒物を内部に装着し、その爆発により軽量の紙テープ等を放出するものであつて、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・〇五グラム以下のもの
 - (4) 平玉であつて、その一粒が直径四・五ミリメートル以下、高さ一ミリメートル以下のものうち、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・〇一グラム以下のもの及び巻玉であつて、その一粒が直径三・五ミリメートル以下、高さ〇・七ミリメートル以下のものうち、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・〇四グラム以下のもの
 - (5) 爆竹（点火によつて爆発音を出す筒物であつて筒の外径が四ミリメートル以下

- のものを連結したもののうち、その本数が二十本以下のものに限る。）であつて、その一本が火薬一グラム以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・〇五グラム以下のもの
- ト 煙を出すことを主とするもの
- 煙幕その他の筒物又は球物であつて、火薬十五グラム以下のもの
- チ その他
 - ヘび玉であつて、火薬五グラム以下のもの
 - 二 削除
 - 三 始発筒であつて、火薬十五グラム以下のもの
 - 四 火災警報用又は盗難防止用として用いられる煙火であつて、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一八グラム以下のもの
 - 五 気密試験用として用いられる発煙火工品であつて、火薬十五グラム以下のもの
 - 六 経済産業大臣が告示で定める緊急保安筒であつて、火薬百五十グラム以下のもの
 - 七 経済産業大臣が告示で定める模型ロケットに用いられる噴射推進器（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）であつて、火薬二十グラム以下のもの
 - 八 前号に定める模型ロケットに用いられる点火具であつて、火薬〇・一グラム以下のものうち、経済産業大臣が告示で定めるもの
 - 九 経済産業大臣が告示で定める内容物盗用防止装置付きかばんに用いられる発煙火工品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）であつて、爆薬百二十五グラム以下のもの（火薬及び火工品の換算）

第四項第一号の表並びに第六十九条第二項の表（消費者の項を除く。）を適用する。

火薬及び火工品	爆薬一トンを換算される数量
火薬	二トン
実包又は空包	二百萬個
信管又は火管	五萬個
銃用雷管	一千万個
工業雷管又は電気雷管	百万個
信号雷管	二十五萬個
導爆線	五十キロメートル
コンクリート破砕器	十萬個
導火管付き雷管	二十五萬個
制御発破用コード	十キロメートル
その他の火工品	その原料をなす火薬二トン又は爆薬一トン

2 信号焰管、信号火せん及び煙火については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量については、第三条第一号、第四条第一項第四号の表（ろ）、第十五条第一項の表（一）、（五）、（六）及び（八）、第二十条第一項並びに第二十三条第一項から第三項まで及び第五項を適用する。

3 火薬類一時置場に存置する無煙火薬（ロケットの推進に用いられるもの及び特定無煙火薬を除く。）については、当該無煙火薬の数量について第四条第一項第四号の表（い）、（二）を適用する。

4 第一号の二第一号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びポリブタジエンを主とするコンボジット推進薬であつて、原料として爆薬を使用しないもの（以下「特定コンボジット推進薬」という。）及びこれを使用した火工品（爆薬を使用しないものに限る。）については、第一項にかかわらず、特定コンボジット推進薬（火工品にあつては、その原料をなす特定コンボジット推進薬）十トンを爆薬一トンに換算して第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号を適用する（特定コンボジット推進薬又はこれを使用した火工品を爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除く。）。

（特定硝安油剤爆薬等の特例）

第一条の七 硝安油剤爆薬又は含水爆薬であつて経済産業大臣が告示で定めるもの（以下「特定

「硝安油剤爆薬等」という。)及びこれを使用し
た火工品については、第二十三条第一項から第
三項まで(三級火薬庫の場合を除く。)及び第
五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第
七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに
第三十一条第四号及び第五号の適用において、
当該各項各号に掲げる爆薬の数量は、特定硝安
油剤爆薬等(火工品にあつては、その原料をな
す特定硝安油剤爆薬等)一・二トンにつき爆薬
一トンとして計算するものとする。

第二章 製造

(製造営業の許可申請)

第二条 法第三条の規定による製造営業の許可を
受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営
業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及
び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所
の所在地を管轄する産業保安監督部長(火薬類
取締法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三
号。以下「令」という。)第十六条第一項第一
号の製造所については、当該製造所の所在地を
管轄する都道府県知事(当該製造所が地方自治
法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十
二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都
市」という。)の区域内にある場合にあつては、
当該製造所の所在地を管轄する指定都市の長)。
第六条第八項及び第九項、第七條、第八条第二
項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第
四十三条、第四十四条の二第二項及び第四項、
第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四
十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第一
号及び第二号において同じ。)に提出しなけれ
ばならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲
渡により事業を継承した者が新たに許可を申請
する場合には、事業計画書及び危害予防計画書
の添付を省略することができる。

2 前項の事業計画書には、製造の目的、製造す
る火薬類の種類および説明、製造施設の構造、
位置(製造所外の保安物件および製造所内の他
の施設との関係位置を含む。)および設備、製
造方法、従業者の員数、所要火薬類またはその
原料の調達方法、製品の貯蔵方法ならびに製造
所附近の見取図を記載するものとする。

3 第一項の危害予防計画書には、第六条第一項
に規定する災害の発生防止に関する必要事項
の概要を記載するものとする。

第三条 法第四条但書の規定により許可を受けな
い製造することができる火薬類の数量は、次
の各号によるものとする。

- 一 理化学上の実験又は医療の用に供するため
に製造する場合には、信号焰管、信号火せん
若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しく
は爆薬にあつては一回につき四百グラム以
下、その他のものにあつては一回につき爆薬
又は爆薬換算二百グラム以下
 - 二 鳥獣の捕獲若しくは駆除又は射的練習の用
に供するために販売業者が製造する場合に
は、一日につき実包又は空包二百個以下
 - 二の二 国際的又は全国的な規模で開催される
運動競技会(当該運動競技会に先行して試行
的に行われる競技会を含む。)であつて、次
に掲げるものにおける運動競技の審判に従事
する者が、射的練習の用に供するために製造
する場合には、一日につき実包二百個以下
イ オリピック競技大会
ロ アジア競技大会
ハ 世界射撃選手権大会
ニ アジア射撃競技選手権大会
 - 三 法第十七条第一項第三号に規定する者が鳥
獣の捕獲又は駆除の用に供するために製造す
る場合には、一日につき実包又は空包百個
以下
 - 四 射的練習の用に供するために当該練習者が
製造する場合には、一日につき実包又は空包
百個以下
 - 五 鳥獣の駆逐の用に供するために製造する場
合には、一日につき空包百個以下
- (法第六条第三号の経済産業省令で定める者)
- 第三条の二 法第六条第三号の経済産業省令で定
める者は、精神の機能の障害により火薬類の製
造又は販売の業務を適正に行うに当たつて必要
な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが
できない者とする。

第四条 (定置式製造設備に係る技術上の基準)

製造設備が定置式製造設備であつて、火
薬類の製造作業(不発弾等の解散作業を除く)
を行う製造施設における法第七条第一号の規定
による製造施設の構造、位置及び設備の技術上
の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所
である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火
に関し必要な事項を掲示し、製造所内は、危
険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、
危険区域が明確に判別できるように措置を講
じ、見やすい場所に警戒札を掲示すること。
- 二 危険区域には、製造その他の作業上やむを
得ない施設以外のものは設置しないこと。

三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合
には、火災による延焼を防止するための措置
を講ずること。

四 危険工室(不発弾等解散工室に該当するも
のを除く。以下この条、第五条及び第四十
条の二において同じ。)、火薬類一時置場(不
発弾等一時置場を除く。以下この条、第五
条及び第四十四条の二において同じ。)、日乾
場、仕掛け準備場、星打ち場、星掛け場、爆
発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄
焼却場(以下「危険工室等」という。)は、
製造所外の保安物件に対して、信号焰管、信
号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火
薬若しくは爆薬に係るもの以外のものにあつ
ては次の表(イ)の、信号焰管、信号火せん
若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しく
は爆薬に係るものにあつては同表(ロ)の保
安距離(保安物件が専ら当該製造所の事業の
用に供する施設である場合には、経済産業大
臣が告示で定める保安距離)をとること。こ
の場合において、これらの表の保安距離に対
応する停滞量を超えて火薬類を存置する場合
の保安距離は、次の算式により計算した距離
とする。ただし、ニトロ基を三以上含むニト
ロ化合物又はペンタエリスリットテトラナイ
トレート硝酸化工室については、存置する数
量にかかわらず、第一種保安物件又は第二種
保安物件に対しては百メートル、第三種保安
物件又は第四種保安物件に対しては五十メー
トル、導火線若しくは電気導火線又は第一
号の五第一号(一)に掲げるがん具煙火以外
のがん具煙火のみの火薬類一時置場につい
ては、存置する数量にかかわらず、十メー
トルとする。

距離Ⅱ(分母の停滞量に対する保安距離
×(存置しようとする数量の立方根)
/この表の停滞量の立方根)

保安物件の単位	グラム	キログラム
	下(爆薬)	上(爆薬)

種類	区分	停滞量(イ)		停滞量(ロ)		保安物件の種類	
		グラム	キログラム	グラム	キログラム	第一種	第二種
ニトログリセリン若しくはニトログリコール又はこれらの混合物の危険工室	(一)	4	0.00	3	0.00	第一種	第二種
		3	0.05	3	0.00	第一種	第二種
ニトログリセリン若しくはニトログリコール又はこれらの混合物の危険工室	(二)	2	0.05	1	0.00	第一種	第二種
		1	0.00	1	0.00	第一種	第二種
第一種	(一)	5	0.10	3	0.08	第一種	第二種
		4	0.09	3	0.08	第一種	第二種
第一種	(二)	4	0.08	3	0.07	第一種	第二種
		3	0.07	3	0.06	第一種	第二種

置その他の延焼を遮断するための措置を講ずることにて代えることができる。

七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滞量（火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滞量）が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第三十条に規定する避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九條に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。

八 発火の危険のある工室（不発弾等解散工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、耐火性構造とすること。
九 発火の危険のある工室と他の施設（発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第四号に規定する保安距離の二倍未満である製造所外の保安物件及び発火の危険のある工室との保安間隔が第四号の二に規定する保安間隔の二倍未満である製造所内の施設をいう。）との間に防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。

九の二 危険工室の発火の危険のある設備には、必要に応じて自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。
九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場（火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。第二十六号の二において同じ。）には、当該無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置を講ずること。

十 危険工室の付近には、貯水池、貯水槽、消火栓等の消火の設備を設けること。
十一 危険工室の窓及び扉は、次のイからハまでに定めるところによること。
イ 危険工室の窓及び出口の扉は、非常の際に容易に避難できる構造とすること。
ロ 危険工室の窓及び扉に用いる金具は、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質のものとする。ただし、

当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。
ハ 危険工室の窓には、直射日光により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。
十二 危険工室の内面は、次のイからニまでに定めるところによること。
イ 危険工室の内面には、内面の剝離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置を講ずること。
ロ 危険工室の内面には、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置を講ずること。ただし、火薬類が飛散するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 危険工室の床面には、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、火薬類が床面にこぼれ若しくは落下するおそれがないときは又は火薬類が落下することにより爆発し若しくは発火するおそれがないときは、この限りでない。
ニ 危険工室の床面には、鉄類を表さないこと。
十三 削除
十四 危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないときは、この限りでない。
十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからニまでに定めるところによること。
イ 摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。
ロ 振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。
ハ 腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。
ニ 火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。

と。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

十六 危険工室内に暖房設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。
十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。
十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備には、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

十九 危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部は、接地しておくこと。
二十 危険工室等には、内部又は外部の見やすい場所に、火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を掲示すること。
二十一 危険工室に面して設置された普通木造建築物には、耐火的措置を講ずること。
二十二 火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備には、粉じんの飛散を防ぐための措置を講ずること。
二十二の二 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備には、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。
二十二の三 火薬類又はその原料を加圧する設備には、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。
二十二の四 危険工室には、静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

二十三 工室には、可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置を設けること。ただし、これらのガスが発散するおそれがないときは、この限りでない。
二十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所にあつては、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるときは、火薬類を乾燥する工室をおそれがあるときは、火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場をもつてこれに代えることができる。
二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置には、乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置を講ずること。
二十四の二 日乾場の乾燥台には、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置を講ずること。
二十四の三 日乾場は、その他の施設に対する距離が二十メートル以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては第三十一条の二に規定する簡易土堤（ただし、高さは二・五メートル以上）又は第三十一条の三に規定する防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。
二十四の四 日乾場には、火薬類を放冷するための設備を設けること。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がないときは、この限りでない。
二十四の五 星打ち場又は星掛け場には、日光の直射を防ぐための措置を講ずること。
二十五 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。
イ 危険区域内に設けること。
ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること。ただし、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。
ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。
二十六 火薬類又はその原料を運搬する容器は、できるだけ緻密軟質で当該火薬類又はその原料と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。
二十六の二 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器は、収納することができる当該無煙火薬の質量が八十キログラム

と。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。
十六 危険工室内に暖房設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。
十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。
十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備には、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。
十九 危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部は、接地しておくこと。
二十 危険工室等には、内部又は外部の見やすい場所に、火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を掲示すること。
二十一 危険工室に面して設置された普通木造建築物には、耐火的措置を講ずること。
二十二 火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備には、粉じんの飛散を防ぐための措置を講ずること。
二十二の二 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備には、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。
二十二の三 火薬類又はその原料を加圧する設備には、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。
二十二の四 危険工室には、静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。
二十三 工室には、可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置を設けること。ただし、これらのガスが発散するおそれがないときは、この限りでない。
二十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所にあつては、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるときは、火薬類を乾燥する工室をおそれがあるときは、火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場をもつてこれに代えることができる。
二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置には、乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置を講ずること。
二十四の二 日乾場の乾燥台には、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置を講ずること。
二十四の三 日乾場は、その他の施設に対する距離が二十メートル以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては第三十一条の二に規定する簡易土堤（ただし、高さは二・五メートル以上）又は第三十一条の三に規定する防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。
二十四の四 日乾場には、火薬類を放冷するための設備を設けること。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がないときは、この限りでない。
二十四の五 星打ち場又は星掛け場には、日光の直射を防ぐための措置を講ずること。
二十五 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。
イ 危険区域内に設けること。
ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること。ただし、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。
ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。
二十六 火薬類又はその原料を運搬する容器は、できるだけ緻密軟質で当該火薬類又はその原料と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。
二十六の二 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器は、収納することができる当該無煙火薬の質量が八十キログラム

七 鋼製チャンバには、不発弾等と床面とが直接接しない措置及び不発弾等が落下しない措置を講ずること。

八 解散設備は、遠隔操作による設備とするよう努めること。

九 解散作業中には、不発弾等の温度上昇を防止するための措置を講ずること。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

十 解散作業に使用するウオータージェットには、水圧及び研磨材の量が過剰になることを防ぐための装置を設けること。

十一 不発弾等廃棄処理場は、次のイからハマまでに定めるところによること。

イ 危険区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

3 第一項第一号から第九号まで、第九号の三から第十二号まで、第十五号から第二十四号の四まで及び第二十五号から第二十八号まで並びに前項第一号から第四号まで及び第十一号に規定する基準については、経済産業大臣が土地の状況その他の関係により危険のおそれがないと認められた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認められたものをもって基準とする。
(移動式製造設備に係る技術上の基準)

第四条の二 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を掲示し、製造所内は、移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造（原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を移動式製造設備等に収納すること又は原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を発破孔に装填すること）をいう。以下この条、第五条の二、第五十一条及び第五十二条において同じ。）する区域（以下

「移動区域」という。）を明瞭に定め、移動区域の周囲には、見やすい場所に警戒札を掲示すること。

二 移動区域には、製造、消費その他の作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。

三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。

四 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室を設けること。この場合において、移動式製造設備用工室の構造、位置及び設備の技術上の基準については、前条第一項第七号の三、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号から第二十二号までの規定を準用する。

五 移動区域の境界又は廃棄焼却場は、製造所外の保安物件に対して、それぞれ前条第一項第四号の表（一）（二）（三）（四）又は（五）（十）の保安距離（保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離）をとること。

六 移動式製造設備用工室（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）又は移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）は、製造所内の他の施設及び発破場所（当該移動式製造設備で製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬を使用している発破場所を除く。）に対して経済産業大臣が告示で定める危険間隔をとることとし、移動式製造設備にあつては、その危険間隔が明らかになるような措置を講ずること。

七 廃棄焼却場は、製造所内の他の施設及び発破場所に対して経済産業大臣が告示で定める保安間隔をとること。

八 ボイラー室及び煙突は、移動区域内に設けないこと。ただし、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突を除く。

九 削除

十 削除

十一 移動式製造設備には、自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。

十二 削除

十三 削除

十四 削除

十五 移動式製造設備は、土砂類の浸入を防ぐ構造とし、かつ、原料又は特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる部分は、さびにくい材料を使用するよう努めること。

十六 削除

十七 削除

十八 移動式製造設備の移動は、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起すおそれがない構造の車両によることとし、製造のために車両の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のために車両の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の爆発又は発火を起すおそれがないものであること。

十九 移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。

ロ 振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。

ハ 腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。

ニ 特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造とすること。

ホ 振動、衝撃等により変形しない構造とすること。

二十 削除

二十一 移動式製造設備を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護措置を設けた電灯及び電気配線又は移動式製造設備と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。

二十二 移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）の機械設備の金属部は、接地しておくこと。

二十三 移動式製造設備又は廃棄焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の

原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を掲示すること。

二十四 削除

二十五 削除

二十六 移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。

二十七 移動式製造設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

二十八 移動式製造設備は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の製造中に異常が発生した場合に、直ちに製造を中止することができる構造とすること。

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部は、摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。

三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備には、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学作用を起さない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。

三十三 廃棄焼却場は、次のイからハマまでに定めるところによること。

イ 移動区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

2 前項第五号から第八号までに規定する基準については、経済産業大臣が土地等の状況その他の関係により危険のおそれがないと認められた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認められたものをもって基準とする。
 (定置式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業(不発弾等の解散作業を除く)を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 信号炎管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、あらかじめ、信号炎管、信号火せん又は煙火にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量及び一月に製造する最大数量を、これらの原料用火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。

一の二 前号に掲げる火薬類以外の火薬類は、あらかじめ火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲を、火工品にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量を定め、当該成分配合比の範囲内で、当該構造及び組成に従い、かつ、当該最大数量以下で製造すること。

一の三 可塑性爆薬は、経済産業大臣が告示で定める物質を経済産業大臣が告示で定める量以上含むように製造すること。

二 危険区域内には、作業に必要な従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。

三 危険工室等には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。

四 危険区域内においては、酒気を帯びて作業をしないこと。

五 危険区域内においては、特に静粛、かつ、丁寧な作業を行うこと。

六 工室又は火薬類一時置場は、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該発火が防止されるおそれがないときは、この限りでない。

七 危険工室等には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。

七の二 電流により作動する機構を持つ火工品を取り扱う危険工室等には、電波を発する機器を携行しないこと。やむを得ず携行する場合には、当該火工品が爆発し又は発火するおそれがないよう、当該火工品に対して間隔をとる等の適切な措置を講ずること。

八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすすい物を堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合において、一時的に堆積するときは、この限りでない。

九 危険工室等には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、それぞれ停滞量及び同時に存置することができる火薬類の原料の最大数量を定め、これを超えて火薬類又はその原料を存置しないこと。

十 火薬類の製造上特に温度に関係のある作業については、その温度の範囲を定め、その範囲内で作業すること。

十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で十分に放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。

十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し及び整備するとともに、不具合のある場合は使用しないこと。

十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十四 危険工室は、その目的とする作業以外に使用しないこと。

十五 火薬類の廃棄又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で速やかに廃棄すること。

十六 火薬類並びにその原料及び半製品(以下この号において「火薬類等」という。)の運搬には、衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当該火薬類等に摩擦及び衝動を与えないように慎重に行うこと。

十六の二 原動機をもつ車両は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれがある工室及びその付近に入れないこと。ただし、飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。

十七 火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場、廃棄焼却場等一定の場所で行うこと。

十九 火薬類の製造試験は、試験のために特に設けられた危険工室で行うか、又は平常作業を中止し、その目的に転用した危険工室で行うこと。

十九の二 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 一定の日乾場において日乾作業を行う場合

ロ 一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合

ハ 一定の星打ち場又は星掛け場において星打ち作業又は星掛け作業を行う場合

ニ 火薬類は、経済産業大臣が告示で定める基準による容器包装(容器及び火薬類を収納するために必要な構成材料をいう。以下同じ。)に収納すること。

二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかでない内装容器については、この限りでない。

二十二及び二十三 削除

二十四 外装容器には、衝撃注意、火気厳禁その他の取扱いに必要な注意事項を記載すること。

二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、通気を確保するため当該火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れないような措置を講ずるとともに、荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこと。

二十六 無煙火薬を火薬類一時置場に存置することができない期間は、当該無煙火薬の製造工程中に使用するいずれかの火薬類一時置場に最初に存置した日から通算して六月間とする。

二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

二十八 赤りんを取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。

二十九 マグネシウム粉、アルミニウム粉、マグネシウム粉又は亜鉛末を含有する火薬類の製造には、水分による発熱によつて発火しないような措置を講ずること。

三十 塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウム又は塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウムを含有する火薬若しくは爆薬を取り扱う器具及び容器には、その旨を明記し、その他の火薬及び爆薬の取扱いのために使用しないこと。

三十一 球状の打揚煙火の外殻の貼り付け作業を行つた後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。

三十一の二 直径が十センチメートルを超える球状の打揚煙火には、割り薬を完全に点火させるような伝火薬を取り付けること。

三十一の三 球状の打揚煙火の割り薬として塩素酸塩を含有する火薬又は爆薬を使用する場合には、割り薬と星とが直接に接触しないような措置を講ずること。

三十二 赤りんを取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。

三十三 葉紙、速火線の切断等の摩擦又は衝撃を加える作業は、少量ずつ行うこと。

三十四 静電気により爆発し又は発火するおそれがある火薬類を取り扱う際には、帯電した静電気を有効に除去するための措置を講ずること。

三十五 噴出葉を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら

十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で十分に放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。

十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し及び整備するとともに、不具合のある場合は使用しないこと。

十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十四 危険工室は、その目的とする作業以外に使用しないこと。

十五 火薬類の廃棄又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で速やかに廃棄すること。

十六 火薬類並びにその原料及び半製品(以下この号において「火薬類等」という。)の運搬には、衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当該火薬類等に摩擦及び衝動を与えないように慎重に行うこと。

十六の二 原動機をもつ車両は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれがある工室及びその付近に入れないこと。ただし、飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。

十七 火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場、廃棄焼却場等一定の場所で行うこと。

十九 火薬類の製造試験は、試験のために特に設けられた危険工室で行うか、又は平常作業を中止し、その目的に転用した危険工室で行うこと。

十九の二 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 一定の日乾場において日乾作業を行う場合

ロ 一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合

ハ 一定の星打ち場又は星掛け場において星打ち作業又は星掛け作業を行う場合

ニ 火薬類は、経済産業大臣が告示で定める基準による容器包装(容器及び火薬類を収納するために必要な構成材料をいう。以下同じ。)に収納すること。

二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかでない内装容器については、この限りでない。

二十二及び二十三 削除

二十四 外装容器には、衝撃注意、火気厳禁その他の取扱いに必要な注意事項を記載すること。

二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、通気を確保するため当該火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れないような措置を講ずるとともに、荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこと。

二十六 無煙火薬を火薬類一時置場に存置することができない期間は、当該無煙火薬の製造工程中に使用するいずれかの火薬類一時置場に最初に存置した日から通算して六月間とする。

二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

二十八 赤りんを取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。

二十九 マグネシウム粉、アルミニウム粉、マグネシウム粉又は亜鉛末を含有する火薬類の製造には、水分による発熱によつて発火しないような措置を講ずること。

三十 塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウム又は塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウムを含有する火薬若しくは爆薬を取り扱う器具及び容器には、その旨を明記し、その他の火薬及び爆薬の取扱いのために使用しないこと。

三十一 球状の打揚煙火の外殻の貼り付け作業を行つた後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。

三十一の二 直径が十センチメートルを超える球状の打揚煙火には、割り薬を完全に点火させるような伝火薬を取り付けること。

三十一の三 球状の打揚煙火の割り薬として塩素酸塩を含有する火薬又は爆薬を使用する場合には、割り薬と星とが直接に接触しないような措置を講ずること。

三十二 赤りんを取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。

三十三 葉紙、速火線の切断等の摩擦又は衝撃を加える作業は、少量ずつ行うこと。

三十四 静電気により爆発し又は発火するおそれがある火薬類を取り扱う際には、帯電した静電気を有効に除去するための措置を講ずること。

三十五 噴出葉を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら

十六の二 原動機をもつ車両は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれがある工室及びその付近に入れないこと。ただし、飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。

十七 火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場、廃棄焼却場等一定の場所で行うこと。

十九 火薬類の製造試験は、試験のために特に設けられた危険工室で行うか、又は平常作業を中止し、その目的に転用した危険工室で行うこと。

十九の二 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 一定の日乾場において日乾作業を行う場合

ロ 一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合

ハ 一定の星打ち場又は星掛け場において星打ち作業又は星掛け作業を行う場合

ニ 火薬類は、経済産業大臣が告示で定める基準による容器包装(容器及び火薬類を収納するために必要な構成材料をいう。以下同じ。)に収納すること。

二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかでない内装容器については、この限りでない。

二十二及び二十三 削除

二十四 外装容器には、衝撃注意、火気厳禁その他の取扱いに必要な注意事項を記載すること。

二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、通気を確保するため当該火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れないような措置を講ずるとともに、荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこと。

二十六 無煙火薬を火薬類一時置場に存置することができない期間は、当該無煙火薬の製造工程中に使用するいずれかの火薬類一時置場に最初に存置した日から通算して六月間とする。

二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

二十八 赤りんを取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。

二十九 マグネシウム粉、アルミニウム粉、マグネシウム粉又は亜鉛末を含有する火薬類の製造には、水分による発熱によつて発火しないような措置を講ずること。

三十 塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウム又は塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウムを含有する火薬若しくは爆薬を取り扱う器具及び容器には、その旨を明記し、その他の火薬及び爆薬の取扱いのために使用しないこと。

三十一 球状の打揚煙火の外殻の貼り付け作業を行つた後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。

三十一の二 直径が十センチメートルを超える球状の打揚煙火には、割り薬を完全に点火させるような伝火薬を取り付けること。

三十一の三 球状の打揚煙火の割り薬として塩素酸塩を含有する火薬又は爆薬を使用する場合には、割り薬と星とが直接に接触しないような措置を講ずること。

三十二 赤りんを取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。

三十三 葉紙、速火線の切断等の摩擦又は衝撃を加える作業は、少量ずつ行うこと。

三十四 静電気により爆発し又は発火するおそれがある火薬類を取り扱う際には、帯電した静電気を有効に除去するための措置を講ずること。

三十五 噴出葉を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら

十六の二 原動機をもつ車両は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれがある工室及びその付近に入れないこと。ただし、飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。

十七 火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場、廃棄焼却場等一定の場所で行うこと。

十九 火薬類の製造試験は、試験のために特に設けられた危険工室で行うか、又は平常作業を中止し、その目的に転用した危険工室で行うこと。

十九の二 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 一定の日乾場において日乾作業を行う場合

ロ 一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合

ハ 一定の星打ち場又は星掛け場において星打ち作業又は星掛け作業を行う場合

ニ 火薬類は、経済産業大臣が告示で定める基準による容器包装(容器及び火薬類を収納するために必要な構成材料をいう。以下同じ。)に収納すること。

二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかでない内装容器については、この限りでない。

二十二及び二十三 削除

二十四 外装容器には、衝撃注意、火気厳禁その他の取扱いに必要な注意事項を記載すること。

二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、通気を確保するため当該火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れないような措置を講ずるとともに、荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこと。

二十六 無煙火薬を火薬類一時置場に存置することができない期間は、当該無煙火薬の製造工程中に使用するいずれかの火薬類一時置場に最初に存置した日から通算して六月間とする。

二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

二十八 赤りんを取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。

二十九 マグネシウム粉、アルミニウム粉、マグネシウム粉又は亜鉛末を含有する火薬類の製造には、水分による発熱によつて発火しないような措置を講ずること。

三十 塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウム又は塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウムを含有する火薬若しくは爆薬を取り扱う器具及び容器には、その旨を明記し、その他の火薬及び爆薬の取扱いのために使用しないこと。

三十一 球状の打揚煙火の外殻の貼り付け作業を行つた後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。

三十一の二 直径が十センチメートルを超える球状の打揚煙火には、割り薬を完全に点火させるような伝火薬を取り付けること。

三十一の三 球状の打揚煙火の割り薬として塩素酸塩を含有する火薬又は爆薬を使用する場合には、割り薬と星とが直接に接触しないような措置を講ずること。

三十二 赤りんを取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。

三十三 葉紙、速火線の切断等の摩擦又は衝撃を加える作業は、少量ずつ行うこと。

三十四 静電気により爆発し又は発火するおそれがある火薬類を取り扱う際には、帯電した静電気を有効に除去するための措置を講ずること。

三十五 噴出葉を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら

ら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費する煙火（以下「手筒煙火」という。）の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合すること。

イ 噴出葉に使用する火薬類は黒色火薬のみとし、星その他の煙火を混入しないこと。
ロ 噴出葉の填葉作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。

ハ 噴出口は筒先の面の中心に設け、その直径は筒の内径の三分の一以上とすること。
ホ 噴出口の補強に用いる部材には、石膏、セメント等は使用せず、土、木材等の軽量なものを使用すること。

ヘ 手筒煙火であつて、第八十四条第九号の規定により十八歳未満の者が取り扱うことのできるもの（以下「特定手筒煙火」という。）の製造を行う際には、イからホまでに定めるもののほか、経済産業大臣が定める基準に適合すること。

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解散作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、前項第二号、第四号から第八号まで、第十号、第十一号から第二十号まで、第二十四号及び第二十七号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 あらかじめ一日に解散する不発弾等の最大数量を定め、当該最大数量以下で解散すること。
二 不発弾等解散工室等には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。

三 不発弾等解散工室等には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、それぞれ停留量を定め、これを超えて不発弾等を存置しないこと。
四 信管を有する不発弾等は、信管の分離作業等においてその信管を起爆させないように慎重に取り扱うこと。

五 不発弾等を収納する容器包装には、不発弾等の種類、信管の有無、危険性に関する分類その他の不発弾等に関する情報を表示すること。
3 第一項第三号、第六号から第九号まで、第十号の二、第十二号、第十四号、第十五号、第十

六号の二、第十七号、第二十号、第二十五号及び第二十六号並びに前項第二号及び第三号に規定する基準については、経済産業大臣が製造方法、土地又は設備の状況その他の関係により危険のおそれがないと認められた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

（移動式製造設備に係る製造方法の基準）
第五条の二 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 特定硝酸アンモニウム系爆薬の成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。ただし、一日に製造する最大数量は、一日の消費見込量以下とする。
二 移動区域内には、製造、消費その他の作業に必要な従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。

三 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。
四 移動区域内においては、酒気を帯びて作業をしないこと。

五 移動区域内においては、特に丁寧な作業を行うこと。
六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を固定すること。

七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室においてしななければならない。この場合において、工室内における製造方法の技術上の基準については、前条第一項第六号から第八号まで、第十一号から第十四号まで及び第二十七号の規定を準用する。

八 移動式製造設備には、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防止するための措置を講ずること。
九 移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、携帯電話のほかに灯火を携えないこと。

十 移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合に一時的に堆積するときは、この限りでない。

十一 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、停留量及び同時に存置することができると特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の最大数量を定め、これを超えて特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を存置しないこと。

十二 移動式製造設備は、常にその機能を点検し及び整備し、不具合のある場合は使用しないこと。
十三 移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合には、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十四 削除
十五 移動式製造設備は、その目的を定め、その目的とする作業以外に使用しないこと。
十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で、速やかに廃棄すること。

十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の附着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講じること。
十八 削除

十九 毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて安全な措置を講ずること。
二十 移動式製造設備をその移動区域外に移動させる場合には、火薬類を設備内に存置しないこととし、十分に清掃を行うこと。

二十一 移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ装填する場合は、適切な圧力により排出を行うこと。
二十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬の製造上特に温度及び圧力に関係のある作業については、その温度及び圧力の範囲を定め、その範囲内で作業すること。
二十三 移動式製造設備の移動又は特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬若しく

は収納する場合は、衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当該移動式製造設備に衝動を与えないよう、又は当該特定硝酸アンモニウム系爆薬に摩擦及び衝動を与えないように慎重に行うこと。

2 前項第三号及び第十一号に規定する基準については、経済産業大臣が製造方法、土地又は設備の状況その他の関係により危険のおそれがないと認められた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

（危害予防規程）
第六条 法第二十八条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一 法第七条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項。
二 保安管理体制並びに火薬類製造保安責任者及び火薬類製造副保安責任者の行うべき職務の範囲に関する事項。

三 安全な製造作業に関する事項（第一号に掲げるものを除く）。
四 製造施設の保安に係る巡視及び点検に関する事項（第一号に掲げるものを除く）。
五 製造施設の新増設に係る工事及び修理作業の管理に関する事項（第一号に掲げるものを除く）。

五の二 安定度試験の実施に関する事項。
六 製造施設が危険な状態となつたときの措置及びその訓練方法に関する事項。
七 協力会社の作業の管理に関する事項。

八 従業者に対する当該危害予防規程の周知方法及び当該危害予防規程に違反した者に対する措置に関する事項。
九 保安に係る記録に関する事項。
十 危害予防規程の作成及び変更の手續に関する事項。

十一 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防止するために必要な事項に関する事項。
大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内にある製造所（同法第六条第一項に規定する者が設置している製造所を除く。次項において同じ。）にあつては、前項各号に掲げる事項の

知事 の指 示す る安 全な 場所 に貯 蔵す る者	法令に基 づきその 010	に掲げる者についてはその合計数量が五キログラムを超えてはならないものとする。 3 (一)から(七)までに掲げる者について(八)の欄を適用する場合には、その火薬庫外に貯蔵することのできる火薬類の合計数量は、それぞれ(一)から(七)までに掲げる火薬類の数量を超えてはならないものとする。 4 ※を付した値は、日本産業規格K四八二八―二(二〇〇三)に規定する危険区分が一・四で2物、隔離区分がSの状態である航空機用火工品については、0・2とする。 2 前項の表中(一)又は(八)に掲げる者が信号焔管であつて経済産業大臣が告示で定めるもののみを貯蔵する場合にあつては、法第十一条第一項ただし書の数量は、前項の規定にかかわらず百キログラムとする。 (火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準) 第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第三号、第四号の二、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。 一 火災及び盗難の防止について留意すること。 二 前条第一項の表(六)(イ)の規定によりがん具煙火を貯蔵する場合にあつては、次のイからニまでに定めるところによること。 イ がん具煙火を貯蔵する場所の周囲の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合にあつては、床は、厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ十九センチメートル以上の補強コンクリートブロック造とすること。 ロ がん具煙火を貯蔵する場所の入口の扉は、防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。 ハ がん具煙火を貯蔵する場所には、窓、通気孔及び換気孔は、設けないこと。 ニ がん具煙火を貯蔵する場所には、自動消火設備を設けること。 三 前条第一項の表(一)(イ)又は(五)の規定により火薬類を建築物(坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。)に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号炎管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)にあつては、次のイからトまでに定めるところによること。	(7)	(8)	備考 1 鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品と信号焔管及び信号火せんと煙火(がん具煙火を除く。)とを同時に貯蔵する場合には、(一)に掲げる者についてはその合計数量が七十五キログラムを超えてはならないものとする。 2 信号焔管及び信号火せんと煙火(がん具煙火を除く。)とを同時に貯蔵する場合には、(八)
<p>イ 建築物の構造は、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれらと同等程度に盗難及び火災を防止するための措置を講じたものとする。</p> <p>ロ 建築物の入口の扉は、防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。</p> <p>ハ 建築物の屋根には、火災を防止するための措置を講じ、天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。</p> <p>ニ 建築物の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用すること。</p> <p>ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ホ 建築物の床面には、できるだけ鉄類を表さないこと。</p> <p>ヘ 建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。</p> <p>ト 建築物には、帳簿を備え、責任者を定め、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。</p> <p>三の二 前条第一項の表(一)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合にあつては、前号へ及びトの規定によるほか、次のイからハまでに定めるところによること。 イ 建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが一・三メートル以上の鉄筋コンクリート造とし、厚さは十センチメートル以上とすること。 ロ 建築物の入口の扉は、内開きの防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。</p> <p>ハ 建築物内に爆薬、工業雷管又は電気雷管を貯蔵する場合にあつては、当該爆薬、工業雷管又は電気雷管の一部が爆発したときに当該建築物内に貯蔵する他の爆薬が爆発することを防止するための措置を講ずること。</p> <p>四 前条第一項の表(一)(イ)又は(五)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他の堅固な構造を有する設備(以下この号及び次号において「設備」という。)に収納して</p>					
<p>建築物に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号炎管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)にあつては、第三号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。</p> <p>イ 設備の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。</p> <p>ロ 設備は、容易に持ち運びできないこと。</p> <p>ハ 設備の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する材料を使用すること。</p> <p>ニ 設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。</p> <p>ホ 設備には、帳簿を備え、責任者を定め、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。</p> <p>四の二 前条第一項の表(一)(ロ)及び(二)から(四)までの規定により火薬類を貯蔵する場合にあつては、前号イからホまでの規定によるほか、次のイからニまでに定めるところによること。 イ 火薬類は、設備に収納して建築物に貯蔵すること。 ロ 設備は、盗難を防止するための措置を講じた金属製のロッカー又はこれと同等程度に盗難を防止するための措置を講じた堅固な構造を有するものとすること。 ハ 設備内に棚を設ける場合にあつては、棚は、落下を防止するための措置を講じた堅固な構造とし、その表面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する材料を使用すること。</p> <p>ニ 設備には、火薬類が爆発し、又は発火したときに発生するガスを排出するために適当な排気孔を設け、排気孔には、盗難を防止するための措置を講ずること。ただし、耐火性のロッカー等については、この限りでない。</p> <p>五 前条第一項の表(八)の規定により火薬類を貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号炎管、信号火せん、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)にあつては、堅固な設</p>					

備に収納し、盗難を防止するための措置を講ずること。

(火薬庫の種類)

第十七条 火薬庫は、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫、水蓄火薬庫、実包火薬庫、煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫および導火線庫とする。

(火薬庫においてする貯蔵の技術上の基準)

第十八条 法第十一条第二項の規定による火薬庫においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、次条から第二十一条までに定めるところによる。

(貯蔵の区分)

第十九条 左表上欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなければならない。この場合において、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあつては、異つた貯蔵火薬庫の区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。

火薬(信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く)、爆薬(信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く)、実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コード	貯蔵すべき火薬庫
火薬(信号焰管、信号火せん及び煙火の二級火薬(信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く)、爆薬(信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く)、建設用びよう打ち銃用空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コード)	貯蔵すべき火薬庫
火薬(信号焰管、信号火せん及び煙火の三級火薬(信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く)、爆薬(信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く)及び火工品(信号焰管、信号火せん及び煙火を除く))	貯蔵すべき火薬庫
実包及び空包	実包火薬庫
水蓄火	水蓄火薬庫
導火線	導火線庫
導火管	導火管庫
導爆線	導爆線庫
電気導火線	電気導火線庫
信号焰管	信号焰管庫
信号火せん	信号火せん庫
煙火	煙火庫
導火線及び導火管	導火線及び導火管庫
導爆線及び電気導火線	導爆線及び電気導火線庫
信号焰管及び信号火せん	信号焰管及び信号火せん庫
煙火並びに煙火の原料用火薬及び爆薬	煙火及び爆薬庫
信号焰管、信号火せん、煙火、コンクリート破砕器、電気導火線及び導火線並びに信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬及び爆薬	信号焰管、信号火せん、煙火、コンクリート破砕器、電気導火線及び導火線並びに信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬及び爆薬庫
がん具煙火(第一条の五第一号へ(2)に掲げるものを除く)その他煙火であつて経済産業大臣が告示で定めるもの(以蔵庫下次条において「がん具煙火等」という)	がん具煙火貯蔵庫
導火線、電気導火線及び導火管	導火線庫
三級火薬庫に火薬又は爆薬と火工品(実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コード)を除く。次条第二項及び第三項において同じ)を貯蔵する場合には、第二十七条第一項第三号の隔壁(同条第二項の規定により設けられているものを含む)により区分して貯蔵しなければならない。	三級火薬庫
第一項の二級火薬庫とは、土木工事その他の事業に一時的に使用される火薬類をその事業中臨時に貯蔵するものをいう。	二級火薬庫
可塑性爆薬は、次の各号の一に該当する可塑性爆薬を貯蔵する場合その他経済産業大臣が告示で定める場合を除き、第五条第一項第一号の三の経済産業大臣が告示で定める物質を同号の経済産業大臣が告示で定める量以上含むように貯蔵しなければならない。	可塑性爆薬貯蔵庫
新規の又は改良された爆薬についての法令に基づく研究、開発又は試験において使用する可塑性爆薬	可塑性爆薬貯蔵庫
爆薬の探知についての法令に基づく訓練又は爆薬の探知のための機器の開発若しくは試験において使用する可塑性爆薬	可塑性爆薬貯蔵庫

工業雷管、電気雷管、建設用びよう打ち銃用空包、コンクリート破砕器、導爆線、導火線、電気導火線、導火管、導火管付き雷管その他火工品であつて経済産業大臣が告示で定めるもの

トリニトロトルエン、トリメチレントリニトロアミン及びこれらの混合物並びにこれらを主とする爆薬

信号焰管及び信号火せん

信号焰管及び信号火せん

煙火並びに煙火の原料用火薬及び爆薬

信号焰管、信号火せん、煙火、コンクリート破砕器、電気導火線及び導火線並びに信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬及び爆薬

がん具煙火(第一条の五第一号へ(2)に掲げるものを除く)その他煙火であつて経済産業大臣が告示で定めるもの(以蔵庫下次条において「がん具煙火等」という)

導火線、電気導火線及び導火管

三級火薬庫に火薬又は爆薬と火工品(実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コード)を除く。次条第二項及び第三項において同じ)を貯蔵する場合には、第二十七条第一項第三号の隔壁(同条第二項の規定により設けられているものを含む)により区分して貯蔵しなければならない。

第一項の二級火薬庫とは、土木工事その他の事業に一時的に使用される火薬類をその事業中臨時に貯蔵するものをいう。

可塑性爆薬は、次の各号の一に該当する可塑性爆薬を貯蔵する場合その他経済産業大臣が告示で定める場合を除き、第五条第一項第一号の三の経済産業大臣が告示で定める物質を同号の経済産業大臣が告示で定める量以上含むように貯蔵しなければならない。

新規の又は改良された爆薬についての法令に基づく研究、開発又は試験において使用する可塑性爆薬

爆薬の探知についての法令に基づく訓練又は爆薬の探知のための機器の開発若しくは試験において使用する可塑性爆薬

工業雷管、電気雷管、建設用びよう打ち銃用空包、コンクリート破砕器、導爆線、導火線、電気導火線、導火管、導火管付き雷管その他火工品であつて経済産業大臣が告示で定めるもの	二級火薬庫
トリニトロトルエン、トリメチレントリニトロアミン及びこれらの混合物並びにこれらを主とする爆薬	水蓄火薬庫
信号焰管及び信号火せん	一級火薬庫
信号焰管及び信号火せん	三級火薬庫
煙火並びに煙火の原料用火薬及び爆薬	一級火薬庫
信号焰管、信号火せん、煙火、コンクリート破砕器、電気導火線及び導火線並びに信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬及び爆薬	煙火及び爆薬庫
がん具煙火(第一条の五第一号へ(2)に掲げるものを除く)その他煙火であつて経済産業大臣が告示で定めるもの(以蔵庫下次条において「がん具煙火等」という)	がん具煙火貯蔵庫
導火線、電気導火線及び導火管	導火線庫
三級火薬庫に火薬又は爆薬と火工品(実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コード)を除く。次条第二項及び第三項において同じ)を貯蔵する場合には、第二十七条第一項第三号の隔壁(同条第二項の規定により設けられているものを含む)により区分して貯蔵しなければならない。	三級火薬庫
第一項の二級火薬庫とは、土木工事その他の事業に一時的に使用される火薬類をその事業中臨時に貯蔵するものをいう。	二級火薬庫
可塑性爆薬は、次の各号の一に該当する可塑性爆薬を貯蔵する場合その他経済産業大臣が告示で定める場合を除き、第五条第一項第一号の三の経済産業大臣が告示で定める物質を同号の経済産業大臣が告示で定める量以上含むように貯蔵しなければならない。	可塑性爆薬貯蔵庫
新規の又は改良された爆薬についての法令に基づく研究、開発又は試験において使用する可塑性爆薬	可塑性爆薬貯蔵庫
爆薬の探知についての法令に基づく訓練又は爆薬の探知のための機器の開発若しくは試験において使用する可塑性爆薬	可塑性爆薬貯蔵庫

三 法令に基づき法科学のために使用する可塑性爆薬

四 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)に基づき押収された可塑性爆薬

(最大貯蔵量)

第二十条 火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に掲げる火薬類の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。ただし、同表(2)に掲げる火薬について、爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合は、同表(1)に掲げる火薬として扱う。

火薬庫の種類	火薬庫の種類	火薬庫の種類	火薬庫の種類	火薬庫の種類	火薬庫の種類	火薬庫の種類	火薬庫の種類	火薬庫の種類	火薬庫の種類							
(1) 火薬(特八八二五十四定コンポトンキログラ進葉を除く)	(2) 特定コン四五百五十推進葉	(3) 爆薬(特四十二定硝安油トシ五キ百剤爆薬等を除く)	(4) 特定硝安四十二等油剤爆薬トシ五キ	(5) 工業雷管四千一及び電気万个個	(6) 雷管万个個	(7) 導爆線	(1) 火薬庫の一級二級三級水実煙が導	(2) 火薬庫	(3) 火薬庫	(4) 火薬庫	(5) 火薬庫	(6) 火薬庫	(7) 火薬庫	(8) 火薬庫	(9) 火薬庫	(10) 火薬庫

銃用雷管 四億 四十

実包及び 八千二千六万 万个個

空包 万个個

信管及び 二百 三万 万个個

火管 二百 三万 万个個

コンクリ 四百百一 二万 万个個

器 ト破砕 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

(1) 導火管付 一千二百二千 万个個

二 一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫及び煙火火薬庫において二種類以上の火薬類を前条第一項の区分により同様に貯蔵する場合(三級火

三 三級火薬庫において火薬又は爆薬と火工品を前条第二項の規定により隔壁により区分して同棟に貯蔵する場合を除く。）には、各種類ごとにその種類のみに係る最大貯蔵量でそれぞれ貯蔵しようとする数量を除き、それらの商を加えた和がより大となつてはならない。

四 火薬庫内には、鉄類若しくはそれらを使用した器具（チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベアその他の搬出入作業に用いられる器具であつて火薬類に摩擦又は衝動を与えないような構造のもの及び第四条第一項第二十七号の運搬車を除く。）又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。

五 火薬庫内には、電流により作動する機構を持つ火工品を貯蔵する火薬庫内には、電波を発生する機器を携行しないこと。やむを得ず携行する場合にあつては、当該火工品が爆発し、又は発火するおそれがないよう、当該火工品に対して間隔をとる等の適切な措置を講ずること。

六 火薬庫内では、荷造り、荷解き、開函、小分け又は仕分けの作業をしないこと。ただし、火薬又は爆薬に直接触れない作業であつて、ファイバ箱の開函その他の安全に当該作業を行うことができる場合にあつては、この限りでない。

七 火薬庫内では、換気に注意し、できるだけ温度の変化を少なくし、特に無煙火薬又はダイナマイトを貯蔵する場合にあつては、最高の温度及び最低の温度を計測し、夏期又は冬期における温度の影響を少なくするような措置を講ずること。

八 火薬類を収納した容器包装は、通気を確保するため火薬庫の内壁及び床面に直に触れない措置を講ずること。ただし、火薬類が温度及び湿度の影響を受けない場合にあつては、通気を確保するため火薬庫の床面に直に触れない措置については、この限りでない。

九 火薬類を収納した容器包装は、荷崩れせず、安全な搬出入が可能に高さで積みこむこと。

十 火薬庫から火薬類を出すときは、古いものを先にすること。ただし、貯蔵の委託を受けた火薬類を返還する場合その他の新しいものを先に出すことがやむを得ない場合にあつては、この限りでない。

十一 火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類が残っている場合にあつては、異常の有無に注意すること。

十二 ダイナマイトの貯蔵中葉包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、当該ニトログリセリンを分解して除去すること。

十三 外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が漏れ出した場合にあつては、内容物を点検し、遅滞なく火薬類を消費し、又は廃棄すること。

十四 アジ化鉛を主とする起爆薬を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管と管体に銅を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管とは、混積しないこと。

十五 火薬庫に設置してある警鳴装置については、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

十六 水蓄火薬庫においてする火薬類の取扱いは、前項第一号から第四号まで、第六号、第九号及び第十号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 粉状の火薬類は十五パーセント以上の水分で湿潤状態にして非侵水性の袋に入れて木箱等に納め、塊状の火薬類は水と隔絶しない状態で貯蔵すること。

二 火薬類は、水面下五センチメートル以上の深さの水中に沈めること。

三 減水しないよう絶えず注意し、減水したときは、直ちに給水すること。

四 火薬庫構造等の技術上の基準（火薬庫構造等の技術上の基準）

制限無管火導び及線火導氣電、線火導																																												
爆薬40トン（以下）																																												
1	3	1	4	1	5	1	6	1	7	1	8	1	9	1	2	0	2	5	3	0	3	5	爆薬40トン（以下）																					
0	2	1	0	2	1	0	2	1	0	3	1	0	3	1	0	3	1	0	4	1	0	5	1	0	6	1	0	7	1	ル	ト	丨	メ	(以	上)	件	物	安						
0	9	1	0	9	1	0	0	2	0	0	2	0	1	2	0	1	2	0	2	2	0	3	2	0	5	2	0	6	2	0	7	2	ル	ト	丨	メ	(以	上)	件	物	安			
0	3	3	0	4	3	0	5	3	0	5	3	0	6	3	0	7	3	0	8	3	0	1	4	0	4	4	0	6	4	0	8	4	ル	ト	丨	メ	(以	上)	件	物	安			
0	8	3	0	9	3	0	0	4	0	1	4	0	2	4	0	3	4	0	4	4	0	7	4	0	0	5	0	2	5	0	5	5	ル	ト	丨	メ	(以	上)	件	物	安			
																							庫	薬	火	包	実	は	又	庫	薬	火	級	二	、	庫	薬	火	級	一				

保種四第	保種三第	保種二第	保種一第
保種四第	保種三第	保種二第	保種一第
保種四第	保種三第	保種二第	保種一第
保種四第	保種三第	保種二第	保種一第

貯蔵火薬類の種類
保安物件の種類
及び保安距離

第二十二條 法第十二条第三項の規定による火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次条から第三十二条までに定めるところによる。（保安距離）

第二十三條 火薬庫は、第二項から第六項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。

0 3	0 5	0 7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
53	04	54	05	06	07	08	58	09	59	001	001	011	011	011
55	56	07	08	001	021	031	041	051	051	061	071	071	081	081
59	011	021	041	081	002	022	042	052	072	082	092	003	013	023
011	031	041	061	002	032	062	082	092	013	023	033	043	063	073

制限無線火導気電び及線火導					制限無管火導び及線火導気電、線火導															
1 7	2	3	4	下火 葉又 は爆 薬5 トン (以	下以ム ラグロ キ百ん せ火号 信び及 管焰号 信	5 0	2 0 0	0 1	0 2	0 3	0 4	0 5	0 6	0 7	0 8	0 9	1 0	1 1	1 2	
53	53	54	05	05	下以ム ラグロ キ百ん せ火号 信び及 管焰号 信	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01
07	57	58	59	501	下以ム ラグロ キ百ん せ火号 信び及 管焰号 信	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01
011	011	031	041	051	下以ム ラグロ キ百ん せ火号 信び及 管焰号 信	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01
041	051	071	091	012	下以ム ラグロ キ百ん せ火号 信び及 管焰号 信	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01
庫薬火火煙					庫薬火級三										庫薬火蓄水					

制限無管火導び及線火導気電、線火導										2	4	6	8	10	01	02	03	05	07	09	11	14
										579	01	11	21	51	51	02	02	52	03	03	03	53
										579	01	11	21	03	53	04	54	05	55	06	06	56
										579	01	11	21	54	55	06	07	08	58	09	09	001
										579	01	11	21	06	07	08	09	001	011	021	031	
庫線火導										庫蔵貯火煙具んが												

17	18	19	20	25	30	35	40	下(以	導火線、電気爆 導火線及び導 火管無制限	ト ル	メ ー ル	上 (以	件 安 物 種 保 種 保 種 保	及 び 保 安 距 離	保 安 物 件 の 種 類 区 分	貯 蔵 火 薬 類 の 数 量	3 一級火薬庫、二級火薬庫又は煙火火薬庫につ いては、第二種保安物件、第三種保安物件又は 第四種保安物件の方向に対する第三十一条の土 堤を火薬庫の屋頂の高さの四分の五以上の高さ とするときは、当該保安物件に対する保安距離 は、第一項の規定にかかわらず、次の表の距離 とする。	2 第三十二条の規定により、第二十条第一項の 最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離 は、当該保安物件に対して、当該火薬庫の種類 に応じ、次の算式により計算した距離以上の距 離をとらなければならない。 距離Ⅱ（分母の貯蔵量に対応する保安距離） ×（貯蔵しようとする数量の立方根）／前 項の表の貯蔵量の立方根
95	95	010	010	012	012	013	014	ト ル	導火線、電気爆 導火線及び導 火管無制限	メ ー ル	上 (以	件 安 物 種 保 種 保	及 び 保 安 距 離	保 安 物 件 の 種 類 区 分	貯 蔵 火 薬 類 の 数 量	3 一級火薬庫、二級火薬庫又は煙火火薬庫につ いては、第二種保安物件、第三種保安物件又は 第四種保安物件の方向に対する第三十一条の土 堤を火薬庫の屋頂の高さの四分の五以上の高さ とするときは、当該保安物件に対する保安距離 は、第一項の規定にかかわらず、次の表の距離 とする。	2 第三十二条の規定により、第二十条第一項の 最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離 は、当該保安物件に対して、当該火薬庫の種類 に応じ、次の算式により計算した距離以上の距 離をとらなければならない。 距離Ⅱ（分母の貯蔵量に対応する保安距離） ×（貯蔵しようとする数量の立方根）／前 項の表の貯蔵量の立方根	
013	013	013	014	015	016	016	017	ト ル	導火線、電気爆 導火線及び導 火管無制限	メ ー ル	上 (以	件 安 物 種 保 種 保	及 び 保 安 距 離	保 安 物 件 の 種 類 区 分	貯 蔵 火 薬 類 の 数 量	3 一級火薬庫、二級火薬庫又は煙火火薬庫につ いては、第二種保安物件、第三種保安物件又は 第四種保安物件の方向に対する第三十一条の土 堤を火薬庫の屋頂の高さの四分の五以上の高さ とするときは、当該保安物件に対する保安距離 は、第一項の規定にかかわらず、次の表の距離 とする。	2 第三十二条の規定により、第二十条第一項の 最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離 は、当該保安物件に対して、当該火薬庫の種類 に応じ、次の算式により計算した距離以上の距 離をとらなければならない。 距離Ⅱ（分母の貯蔵量に対応する保安距離） ×（貯蔵しようとする数量の立方根）／前 項の表の貯蔵量の立方根	
026	026	027	027	029	031	033	034	ト ル	導火線、電気爆 導火線及び導 火管無制限	メ ー ル	上 (以	件 安 物 種 保 種 保	及 び 保 安 距 離	保 安 物 件 の 種 類 区 分	貯 蔵 火 薬 類 の 数 量	3 一級火薬庫、二級火薬庫又は煙火火薬庫につ いては、第二種保安物件、第三種保安物件又は 第四種保安物件の方向に対する第三十一条の土 堤を火薬庫の屋頂の高さの四分の五以上の高さ とするときは、当該保安物件に対する保安距離 は、第一項の規定にかかわらず、次の表の距離 とする。	2 第三十二条の規定により、第二十条第一項の 最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離 は、当該保安物件に対して、当該火薬庫の種類 に応じ、次の算式により計算した距離以上の距 離をとらなければならない。 距離Ⅱ（分母の貯蔵量に対応する保安距離） ×（貯蔵しようとする数量の立方根）／前 項の表の貯蔵量の立方根	

は、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる建築材料を使用すること。

十二 火薬庫には、第三十条に規定する避雷装置を設けること。

十三 火薬庫の周囲は、第三十一条に規定する土堤で囲むこと。

十四 火薬庫の付近には、防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置を講ずるとともに、警戒札その他の警戒設備を設けること。

十五 火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。

十六 火薬庫には、盗難を防止するための警備装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

第二十四条の二 級火薬庫の位置、構造及び設備

第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次条第四号及び第七号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から二十センチメートル以上離れるようにし、かつ、湿気を防ぐ構造とすること。

二 火薬庫の基礎は、堅ろうな高台とし、外部構造と内部構造との空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

三 削除

四 火薬庫の覆土（その入口に面する部分を除く。）は、四十五度より急でない勾配とし、外部構造の覆土の厚さは、三メートル以上とすること。

五 火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面には、できるだけ覆土の崩壊を防止するための措置を講ずること。

第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、火薬類の爆発の際付近の坑内施設、坑内従業員等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 火薬庫の構造は、鉄筋コンクリート造等堅固で湿気を防ぐ構造とすること。ただし、岩質により安全と認められる場合でセメント塗込としたときは、木造で壁板を二重とすることができ。

三 建物の外壁と岩壁との間の空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、鉄扉を設け、盗難を防止するための措置を講ずること。

五 削除

六 火薬庫の地盤の厚さは、次の表の基準によること。

区分	単位	貯蔵量に應ずる地盤の厚さ
地上	(メートル)	2.9
地下	(メートル)	2.8
地下	(メートル)	2.6
地下	(メートル)	2.4
地下	(メートル)	2.2
地下	(メートル)	2.0

七 火薬庫の入口又は火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五メートル以内に第三十一条に規定する土堤を設けることその他の火薬類の爆発の際直接の衝動波が突出するおそれがないようにするための措置を講ずること。

第二十五条の二 地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに前条第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、火薬類の爆発の際付近の地下の施設、その施設内における従業員等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造の壁は、鉄筋コンクリート造で、かつ、頂部を放爆式構造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から二十センチメートル以上離れるようにし、かつ、湿気を防ぐ構造とすること。

三 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四 火薬庫には、搬出入用トンネルを設けること、これとは別に放爆用トンネルを設けること。

五 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、火薬類の爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。

六 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルに昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備を設けるときは、火薬類に摩擦及び衝撃を与えないような構造のものとする。

七 第四号の放爆用トンネルは、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 放爆用トンネルの開口部は、鉛直に設置すること。

ロ 放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質を覆うこと。

ハ 放爆用トンネルの地上の開口部上面に放爆用トンネルの閉鎖装置を設けること。

ニ 放爆用トンネルの断面の形状は円形又は正方形とし、火薬庫の貯蔵量に応じて、次の表の断面積とすること。

区分	単位	貯蔵量に應ずる放爆用トンネルの断面積
放爆用トンネル	(平方メートル)	6.4
放爆用トンネル	(平方メートル)	5.9
放爆用トンネル	(平方メートル)	5.3
放爆用トンネル	(平方メートル)	4.7
放爆用トンネル	(平方メートル)	4.1
放爆用トンネル	(平方メートル)	2.0

十 火薬庫の土かぶりの土は、石塊を含まないこと。また、火薬庫の土かぶりの土には、火薬庫に付随する設備を含まないものとする。

区分	単位	貯蔵量に應ずる土かぶり
土かぶり	(メートル)	2.9
土かぶり	(メートル)	2.8
土かぶり	(メートル)	2.6
土かぶり	(メートル)	2.4
土かぶり	(メートル)	2.2
土かぶり	(メートル)	2.0

十一 火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備を設けること。

十二 一級火薬庫の位置、構造及び設備は、第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第二号、第四号、第七号、第九号、第十号、第十四号及び第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又はこれと同等程度の堅固な構造とし、かつ、火薬類の爆発の際衝動波が突出するおそれがないようにするための措置を講じたものとする。

二 火薬庫には、できるだけ第三十条に規定する避雷装置を設けること。

三 火薬庫の周囲は、できるだけ第三十一条に規定する土堤で囲むこと。

四 他の二級火薬庫との間に土堤を設けない場合には、その相互の距離は、次の表の基準によること。

貯蔵距離	相互の距離
10	1.7
9	1.6
8	1.5
7	1.4
6	1.3
5	1.2
4	1.1

蔵量爆薬一トン以上の場合にあつては、内面の土留は、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫等に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。

六 火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。

七 土堤の堤面には、できるだけ土堤の崩壊を防止するための措置を講ずること。

第三十一条の二 簡易土堤を設ける場合にあつては、前条第一号から第三号まで及び第六号の規定のほか、次の各号の規定によらなければならない。

一 簡易土堤は、七十五度より急でない勾配とすること。

二 簡易土堤の高さは、次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めるところによること。

イ 三級火薬庫 屋頂の高さ(当該高さが一・五メートル未満の場合)にあつては、一・五メートル以上

ロ 煙火火薬庫等 軒の高さ(当該高さが一・五メートル未満の場合)にあつては、一・五メートル以上

一・三 簡易土堤の頂部の厚さは、六十センチメートル以上とすること。

二 簡易土堤は、十分な強度を有する側壁板及び支柱を用いて堅固に土留めし、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。

三 簡易土堤の頂部は、木板等で覆い、できるだけ雨水の浸入を防止するための措置を講ずること。

第三十一条の三 防壁壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定める基準に従つて設置しなければならない。

(危険のおそれがない場合の特例)

第三十二条 第二十条、第二十一条及び第二十三条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然又は人造の掩体の状態、土地又は設備の状況、貯蔵火薬類の種類又は数量その他の関係により危険のおそれがないと認められた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じ認めたものをもって基準とする。

(帳簿) 第三十三条 法第四十一条第一項の規定による火薬庫の所有者又は占有者が帳簿に記載すべき事項は、火薬庫ごとの出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名とする。

2 法第四十一条第二項の規定による前項の帳簿の保存期間は、記載の日から二年とする。

第三十四条 削除 第五章 譲渡及び譲受 (譲渡の許可申請)

第三十五条 法第十七条第一項の規定による火薬類の譲渡の許可を受けようとする者は、様式第九の火薬類譲渡許可申請書をその住所を管轄する都道府県知事(当該住所が指定都市の区域内にある場合)にあつては、当該住所を管轄する指定都市の長)に提出しなければならない。

(譲受の許可申請) 第三十六条 法第十七条第一項の規定による火薬類の譲受の許可を受けようとする者は、様式第十の火薬類譲受許可申請書をその住所を管轄する都道府県知事(当該住所が指定都市の区域内にある場合)にあつては、当該住所を管轄する指定都市の長)に提出しなければならない。

(無許可譲受数量) 第三十七条 法第十七条第四号の規定により許可なく譲り受けることができる火薬類の数量は、一月につき火薬十三キログラム以下、無添加可塑性爆薬以外の爆薬五キログラム以下、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付雷管二百個以下、導火線若しくは導爆線四百メートル以下又は電気導火線五百個以下とする。

(譲渡又は譲受許可証) 第三十八条 法第十七条第四項の規定による譲渡許可証及び譲受許可証の様式は、様式第十一とする。

2 火薬類を譲り受ける者または譲り渡す者は、その都度、前項の譲渡許可証の譲受人記載欄または譲受許可証の譲渡人記載欄に所定の事項を記入するものとする。

(譲渡又は譲受許可証の書換の申請) 第三十八条の二 法第十七条第七項の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の書換を受けようとする者は、様式第十二の許可証書換申請書に当該許可証を添えて、当該許可証の交付を受けた都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

(譲渡又は譲受許可証の再交付の申請) 第三十九条 法第十七条第八項の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の再交付を受けようとする者は、様式第十三の許可証再交付申請書を当該許可証の交付を受けた都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

この場合において、申請の理由が当該許可証の汚損であるときは、当該申請書に当該許可証を添えなければならない。

第四十条 削除 第六章 完成検査及び保安検査 第一節 完成検査

(完成検査の申請等) 第四十一条 法第十五条第一項本文又は第二項本文の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長)が行う完成検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十四の完成検査申請書を、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 産業保安監督部長又は都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長)は、法第十五条第一項本文又は第二項本文の完成検査において、製造施設が法第七条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることと認めるときは、火薬庫が法第十二条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることと認めるときは、様式第十五の完成検査証を、交付するものとする。

(指定完成検査機関が行う完成検査の申請等) 第四十二条 前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第十五条第一項本文又は第二項本文」とあるのは、「法第十五条第一項ただし書又は第二項第一号」と、同条第一項中「経済産業大臣又は都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長)が行う」とあるのは「指定完成検査機関が行う」と、当該製造所の

所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事」と、同条第二項中「産業保安監督部長又は都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長)とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

2 法第十五条第一項ただし書又は第二項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を産業保安監督部長又は都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長)の長。第四十四条の二第二項及び第六項、第四十四条の三第二項、第六十七條の七第一項から第三項まで、第八十二条第一項並びに第九十条の二において同じ。)に届け出ようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十六の指定完成検査機関完成検査受検届を、完成検査を受けた製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(指定完成検査機関の完成検査の報告) 第四十三条 法第十五条第三項の規定により、報告をしようとする指定完成検査機関は、様式第十七の完成検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、完成検査をした製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(完成検査の方法) 第四十四条 法第十五条第四項の経済産業省令で定める完成検査の方法のうち、製造施設について行うものは、別表第一のとおりとする。

2 法第十五条第四項の経済産業省令で定める完成検査の方法のうち、火薬庫については、別表第二のとおりとする。

第二節 保安検査 (特定施設の範囲等) 第四十四条の二 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、危険工室、火薬庫一時置場、日乾場、不発弾等解撤工室等、移動式製造設備用工室及び移動式製造設備とする。

2 法第三十五条第一項本文の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事が行う保安検査は、一年(土堤、簡易土堤及び防壁にあつては、三年)に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設又は火薬庫であつて、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は

所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

2 法第十五条第一項ただし書又は第二項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を産業保安監督部長又は都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長)の長。第四十四条の二第二項及び第六項、第四十四条の三第二項、第六十七條の七第一項から第三項まで、第八十二条第一項並びに第九十条の二において同じ。)に届け出ようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十六の指定完成検査機関完成検査受検届を、完成検査を受けた製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(指定完成検査機関の完成検査の報告) 第四十三条 法第十五条第三項の規定により、報告をしようとする指定完成検査機関は、様式第十七の完成検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、完成検査をした製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(完成検査の方法) 第四十四条 法第十五条第四項の経済産業省令で定める完成検査の方法のうち、製造施設について行うものは、別表第一のとおりとする。

2 法第十五条第四項の経済産業省令で定める完成検査の方法のうち、火薬庫については、別表第二のとおりとする。

第二節 保安検査 (特定施設の範囲等) 第四十四条の二 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、危険工室、火薬庫一時置場、日乾場、不発弾等解撤工室等、移動式製造設備用工室及び移動式製造設備とする。

2 法第三十五条第一項本文の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事が行う保安検査は、一年(土堤、簡易土堤及び防壁にあつては、三年)に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設又は火薬庫であつて、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は

当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない特定施設又は火薬庫にあつては、完成検査）を受け又は自ら保安検査若しくは完成検査を行った日から当該特定施設又は当該火薬庫を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（土堤、簡易土堤及び防壁にあつては、三年以上）であるもの（以下「休止施設等」という。）にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとするときまで行わぬものとする。

3 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の回数で同項の保安検査を行うことが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回当該保安検査を行うものとする。

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、第四十一条第二項の規定により完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について第六項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月を超えない日（土堤、簡易土堤及び防壁（休止施設等を除く。）にあつては、二年十一月を超えない日、休止施設等にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十八の保安検査申請書を、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期限までに同項の保安検査申請書を提出することが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに当該保安検査申請書を提出しなければならない。

6 産業保安監督部長又は都道府県知事は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第七條第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるとき又は火薬庫が法第十二條第三項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第十九の保安検査証を交付するものとする。

7 法第三十五条第二項の保安の確保のための組織及び方法に係るものとして経済産業省令で定めるものは、第六條第一項各号に掲げる事項の細目とする。

（指定保安検査機関が行う保安検査の申請等）

第四十四条の三 前条第二項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「経済産業大臣又は都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項中「当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替へるものとする。

2 法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を産業保安監督部長又は都道府県知事に届け出ようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第二十の指定保安検査機関保安検査受検届を、保安検査を受けた製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（指定保安検査機関の保安検査の報告）

第四十四条の四 法第三十五条第三項の規定により、報告をしようとする指定保安検査機関は、様式第二十一の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、保安検査をした製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（保安検査の方法）

第四十四条の五 法第三十五条第四項の経済産業省令で定める保安検査の方法のうち、製造施設について行うものは、別表第三のとおりとする。

2 法第三十五条第四項の経済産業省令で定める保安検査の方法のうち、火薬庫について行うものは、別表第四のとおりとする。

第六章の二 完成検査及び保安検査に係る認定等

第一節 完成検査に係る認定

（完成検査に係る認定の申請等）

第四十四条の六 法第四十五条の三の二第一項の規定により、法第四十五条第二号の認定の申請をしようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第二十二の認定完成

検査実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、製造所又は火薬庫の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、製造所又は火薬庫の名称、従業員数、主に製造又は貯蔵を行う火薬庫の種類並びに組織図

二 認定を受けようとする製造所又は火薬庫の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、火薬庫の種類ごとの一日に製造する最大数量又は最大貯蔵量一覽表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る完成検査の認定を申請する者にあつては主に製造を行う火薬庫の種類、危険工室等一覽表及び製造工程図、火薬庫に係る完成検査の認定を申請する者にあつては主に貯蔵を行う火薬庫の種類及び火薬庫一覽表

三 法第四十五条の三の二第一項の完成検査に係る認定の基準に適合していることを説明する書類

2 法第四十五条の三の二第一項の経済産業省令で定める変更工事は、製造所にあつては新たな製造施設の設置の工事以外の変更の工事とし、火薬庫にあつてはその構造又は設備の変更の工事とする。

（完成検査に係る認定の基準等）

第四十四条の七 法第四十五条の三の二第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第五に定めるところによるものとする。

2 法第四十五条の三の二第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。

一 法第四十五条の三の二第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項

二 法第四十五条の三の二第一項第二号の完成検査規程に関する事項

3 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が法第四十五条の三の二第一項各号に該当していると認めるときは、様式第二十三の認定完成検査実施者認定証を交付するものとする。

（保安検査に係る認定の申請等）

第四十四条の八 法第四十五条の三の二第一項の規定により、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をしようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第二十二の認定保安検査実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、製造所又は火薬庫の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、製造所又は火薬庫の名称、従業員数、主に製造又は貯蔵を行う火薬庫の種類並びに組織図

二 認定を受けようとする製造所又は火薬庫の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、火薬庫の種類ごとの一日に製造する最大数量又は最大貯蔵量一覽表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る保安検査の認定を申請する者にあつては主に製造を行う火薬庫の種類、危険工室等一覽表及び製造工程図、火薬庫に係る保安検査の認定を申請する者にあつては主に貯蔵を行う火薬庫の種類及び火薬庫一覽表

三 法第四十五条の三の二第一項の保安検査に係る認定の基準に適合していることを説明する書類

2 前項の申請において、第四十四条の六第一項の規定による完成検査に係る認定の申請を同時に行う場合にあつては、同項及び前項に掲げる書類のうち共通の内容とするもの限り、当該書類の添付を省略することができる。

3 法第四十五条の三の二第一項の経済産業省令で定める特定施設は、第四十四条の二第一項に規定する特定施設のうち継続して一年以上火薬庫を製造していない危険工室、移動式製造設備用工室及び移動式製造設備以外のものとする。

（保安検査に係る認定の基準等）

第四十四条の九 法第四十五条の三の二第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第六に定めるところによるものとする。

2 法第四十五条の三の二第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。

（保安検査に係る認定の申請等）

第四十四条の八 法第四十五条の三の二第一項の規定により、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をしようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第二十二の認定保安検査実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、製造所又は火薬庫の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、製造所又は火薬庫の名称、従業員数、主に製造又は貯蔵を行う火薬庫の種類並びに組織図

二 認定を受けようとする製造所又は火薬庫の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、火薬庫の種類ごとの一日に製造する最大数量又は最大貯蔵量一覽表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る保安検査の認定を申請する者にあつては主に製造を行う火薬庫の種類、危険工室等一覽表及び製造工程図、火薬庫に係る保安検査の認定を申請する者にあつては主に貯蔵を行う火薬庫の種類及び火薬庫一覽表

三 法第四十五条の三の二第一項の保安検査に係る認定の基準に適合していることを説明する書類

2 前項の申請において、第四十四条の六第一項の規定による完成検査に係る認定の申請を同時に行う場合にあつては、同項及び前項に掲げる書類のうち共通の内容とするもの限り、当該書類の添付を省略することができる。

3 法第四十五条の三の二第一項の経済産業省令で定める特定施設は、第四十四条の二第一項に規定する特定施設のうち継続して一年以上火薬庫を製造していない危険工室、移動式製造設備用工室及び移動式製造設備以外のものとする。

（保安検査に係る認定の申請等）

第四十四条の八 法第四十五条の三の二第一項の規定により、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をしようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第二十二の認定保安検査実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、製造所又は火薬庫の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、製造所又は火薬庫の名称、従業員数、主に製造又は貯蔵を行う火薬庫の種類並びに組織図

二 認定を受けようとする製造所又は火薬庫の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、火薬庫の種類ごとの一日に製造する最大数量又は最大貯蔵量一覽表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る保安検査の認定を申請する者にあつては主に製造を行う火薬庫の種類、危険工室等一覽表及び製造工程図、火薬庫に係る保安検査の認定を申請する者にあつては主に貯蔵を行う火薬庫の種類及び火薬庫一覽表

三 法第四十五条の三の二第一項の保安検査に係る認定の基準に適合していることを説明する書類

2 前項の申請において、第四十四条の六第一項の規定による完成検査に係る認定の申請を同時に行う場合にあつては、同項及び前項に掲げる書類のうち共通の内容とするもの限り、当該書類の添付を省略することができる。

3 法第四十五条の三の二第一項の経済産業省令で定める特定施設は、第四十四条の二第一項に規定する特定施設のうち継続して一年以上火薬庫を製造していない危険工室、移動式製造設備用工室及び移動式製造設備以外のものとする。

一 法第四十五条の三の五第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項

二 法第四十五条の三の五第一項第二号の保安検査規程に関する事項

3 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が法第四十五条の三の五第一項各号に該当していると認めるときは、様式第二十三の認定保安検査実施者認定証を交付するものとする。

第三節 認定の更新等

第四十四条の十 法第四十五条の三の七第一項の規定により、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者が認定の更新を受ける場合は、第四十四条の六から前条までの規定を準用する。

(認定内容の変更の届出)

第四十四条の十一 法第四十五条の三の八第一項の規定により届出をしようとする認定完成検査実施者は、様式第二十四の認定完成検査実施者変更届に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、製造所又は火薬庫の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第四十五条の三の八第二項の規定により届出をしようとする認定保安検査実施者は、様式第二十四の認定保安検査実施者変更届に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、製造所又は火薬庫の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

(施設の追加)

第四十四条の十二 認定完成検査実施者が、自ら変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設又は火薬庫を追加する場合にあつては、第四十四条の六及び第四十四条の七の規定を準用する。ただし、第四十四条の六第一項に掲げる認定完成検査実施者認定申請書に添えなければならない書類のうち、変更工事に係る製造施設又は火薬庫の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

2 認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行うことができる特定施設又は火薬庫を追加する場合にあつては、第四十四条の八及び第四十四条の九の規定を準用する。ただし、第四十四条の

八第一項に掲げる認定保安検査実施者認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定施設又は火薬庫の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

(検査記録の作成)

第四十四条の十三 法第四十五条の三の九第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 検査年月日
二 検査に係る責任者の氏名
三 検査をした変更工事の内容
四 完成検査を行った製造施設又は火薬庫こと
の検査の方法、記録及びその結果の詳細
法第四十五条の三の九第三項で準用する同条第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
一 検査年月日
二 検査に係る責任者の氏名
三 検査をした特定施設又は火薬庫
四 保安検査を行った特定施設又は火薬庫こと
の検査の方法、記録及びその結果の詳細

(検査記録の届出)

第四十四条の十四 法第四十五条の三の十第一項の規定により届出をしようとする認定完成検査実施者は、様式第二十五の完成検査記録届に次の各号に掲げる事項を記載した検査の記録を添えて、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 検査をした変更工事の内容
二 完成検査を行った製造施設又は火薬庫こと
の検査の方法、記録及びその結果
法第四十五条の三の十第二項の規定により、届出をしようとする認定保安検査実施者は、様式第二十六の保安検査記録届に次の各号に掲げる事項を記載した検査の記録を添えて、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一 検査をした特定施設又は火薬庫
二 保安検査を行った特定施設又は火薬庫こと
の検査の方法、記録及びその結果

第七章 輸入

第四十五条 削除

第四十六条 法第二十四条第一項の規定による火薬類の輸入の許可を受けようとする者は、様式

第二十七の火薬類輸入許可申請書に火薬又は爆薬にあつてはその成分及び配合比、火工品にあつてはその構造及び組成を記載した書類を添えて、陸揚地を管轄する都道府県知事(当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条及び第八十一条の十四の表第十号において同じ。)に提出しなければならない。

(輸入の届出)

第四十七条 法第二十四条第三項の規定により火薬類を輸入した者は、様式第二十八の火薬類輸入届を陸揚地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第八章 消費

(消費の許可申請)

第四十八条 法第二十五条第一項の規定による火薬類の消費の許可を受けようとする者は、様式第二十九の火薬類消費許可申請書に火薬類消費計画書を添えて消費地を管轄する都道府県知事(当該消費地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該消費地を管轄する指定都市の長。消費地を管轄する都道府県知事がないときは、その住所地を管轄する都道府県知事(当該住所地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該住所地を管轄する指定都市の長。第八十一条の十四の表第十一号及び第十二号において同じ。))に提出しなければならない。

2 前項の火薬類消費計画書には、消費の方法、製造業者の氏名又は名称、消費場所において火薬類を取り扱う必要がある者の氏名及び消費場所付近の見取図を記載するものとする。ただし、煙火以外の火薬類にあつては、製造業者の氏名又は名称を省略することができる。

3 第一項の規定により許可を受けた者が、同項の許可申請書の記載事項のうち、火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時又は危険予防の方法について変更があつたため同項の許可を申請する場合には、火薬類消費計画書の記載事項のうち、変更に係る事項以外を省略することができる。

(無許可消費数量)

第四十九条 法第二十五条第一項ただし書の規定により許可を受けないで消費することのできる火薬類の用途及び数量は、次の各号によるものとする。
一 理化学上の実験の用に供するために消費する場合には、一回につき火薬五キログラム以下

下、無添加可塑性爆薬(第十九条第四項各号の一に該当する可塑性爆薬であつて国の行政機関又は都道府県警察の職員が消費するものを除く。)、以外の爆薬一・五キログラム以下、工業雷管、電気雷管、銃用雷管、信号雷管、実包、空包、信管、火管若しくは導火管付き雷管百個以下又は導爆線若しくは導火管二百メートル以下

二 削除

三 射的練習の用に供するために当該練習者が、消費する場合には、一日につき実包又は空包四百個以下

四 信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合には、同一の消費地において一日につき直径十四センチメートル以下の球状の打揚煙火七十五個以下(直径六センチメートルを超えるものの個数が二十五個以下であつて、直径十センチメートルを超えるものの個数が十個以下である場合に限る。)、仕掛煙火に使用する炎管二百個以下、ファイヤークラッカーその他の点火によつて爆発音を出す筒物(スモーククラッカーを除く。))であつて火薬一グラム以下爆薬(爆発音を出すためのものに限定する。))一グラム以下の煙火(マッチの側面又は頭部との摩擦によつて発火するものを除く。)、三百個以下、爆竹(点火によつて爆発音を出す筒物を連結したものであつてその本数が三十本以下のものに限る。))であつてその一本が火薬一グラム以下爆薬(爆発音を出すためのものに限定する。))一グラム以下の煙火三百個以下又は競技用紙雷管無制限

四の二 映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火(打揚煙火を除く。以下この号において同じ。))を消費する場合には、同一の消費地において一日につきその原料をなす火薬若しくは爆薬五十グラム以下の煙火八十五個以下(その原料をなす火薬又は爆薬十五グラムを超えるものの個数が三十五個以下であつて、その原料をなす火薬又は爆薬三十グラムを超えるものの個数が五十個以下である場合に限る。))又は発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬(爆発音を出すためのものに限定する。))一グラム以下

の煙火無制限

五 防霜、防虫、消火演習、気象観測又は気密検査の用に供するために発煙筒を消費する場合には、無制限

五の二 消火又は消火演習の用に供するために消火用煙火を消費する場合には、無制限

六 動物の駆逐の用に供するために消費する場合には、一日につき空包百個以下又は原料をなす火薬又は爆薬十グラム以下の煙火二百個以下

六の二 動物の行動の範囲の調査その他動物に係る調査の用に供するために動物に取り付ける装置であつて、空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報その他の情報を送信し及び記録するもの（以下「発信器」という。）を動物の駆逐を目的とする調査のために消費する場合（当該発信器の原料をなす火薬が三十ミリグラム以下で、かつ、爆薬が三十ミリグラム以下である場合又は火薬が六十ミリグラム以下である場合に限る。）には、無制限

八 建築若しくは建設の工事、土木工事又は工業の用に供するために消費する場合又は、同一の消費場において一日につき建設用びよう打ち銃用空包二百個（その原料をなす火薬又は爆薬〇・四グラム以下のものにあつては、四百個）以下、コンクリート破砕器五百個以下、工業銃用空包百個以下、爆発びよう五百個以下、爆発せん孔器五十個以下又は鉋ざり破砕器二十個以下

九 医療の用に供するために爆薬十一ミリグラム以下の体外衝撃波腎結石破砕機用圧力発生具を消費する場合には、無制限

（消費の技術上の基準）

第五十条 法第二十六条の規定による火薬類（コンクリート破砕器、建設用びよう打ち銃用空包、模型ロケットに用いられる火薬類、発信器及び煙火を除く。）の消費で土木工事、土石採取その他の事業に係るものの技術上の基準は、次条から第五十六条まで、コンクリート破砕器の消費の技術上の基準は、第五十六条の二、建設用びよう打ち銃用空包の消費の技術上の基準は、第五十六条の三、模型ロケットに用いられる火薬類の消費の技術上の基準は、第五十六条の三の二、発信器の消費の技術上の基準は、第五十六条の三の三、煙火の消費の技術上の基準は、第五十六条の四に定めるところによる。

（火薬類の取扱い）

第五十一条 消費場所において火薬類を取り扱う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬類を収納する容器は、木その他電気不良導体で作つた丈夫な構造のものとし、内面には鉄類を表さないこと。

二 火薬類を存置し、又は運搬するときは、火薬、爆薬、導爆線又は制御発破用コードと火工品（導爆線及び制御発破用コードを除く。）とは、それぞれ異なった容器に収納すること。ただし、火工所（第五十二条の二第一項の規定により設けられたものをいう。以下この条及び次条において同じ。）において薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを当該火工所に存置し、又は当該火工所から発破場所若しくは発破場所から当該火工所に運搬する場合には、この限りでない。

三 火薬類を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。この場合において雷管、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管又はこれらを取り付けた薬包を坑内又は隔離した場所に運搬するときは、背負袋、背負箱その他の運搬専用の安全な用具を使用すること。

三の二 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を運搬する場合には、衝突、転倒、著しい動揺その他当該特定硝酸アンモニウム系爆薬に摩擦及び衝動を与えないように慎重に行ふこと。

四 電気雷管は、脚線が露出しないような容器に収納して運搬すること。

四の二 電気雷管を運搬する場合には、次のイからハまでのいずれにも適合すること。ただし、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管であつて、電波又は電流により意図に反して爆発しないよう措置を講じたもの（以下「電子雷管」という。）を運搬する場合は、この限りでない。

イ 乾電池その他電路の露出している電気器具を携行しないこと。

ロ 電波を発する機器を携行しないこと。やむを得ず携行する場合は、当該電気雷管が爆発するおそれがないよう、当該電気雷管に対して間隔をとる等の適切な措置を講ずること。

ハ 電灯線、動力線その他漏電のおそれがあるものにてできるだけ接近しないこと。

五 火薬類は、使用前に、凍結、吸湿、固化その他異常の有無を検査すること。

六 凍結したダイナマイト等は、爆発又は発火のおそれがない適切な方法で融解すること。ただし、火気、ストーブ、蒸気管その他高熱源に接近させてはならない。

七 固化したダイナマイト等は、もみほぐすこと。

八 使用に適さない火薬類は、その旨を明記したうえで、火薬類取扱所（次条第一項本文の規定により設けられたものをいう。以下この条において同じ。）に返送すること。ただし、次条第一項第一号又は第二号の場合にあつては火工所、同項第三号の場合にあつては火薬庫に返送すること。

九 導火線は、導火線ばさみ等の適当な器具を使用して保安上適当な長さに切断し、工業雷管に電気導火線又は導火線を取り付ける場合には、口縮器を使用すること。

十 電気雷管は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験は、当該電気雷管が爆発するおそれがない方法で行い、かつ、危害予防の措置を講ずること。

十一 落雷の危険があるときは、電気雷管又は電気導火線に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。

十二 一日に消費場所に持ち込むことのできる火薬類の数量は、一日の消費見込量以下とし、消費場所に持ち込む火薬類（移動式製造設備を用いて製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬であつて、製造した製造所において製造日に消費するものを除く。）は、火薬類取扱所（次条第一項第一号又は第二号の場合にあつては火工所）を経由させること。ただし、次条第一項第三号の場合には、この限りでない。

十三 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、火薬類取扱所、火工所又は発破場所以外の場所に火薬類を存置しないこと。

十四 一日の消費作業終了後は、やむを得ない場合を除き、消費場所に火薬類を残置させないで火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に貯蔵すること。

十五 消費場所においては、第四十八条第一項の許可に係る火薬類消費計画書に火薬類を取

り扱う必要のある者として記載されている者が火薬類を取り扱う場合には、腕章を付ける等他の者と容易に識別できる措置を講ずること。

十六 消費場所においては、前号に規定する措置をしている者以外の者は、火薬類を取り扱わないこと。

十七 火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

十八 火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。

（火薬類取扱所）

第五十二条 消費場所においては、火薬類の管理及び発破の準備（薬包に工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管を取り付け、又はこれらを取り付けた薬包を取り扱う作業を除く。）をするために、火薬類取扱所を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 一日の火薬類消費見込量が火薬又は爆薬（移動式製造設備を用いて製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬であつて、製造した製造所においては二十五キログラム以下のものを除く。）にあつては二百五十キログラム以下、工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管にあつては二百五十個以下、導爆線にあつては五百メートル以下、制御発破用コードにあつては百メートル以下である場合

二 土地の事情その他やむを得ない事情により、火薬類取扱所を設けることができない消費場所であつて、一日の火薬類消費回数が一であり、かつ、火工所として、第三項第二号から第四号までの規定に適合する建物や設けた場合（この場合において、同項第二号から第四号までの規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替へるものとする。）

三 一回の火薬類消費ごとに火薬庫から消費場所に火薬類を持ち込む場合であつて、直ちに火薬類を火薬庫に返納できる場合

前項の火薬類取扱所は、一の消費場所について一箇所とする。

3 第一項の火薬類取扱所は、次の各号の規定によりなければならない。

一 火薬類取扱所は、通路、通路となる坑道、動力線、火薬庫、火気を取り扱う場所、人の出入りする建物等に対し安全で、かつ、湿気の少ない場所に設けること。

り扱う必要のある者として記載されている者が火薬類を取り扱う場合には、腕章を付ける等他の者と容易に識別できる措置を講ずること。

十六 消費場所においては、前号に規定する措置をしている者以外の者は、火薬類を取り扱わないこと。

十七 火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

十八 火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。

り扱う必要のある者として記載されている者が火薬類を取り扱う場合には、腕章を付ける等他の者と容易に識別できる措置を講ずること。

十六 消費場所においては、前号に規定する措置をしている者以外の者は、火薬類を取り扱わないこと。

十七 火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

十八 火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。

（火薬類取扱所）

第五十二条 消費場所においては、火薬類の管理及び発破の準備（薬包に工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管を取り付け、又はこれらを取り付けた薬包を取り扱う作業を除く。）をするために、火薬類取扱所を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 一日の火薬類消費見込量が火薬又は爆薬（移動式製造設備を用いて製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬であつて、製造した製造所においては二十五キログラム以下のものを除く。）にあつては二百五十キログラム以下、工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管にあつては二百五十個以下、導爆線にあつては五百メートル以下、制御発破用コードにあつては百メートル以下である場合

二 土地の事情その他やむを得ない事情により、火薬類取扱所を設けることができない消費場所であつて、一日の火薬類消費回数が一であり、かつ、火工所として、第三項第二号から第四号までの規定に適合する建物や設けた場合（この場合において、同項第二号から第四号までの規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替へるものとする。）

三 一回の火薬類消費ごとに火薬庫から消費場所に火薬類を持ち込む場合であつて、直ちに火薬類を火薬庫に返納できる場合

前項の火薬類取扱所は、一の消費場所について一箇所とする。

3 第一項の火薬類取扱所は、次の各号の規定によりなければならない。

一 火薬類取扱所は、通路、通路となる坑道、動力線、火薬庫、火気を取り扱う場所、人の出入りする建物等に対し安全で、かつ、湿気の少ない場所に設けること。

り扱う必要のある者として記載されている者が火薬類を取り扱う場合には、腕章を付ける等他の者と容易に識別できる措置を講ずること。

十六 消費場所においては、前号に規定する措置をしている者以外の者は、火薬類を取り扱わないこと。

十七 火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

十八 火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。

り扱う必要のある者として記載されている者が火薬類を取り扱う場合には、腕章を付ける等他の者と容易に識別できる措置を講ずること。

十六 消費場所においては、前号に規定する措置をしている者以外の者は、火薬類を取り扱わないこと。

十七 火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

十八 火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。

- 二 火薬類取扱所には平家建の建物を設け、その構造は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。
- 三 火薬類取扱所の建物の屋根の外面には、金属板、スレート板、瓦その他の不燃性物質を使用すること。
- 三の二 火薬類取扱所の建物の内面には、取り扱う火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用し、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。
- 四 火薬類取扱所の建物の入口の扉には、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。
- 五 火薬類取扱所に暖房設備を設ける場合には、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。
- 六 火薬類取扱所に照明設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。
- 七 火薬類取扱所の周囲には、適当な境界柵を設け、かつ、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。
- 八 火薬類取扱所内には、見やすい場所に火薬類の取扱いに必要な法規及び注意事項を掲示すること。
- 九 火薬類取扱所の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。
- 十 火薬類取扱所には、定員を定め、定員内の作業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。
- 十一 火薬類取扱所において存置することのできる火薬類の数量は、一日の消費見込量以下とする。
- 十二 火薬類取扱所には、帳簿を備え、責任者を定めて、火薬類の受払い及び消費残数量をその都度明確に記録させること。
- 十三 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

- 四 第五十四条の三に規定する構造物解体発破を行う場合であって、消費場所において、当該構造物の周辺に火薬類取扱所を設けることができる場所がない場合には、前項の規定にかかわらず、当該構造物の内部に第一項の火薬類取扱所を設けることができる。この場合において、同項の火薬類取扱所は、前項第一号、第三号の二から第六号まで及び第八号から第十三号までの規定によるほか、次の各号の規定によらなければならない。
 - 一 火薬類取扱所を設置する構造物の構造は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同程度に火災を防ぎ得る構造であること。
 - 二 火薬類取扱所は、火薬類の管理及び発破の準備を行うのに十分な広さを有する独立した部屋に設けること。
 - 三 火薬類取扱所を設けた部屋の外面には、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。
- 第五十二条の二 消費場所においては、薬包に工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管を取り付け、又はこれらを取り付けた薬包を取り扱う作業をするために、火工所を設けなければならない。**
- 2 前条第一項ただし書第一号又は第二号の規定により火薬類取扱所を設けないことができる場合には、前項の火工所において火薬類の管理及び発破の準備を行うことができる。この場合において、当該火工所は、一の消費場所について一箇所とする。
 - 3 第一項の火工所は、前条第三項第五号、第六号、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号の規定（前項の場合にあつては、前条第三項第十一号の規定を含む。）を準用するほか、次の各号の規定によらなければならない。
 - 一 火工所は、通路、通路となる坑道、動力線、火薬類取扱所、他の火工所、火薬庫、火気を取り扱う場所、人の出入りする建物等に対し安全で、かつ、湿気の少ない場所に設けること。
 - 二 火工所として建物を設ける場合には、適当な換気の措置を講じ、床面にはできるだけ鉄類を表わさず、その他の場合には、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。
 - 三 火工所に火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。ただし、火工所として、前条第三項第二号、第三号及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合

- において、同項第二号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。
 - 四 削除
 - 五 火工所の周囲には、適当な柵を設け、かつ、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。
 - 六 火工所以外の場所においては、薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付ける作業を行わないこと。
 - 七 火工所には、薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けるために必要な火薬類以外の火薬類を持ち込まないこと。ただし、前項に掲げる場合（前条第一項第二号の場合であつて、火工所において薬包に工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管を取り付ける作業を行うときは又は火工所にこれらを取り付けた薬包を存置するときはを除く。）については、この限りでない。
- 第五十三条 火薬類の発破を行う場合には、次の各号の規定（坑道式発破については、第六号、第七号から第九号までの規定を除く。）を守らなければならない。**
- 一 発破場所に携行する火薬類の数量は、当該作業に使用する消費見込量を超えないこと。
 - 二 発破場所においては、責任者を定め、火薬類の受渡し数量、消費残数量及び発破孔又は薬室に対する装填方法をその都度記録させること。
 - 三 装填が終了し、火薬類が残った場合には、直ちに始めの火薬類取扱所（第五十二条第一項第三号の場合にあつては火薬庫）又は火工所に返送すること。
 - 四 装填前に発破孔又は薬室の位置及び岩盤等の状況を検査し、適切な装填方法により装填を行うこと。
 - 五 発破による飛散物により人畜、建物等に損傷が生じるおそれがある場合には、損傷を防ぎ得る防護措置を講ずること。
 - 六 前回の発破孔を利用して、削岩し、又は装填しないこと。
 - 六の二 火薬又は爆薬を装填する場合には、その付近で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - 七 水孔発破の場合には、使用火薬類に防水の措置を講ずること。

- 八 温泉孔その他摂氏百度以上の高温孔で火薬類を使用する場合には、異常分解を避けるための措置を講ずること。
 - 九 火薬類を装填する場合には、発破孔に砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ、摩擦、衝撃、静電気等に対して安全な装填機又は装填機を使用すること。ただし、坑内において、装填機のうち、硝安油剤爆薬又は含水爆薬を発破孔に装填するための設備を使用して硝安油剤爆薬又は含水爆薬を発破孔との間に空隙が生じないよう密に装填し、発破孔の奥から起爆する場合は、発破孔に込物を使用することを要しない。
 - 十 硝安油剤爆薬又は含水爆薬を発破孔に装填するための設備（第四条の二第二項第三十号に規定する設備を除く。以下この条において「装填設備」という。）は、硝安油剤爆薬又は含水爆薬の装填中に異常が発生した場合に、直ちに装填を中止することができる構造とする。
 - 十一 装填設備に備え付ける装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。
 - 十二 装填設備の内面は腐食し難く、かつ、硝安油剤爆薬又は含水爆薬の分解を促進させない材質を用いたものとする。
 - 十三 装填設備を使用するときは、金属部は接地しておくこと。
 - 十四 装填設備には、鉄、砂れき、木片、ガラス片その他の異物が硝安油剤爆薬又は含水爆薬に混入することを防止するための措置を講ずること。
 - 十五 装填設備により硝安油剤爆薬又は含水爆薬を装填する場合は、適切な圧力により装填を行うこと。
 - 十六 発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- 第五十三条の二 導火線発破**
(導火線発破)
- 第五十三条の二 導火線発破を行う場合には、前条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 点火作業に従事する者が点火後安全な場所に退避できるような燃焼時間を有する長さの導火線を使用すること。
- 二 同一人の連続点火数は、導火線一本の長さが一・五メートル以上のときは十発以下、一・五メートル未満のときは五発以下とする。ただし、〇・五メートル未満のときは、連続点火してはならない。
- 三 発破の際には、孔数と爆音数とが一致するかどうかを確かめること。
- （ガス導管発破）
- 第五十三条の三 ガス導管発破を行う場合には、第五十三条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。
 - 一 ガス導管発破器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。
 - 二 ガス導管内に爆発性ガスを充填する場合には、次のイ及びロに掲げる措置を講ずること。
 - イ あらかじめ不活性ガスによりガス導管の導通を試験すること。
 - ロ 作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装填箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で充填すること。
 - 三 点火する前に、爆発性ガスが、ガス導管内に完全に充填されていることを確認すること。
- （導火管発破）
- 第五十三条の四 導火管発破を行う場合には、第五十三条、第五十三条の二及び次条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。
 - 一 撰氏五十度を超える場所で導火管付き雷管を使用する場合には、水冷等により五十度以下（耐熱性のものにあつては、その許容温度以下）に冷却すること。
 - 二 導火管付き雷管の導火管部を工業雷管、電気雷管、導爆線又は導火管付き雷管の雷管部に取り付ける場合には、外れないように確実に接続すること。
 - 三 複数の導火管付き雷管の導火管部を工業雷管、電気雷管、導爆線又は導火管付き雷管の雷管部に取り付ける場合には、取付け漏れがないことを確認するとともに、取付け部分を導爆線で巻き付ける等、すべての導火管付き雷管に確実に点火するための措置を講ずること。

- 四 導火管の点火に用いる点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。
- 五 導火管の点火に用いる点火器には、銃用雷管を用いないこと。
- （電気発破）
- 第五十四条 電気発破を行う場合には、第五十三条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。
 - 一 発破しようとする場所に漏えい電流がある場合には、電気発破をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、この限りでない。
 - 二 電気発破器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。
 - 三 発破母線は、日本産業規格C三三〇七（二〇〇〇）二六〇〇Vビニル絶縁電線（IV）に適合する電線又はこれと同等以上の絶縁効力のある電線であつて、三十メートル以上の機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。
 - 四 発破母線は、点火するまでは点火器に接続する側の端を短絡させておき、発破母線の電気雷管の脚線に接続する側は、短絡を防ぐために心線を長短ぞろいしておくこと。
 - 五 発破母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帯電するおそれが多いものから隔離すること。
 - 六 多数斉発に際しては、電圧並びに電源、発破母線、電気導火線及び電気雷管の全抵抗を考慮した後、電気雷管に所要電流を通ずること。
 - 七 動力線又は電灯線を電源にするときは、電路の開閉は確実にし、当該作業者のほかは開閉できないようにし、かつ、電路には電気雷管が確実に爆発するための適当な電流が流れるようにすること。
 - 八 電気発破器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。
 - 九 点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装填箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で行うこと。ただし、電気雷管が爆発するおそれがない電流により試験する場合又は電子雷管のみを使用した点火回路を点火機能

- のない導通試験器を用いて試験する場合については、この限りでない。
- 十 点火回路の全部又は一部を無線とした場合には、誤った信号を受信することにより電気雷管が意図に反して爆発しないよう措置を講ずること。
- （坑道式発破）
- 第五十四条の二 坑道式発破を行う場合には、第五十三条及び前三条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。
 - 一 坑道式発破による危害の防止に必要な事項を定めた坑道式発破の注意事項を作成し、あらかじめこれを適当な箇所に掲示する等の方法によつて作業者に周知し、これに従つて作業をさせるようにすること。
 - 二 坑道式発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験がある者と認めて推薦した者に行わせること。
 - 三 坑道式発破の計画には、その箇所及びその付近の地形、岩質、使用する火薬類の種類等を詳細に検討し、薬室の位置、爆薬の量、坑道の埋戻し、退避の箇所その他を定め、これに従つて坑道式発破を実施すること。
 - 四 火薬類は、薬室に密に装填し、かつ、吸湿するおそれがないように措置を講ずること。
 - 五 坑道内の導爆線、ガス導管、導火管又は点火回路は、切断その他の損傷が起こらないよう措置を講ずること。この場合において、坑道内の導爆線は、複線とすること。
 - 六 電気雷管を使用する場合には、その点火回路は、複雑にしないこと。
 - 七 坑道の埋戻しは、発破の際に、埋戻しをした石等が坑口から飛び出さないように、坑口まで堅固に行うこと。
 - 八 装填した爆薬が完全に爆発したかどうかを確認するために、発破時の崩壊状況を詳しく観測すること。この場合において、点火する前に岩盤等の崩壊予定線その他適当な箇所に旗等による標示、その他の措置を講ずること。
 - 九 坑道式発破の点火及び前号に規定する崩壊状況の観測は、安全な位置で行うこと。
- （構造物解体発破）
- 第五十四条の三 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造物（以下単に「構造物」という。）を解体するための発破（以下「構造物解体発破」という。）を行う場合には、第五十三条及び第五十三条の三から第五十四条までの規定のほか、次の規定を守らなければならない。
 - 一 構造物解体発破の計画を設定する場合には、構造物及びその敷地並びに周辺の環境を調査し、発破により災害の発生する可能性を検討した上で、解体工法を決定すること。
 - 二 構造物解体発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験があると認めて推薦した者に行わせること。
 - 三 構造物解体発破の計画の決定に際しては、必要に応じて試験発破を行い、その計画が適切であることの確認を行うこと。試験発破を行う場合には、構造物の構造等を考慮して構造物の安定性が損なわれない場所を選定して試験発破を行うこと。
 - 四 構造物解体発破は、前三号の規定により定めた計画に従つて実施すること。
 - 五 構造物の地上部分の発破のため火薬類の装填を開始する前に、飛散物の防護措置を講ずること。
 - 六 発破のため火薬類の装填を開始するに際しては、消費場所に関係人のほかは立ち入らなないよう措置を講じ、発破終了まで立入りを禁止すること。
 - 七 火薬類は発破孔に密に装填し、かつ、吸湿により劣化するおそれがあるときは、吸湿しないよう措置を講ずること。
 - 八 構造物内のガス導管、導火管又は点火回路は、切断その他の損傷が起こらないよう措置を講ずること。
 - 九 発破母線への結線開始後（ガス導管発破にあつてはガス導管発破器への結線終了後）は、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に関係人のほかは立ち入らないよう措置を講ずること。また、付近の者に発破する旨の通報を行い、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
 - 十 構造物の地上部分を電気発破により解体する場合であつて、落雷等により暴発を起こすおそれがあるときは、第五十四条第四号の規定にかかわらず発破母線の点火器に接続する

側の端を短絡させずに絶縁物で被覆すること。

十一 点火により、装填した火薬類が完全に爆発したことを確認するための工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管の設置等の措置を講じ、かつ、発破時の解体状況を詳しく観測すること。

十二 構造物解体発破の点火及び前号に規定する解体状況の観測は、安全な位置で行うこと。

(不発)

第五十五条 装填された火薬類が点火後爆発しないとき又はその確認が困難であるときは、当該作業者は、次の各号の規定を守らなければならない。

一 ガス導管発破の場合には、ガス導管内の爆発性ガスを不活性ガスで完全に置換し、かつ、再点火ができないように措置を講ずること。

二 電気雷管によつた場合には、発破母線を点火器から取り外し、その端を短絡させておき、かつ、再点火ができないように措置を講ずること。

三 ガス導管発破の場合には第一号の措置、電気雷管（半導体集積回路を組み込んだものを除く。）によつた場合には前号の措置、導火管発破の場合には再点火できないような措置を講じた後それぞれ五分以上、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管によつた場合には前号の措置を講じた後十分以上、その他の場合には点火後十五分以上を経過した後でなければ火薬類装填箇所へ接近せず、かつ、他の作業者を接近させないこと。

2 不発の装薬がある場合には、当該作業員立会の下で次の各号のいずれかの規定を守らなければならない。

一 不発の発破孔から〇・六メートル以上（手掘の場合にあっては〇・三メートル以上）の間隔を置いて平行にせん孔して発破を行い、不発火薬類を回収すること。

二 不発の発破孔からゴムホース等による水流で込物及び火薬類を流し出し、不発火薬類を回収すること。

三 不発の発破孔からゴムホース等による水流若しくは圧縮空気で込物を流し出し、又は工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管に達しないように少しづつ静かに込物の大部分

を掘り出した後、新たに薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを装填し、再点火すること。

四 前三号の措置により不発火薬類を回収することができない場合においては、不発火薬類が存在するおそれがある場所に適当な標示をし、かつ、直ちに責任者に報告してその指示を受けること。

(発破終了後の措置)

第五十六条 発破を終了したときは、当該作業者は、発破による有害ガスによる危険が除去された後、岩盤、コンクリート構造物等についての危険の有無を検査し、安全と認められた後（坑道式発破にあつては、発破後三十分を経過して安全と認められた後）でなければ、何人も発破場所及びその付近に立入らせてはならない。

(コンクリート破砕器の消費)

第五十六条の二 消費場所においてコンクリート破砕器を取り扱う場合には、第五十一条第一号、第四号、第四号の二、第十号、第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 コンクリート破砕器を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。

二 コンクリート破砕器は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該コンクリート破砕器を使用しないこと。

三 使用に適さないコンクリート破砕器は、その旨を明記したうえで、次項本文の規定により設けられた火工所（同項ただし書の場合にあつては、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所）に返送すること。

四 落雷の危険があるときは、点火具に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。

五 一日に消費場所を持ち込むことのできるコンクリート破砕器の数量は、一日の消費見込量以下とし、次項本文の規定により火工所が設けられている消費場所を持ち込むコンクリート破砕器は、火工所を経由させること。

六 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項本文の規定により設けられた火工所（次項ただし書の場合にあっては、消費場所内の安全な場所）又は破砕場所以外の場所において、コンクリート破砕器を消費場所において、コンクリート破砕器の管理及び破砕の準備（薬筒に点火具を取り付

け、又はこれを取り付けた薬筒を取り扱う作業を含む。）をするために、火工所を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。

3 前項の火工所は、一の消費場所について一箇所とする。

4 第二項の火工所は、第五十二条第三項第五号、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号の規定を準用するほか、次の各号の規定によらなければならない。

一 火工所は、通路、火気を取り扱う場所、人の出入りする建物等に対し安全で、かつ、湿気の少ない場所に設けること。

二 火工所は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。

三 火工所にコンクリート破砕器を消費する場合には、見張人を常時配置すること。ただし、火工所として、第五十二条第三項第二号、第三号及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。

四 火工所の周囲には、適当な柵を設け、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。

五 火工所に存置することのできるコンクリート破砕器の数量は、一日の消費見込量を超えないこと。

5 コンクリート破砕器により破砕を行う場合には、第五十三条第一号、第二号、第四号から第七号まで及び第十六号並びに第五十四条各号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 薬筒に点火具を取り付ける作業は、火工所が設けられている消費場所においては、当該火工所において、火工所が設けられていない消費場所においては、消費場所内の安全な場所で行うこと。

二 コンクリート破砕器を装填する場合には、破砕孔にセメントモルタル、砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ、摩擦、衝撃、静電気等に対して安全な装填具を使用すること。

三 装填が終了し、コンクリート破砕器が残った場合には、直ちに火工所（火工所が設けら

れていない消費場所にあつては、消費場所内の安全な場所）に返送すること。

6 装填されたコンクリート破砕器が点火後発火しないとき若しくはその確認が困難であるとき又は破砕を終了したときの措置については、第五十五条第一項及び第五十六条の規定を準用する。

(建設用びよう打ち銃用空包の消費)

第五十六条の三 消費場所において建設用びよう打ち銃用空包を取り扱う場合には、第五十一条第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 建設用びよう打ち銃用空包を運搬するときには、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。

二 建設用びよう打ち銃用空包は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該建設用びよう打ち銃用空包を使用しないこと。

三 使用に適さない建設用びよう打ち銃用空包は、その旨を明記したうえで、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。

四 建設用びよう打ち銃用空包を存置する場合には、堅固な設備に収納し、施錠すること。ただし、見張人を常時配置している場合には、この限りでない。

五 一日に消費場所を持ち込むことのできる建設用びよう打ち銃用空包の数量は、一日の消費見込量以下とすること。

六 消費場所内の一定の場所に帳簿を備え、責任者を定めて、建設用びよう打ち銃用空包の受払い及び消費残数をその都度明確に記録させること。ただし、一日の消費見込数量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。

2 建設用びよう打ち銃用空包を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

一 消費する建設用びよう打ち銃用空包に適合したびよう及び建設用びよう打ち銃を使用すること。

二 建設用びよう打ち銃用空包を消費する場合には、当該作業に特に必要のある者以外の者を近づけないこと。

三 建設用びよう打ち銃用空包は、消費作業に従事する者が自ら携帯し、その者が携帯する

ことのできる数量は、二百個（その原料をなす火薬又は爆薬〇・四グラム以下のものにあつては、四百個）以下とすること。

四 消費作業に従事している者は、建設用びよう打ち銃用空包を他の作業者に引き渡すときは、消費数量及び消費残数量を確認すること。

五 建設用びよう打ち銃用空包の打ちがらは、消費場所に放置せず、できるだけ回収すること。

六 不発の建設用びよう打ち銃用空包がある場合には、水に浸す等の適切な措置を講ずること。

（模型ロケットに用いられる火薬類の消費）
第五十六条の三の二 消費場所において模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- 二 模型ロケットに用いられる火薬類の取扱いは、盗難予防に留意すること。
- 三 模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。
- 四 模型ロケットに用いられる火薬類を運搬するときは、噴射推進器と点火具と互いに接触しないように隔離してプラスチック製の箱又はファイバ板箱に入れ、静かに運搬すること。
- 五 模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所には、消火用水の備付けその他の消火のための準備をすること。
- 六 模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所には、模型ロケットに用いられる火薬類の管理及び打ち上げの準備作業（模型ロケットに噴射推進器を組み込む作業を含む。）を行うための場所（以下この条において「打ち上げ準備所」という。）並びに発射台を設けること。
- 七 打ち上げ準備所は、発射台から二十メートル以上の距離をとること。
- 八 打ち上げ準備所は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。
- 九 打ち上げ準備所に模型ロケットに用いられる火薬類を存置する場合は、常時管理できる体制をとること。

十 打ち上げ準備所には、「火気厳禁」、「立入禁止」等と書いた警戒札を掲示すること。

十一 発射台は、国道、都道府県道、人の集場所（模型ロケットの打ち上げ作業に従事する者の待機場所及び見学者の集場所を除く。）、建物及び電線に対して、次の表の上欄に掲げる模型ロケットに組み込まれた火薬類の量に応じて同表の下欄に掲げる距離を確保すること。

火薬類の量	確保すべき距離
二十グラムを超えるもの	六十メートル以上の距離
百グラムを超えるもの	百メートル以上の距離
四百五十グラムを超えるもの	百二十五メートル以上の距離

十二 発射台は、他の発射台から五メートル以上の距離をとって設置すること。

- 十三 秒速八メートル以上の風その他の天候上の原因により事故の発生するおそれがある場合には、模型ロケットの打ち上げを中止すること。
- 十四 模型ロケットに用いられる火薬類は、使用前に吸湿その他の異常の有無を検査し、異常のある場合には使用しないこと。
- 十五 前号の検査により使用に適さないと判断された火薬類は、その旨を明記した上で打ち上げ準備所に返送すること。
- 十六 模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所においては、打ち上げ準備所及び発射台以外の場所に模型ロケットに用いられる火薬類を存置しないこと。
- 十七 発射台に携行する火薬類は、一回の打ち上げに必要な数量を超えないこと。
- 十八 発射台及びランチロッドは、風向きを考慮して垂直より三十度以上広角にならないよう上方に向け、かつ打ち上げの際の衝撃又は風力により当該発射台の方向が変化しないよう固定すること。
- 十九 模型ロケットを打ち上げる際には、発射台から二十メートル以内当該模型ロケットを打ち上げる者その他の模型ロケットの打ち上げ作業に従事する者以外の者が立ち入ることができない措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- 二十 模型ロケットを打ち上げる際には、低空に飛行するものがないことを確認した後でなければ点火しないこと。

二十一 模型ロケットが点火されなかつた場合には、点火後三十秒以上経過した後には、模型ロケット及び模型ロケットに用いられる火薬類の点検を行うこと。

二十二 電気点火器及び点火具は、事前に導通を確認すること。

二十三 落雷の危険があるときは、点火具に係る作業を中止すること。

二十四 模型ロケットに用いられる火薬類は、模型ロケットの打ち上げ作業を行う当日でなければ模型ロケットの消費場所に持ち込んではならない。

二十五 一日の作業終了後は、模型ロケットに用いられる火薬類を火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。

二十六 模型ロケットの消費場所においては、火薬類を取り扱う者は、腕章を付ける等他の者と容易に識別できる措置を講ずること。

二十七 模型ロケットの点火に用いる電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。

（発信器の消費）
第五十六条の三の三 消費場所において発信器及びその交換部品（火工品に限る。）（以下「発信器等」という。）を取り扱う場合には、第五十一条第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 発信器等を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。
- 二 発信器等は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該発信器等を使用しないこと。
- 三 前号の検査により使用に適さないと判断された発信器等は、その旨を明記した上で、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。
- 四 動物に取り付けた発信器の位置を常に確認すること。
- 五 発信器の点火は、当該発信器に用いられる電池の残量に十分な余裕を確保しつつ行うこと。
- 六 発信器等には、それを所有する者の電話番号その他の連絡先を記載すること。
- 七 発信器等の消費、在庫等の数量を把握すること。
- 八 動物に取り付けた発信器が点火後発火しな

いときは、速やかに当該発信器を回収し、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。

九 発信器を点火するときは、住居が集中している地域及び広場、駅その他の多数の者の集まる場所を避け、安全な場所で行うこと。

（煙火の消費）
第五十六条の四 消費場所において煙火を取り扱う場合には、第五十一条第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 煙火を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。
- 二 煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該煙火を使用しないこと。
- 三 前号の検査により使用に適さないと判断された煙火は、その旨を明記したうえで、次項本文の規定により設けられた煙火置場（同項ただし書の場合にあつては、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所）に返送すること。
- 四 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置しないこと。
- 五 煙火が爆発又は燃焼しているときは、打揚火薬の計量をしないこと。
- 六 煙火の消費場所の付近に消火用水を備える等消火のための準備をすること。
- 七 煙火を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。

三 消費場所においては、煙火の管理及び打揚げ等の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。

四 前項の煙火置場は、次の各号の規定によらなければならない。

- 一 煙火置場は、打揚筒の設置場所、仕掛煙火の設置場所及び火気を取り扱う場所に対し、二十メートル以上の距離をとること。ただし、船上で煙火を消費する場合その他やむを得ずこの距離をとることができない場合には、星の衝突等による衝撃が煙火置場の内部に及ばないように措置を講ずること。

- 二 煙火置場は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。
- 三 煙火置場に煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置する場合には、盗難を防止するための措置を講ずること。
- 四 煙火置場の周囲には、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。
- 五 煙火置場に煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置する場合には、これらに覆いをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。
- 六 煙火（手筒煙火を除く。以下この項及び次項において同じ。）を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。
 - 一 打揚げ煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じ、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。
 - 二 煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合には、煙火の消費を中止すること。
 - 三 打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量は、当該打揚げに必要な数量を超えないこと。
 - 四 煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しの都度完全に蓋をし、又は覆いをする。
 - 五 打揚筒は、風向を考慮して上方その他の安全な方向に向け、かつ、打揚げの際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。
 - 六 打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を掃除すること。
 - 七 消費の準備の終了した仕掛煙火（火の粉により点火しないような必要な措置が講じられているものを除く。）から二十メートル以内の場所においては、煙火を打ち揚げないこと。ただし、当該仕掛煙火から二十メートル以内の場所に関係人がいない場合は、この限りでない。
 - 八 上空に打ち揚げ開かせる煙火は、通路、人の集合する場所、建物等に対して二十メートル以上の安全な高さで開かせること。
 - 九 煙火を打揚筒内に入れるときは、紐等を用いて静かに降下させること。ただし、連発打揚げをする場合には、この限りでない。

- 十 煙火の消費に際しては、あらかじめ定められた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- 十一 直径三センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、離隔距離（打ち揚げようとする煙火の打揚筒から関係人までの距離をいう。以下この号において同じ。）が二十メートル以上となるようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル未満となる場合において、打揚筒が破裂したときに発生する飛散物（以下この号及び第十四号において「飛散物」という。）を遮断する防護措置を講ずるとき。
 - ロ 直径二十四センチメートルを超え直径三十センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル以上二十メートル未満となる場合又は直径三十センチメートルを超え直径六十センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が十メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物の威力を軽減する防護措置を講ずるとき。
 - ハ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物に対する安全対策を講ずるとき。
- 十二 直径三センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、電気又は導火線により点火すること。ただし、前号イの場合は、この限りでない。
- 十三 第十一号イの場合（直径三センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合を除く。）には、当該打揚げに使用する打揚筒は、他の打揚げに従事している者に係る打揚筒に對して二メートル以上の距離をとること。
- 十四 第十一号ロの場合には、当該打揚げに使用する打揚筒は、軽量の飛散物となるような材質のものをできるだけ使用すること。
- 十五 点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、次の規定を守ること。
 - イ 打揚筒内をのぞき込まずに直ちに打揚筒から離れること。

- 十六 十分な時間が経過した後には、打揚筒内に多量の水を注入する等の当該煙火が打ち揚がらない措置を講じ、煙火を取り出すこと。
- 十七 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。
- 十八 煙火の消費に際し、電気点火を行う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。
 - 一 点火は、取扱いに際し、摩擦、衝撃等に対して安全な点火具により行うこと。
 - 二 点火具は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験は、発火のおそれがない安全な方法で行い、かつ、危害予防の措置を講ずること。
 - 三 落雷の危険がある場合には、点火具に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。
 - 四 漏えい電流により点火するおそれがある場合には、電気点火をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、この限りでない。
 - 五 電気点火器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。
 - 六 点火母線は、電気点火器の出力電圧に耐え得る絶縁効力のあるもので機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。
 - 七 点火母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帯電するおそれが多いものから隔離すること。
 - 八 電気点火器と点火母線との接続後は、打揚筒に近づかない等の危害予防の措置を講ずること。
 - 九 点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火具の全抵抗を考慮した後、点火具に所要電流を通ずること。
 - 十 電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火することができないよう措置を講ずること。
 - 十一 点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で行うこと。
 - 十二 点火回路の全部又は一部を無線とした場合は、誤った信号を受信することにより点火具が意図に反して発火しないよう措置を講ずること。

- 十九 手筒煙火の消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。
 - 一 手筒煙火の消費場所は、当該手筒煙火に詰められた黒色火薬の重量に応じ、通路、人の集合する場所、建物等に対して安全な距離をとること。
 - 二 手筒煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合には、手筒煙火の消費を中止すること。
 - 三 手筒煙火の消費中は、他の手筒煙火を消費している者に対して安全な距離をとること。
 - 四 火の粉が十分に噴き出ししている間は、噴出口及び筒底を自己又は他人の身体に向けてないこと。
 - 五 手筒煙火の消費に際しては、あらかじめ定められた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
 - 六 手筒煙火に点火しても火の粉が噴き出さないときは、噴出口をのぞき込まずに、噴出口から筒に多量の水を注入すること。
- 第二十 法第四十一条第一項の規定による（帳簿）
 - 第五十六条の五 法第四十一条第一項の規定による法第三十条第二項の消費者が帳簿に記載すべき事項は、消費した火薬の種類および数量ならびに消費の年月日および場所とする。
 - 2 法第四十一条第二項の規定による前項の帳簿の保存期間は、記載の日から一年とする。
- 第二十一条の六 削除
- 第二十二章 安定度試験
 - （安定度試験を実施すべき火薬類の期間）
 - 第五十七条 法第三十六条第一項に規定する安定度試験を実施すべき火薬類の期間は、左の各号に掲げるものとする。
 - 一 硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬にあつては、製造後一年
 - 二 硝酸エステルを含有しない爆薬にあつては、製造後三年
 - 2 前項第一号の火薬または爆薬で、製造年月日の不明なものは製造後二年以上を、同項第二号の爆薬で製造年月日の不明なものは製造後三年以上を経過したものとみなす。
- 第五十八条 法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条から第六十一条までに定める遊離

酸試験、耐熱試験および加熱試験とし、その実施区分は左表による。

火薬類の種類	実施区分
硝酸エステル製後一年年に一回遊離酸試験およびこれを含有以上を経過したものは耐熱試験を行うこと。	製造後二年製造年月日から二年以上を経過年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。
硝酸エステルを含有しない爆薬以上を経過したもの	製造年月日 不明のもの 不明のもの 不明のもの
硝酸エステルを含有しない爆薬の遊離酸試験において四時間以内に青色リトマス試験紙が全面にわたり赤変するものについては、加熱試験を行うこと。	入手後直ちに遊離酸試験を行い、当該試験日後、年一回遊離酸試験を行うこと。

- 火薬類を輸入した者は、前表によるほか輸入直後において硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬については遊離酸試験および耐熱試験、硝酸エステルを含有しない爆薬については遊離酸試験および加熱試験を行わなければならない。
- 前二項の試験は、製造所および製造年月日と同じくする同種類の火薬または爆薬で、製造後二年を経過しないものにあつては二十五箱（端数は切上げとする。）について一箱以上、製造後二年以上を経過したものにあつては十箱（端数は切上げとする。）について一箱以上、その他のものにあつては一箱ごとに行うものとする。
- 硝酸エステルを含有する火薬または爆薬（硝酸アンモニウムを含有するものを除く。）において、製造の際遊離酸試験用の青色リトマス試験紙を各容器に薬粒または薬包とともに入れ、

三箇月ごとにこれを交換する場合にあつては、当該試験紙が全面にわたり赤変したときは製造後二年以上を経過したものとみなして第一項の規定を適用し、当該試験紙が全面にわたり赤変しない限りは、同項の規定を適用しないことができる。

（遊離酸試験）
第五十九条 遊離酸試験の方法は、左の各号の規定によらなければならない。

- 火薬類の包装紙を解き、遊離酸試験器にその容積の五分の三まで試料を入れ、青色リトマス試験紙を試料の上方につるして密栓をすること。
- 密栓をした後、青色リトマス試験紙が全面にわたり赤変するまでの時間を遊離酸試験時間とし、これを測定すること。

（耐熱試験）
第六十条 耐熱試験の方法は、左の各号の規定によらなければならない。

- 試験管に入れる試料は、左の各号に掲げるものとする。
 - 硅藻土質ダイナマイトにあつては、ニトログリセリンまたはニトログリコールを抽出し、三グラムから三・五グラムまでのもの
 - 膠質ダイナマイトにあつては、三・五グラムをとり、硝子板の上で米粒大に細かく切り、乳鉢に入れ精製滑石粉七グラムを加え、木製乳棒で静かに軽く完全にすり混ぜたもの
 - 前二号以外のダイナマイトにあつては、乾燥したものについてはそのままのものを、吸湿しているものについては摂氏四十五度で約五時間乾燥したものを三・五グラム
- 硝酸エステルを含有する火薬にあつては、粒状のものについてはそのままのものを、その他のものについては細片状にしたものを試験管の高さの三分の一に充てる量
- 綿菓その他の爆薬にあつては、乾燥したのものについてはそのままのものを、吸湿しているものについては常温で真空乾燥器等により充分乾燥したものを試験管の高さの三分の一に充てる量

- 試験管に試料を入れ、沃度カリでん粉紙の上部を硝子棒により蒸りゆう水およびグリセリンの等分混合液でしめし、これをつりかぎ

につるし、木栓またはゴム栓で試験管口をおおい、沃度カリでん粉紙の下端を試料のやや上方にあるようにすること。

（加熱試験）
第六十一条 加熱試験の方法は、左の各号の規定によらなければならない。

- 吸湿した試料は、常温で真空乾燥器等を用いて乾燥すること。
- 秤量瓶に乾燥した試料約十グラムを入れ、摂氏七十五度に保つた試験器内に四十八時間静置し、減耗量を測定すること。

（安定度試験の合格基準）
第六十二条 法第三十七条の規定による安定度試験の結果適合する基準は、左の各号に掲げるものとする。

- 遊離酸試験時間が硝酸エステルおよびこれを含有する火薬にあつては六時間以上、硝酸エステルを含有する爆薬にあつては四時間以上であるもの
- 耐熱試験時間が八分以上であるもの
- 加熱試験の減耗量が百分の一以下であるもの

（試験器等の指定）
第六十三条 第五十八条から第六十一条までに規定する遊離酸試験器、耐熱試験器、加熱試験器、青色リトマス試験紙、沃度カリでん粉紙、精製滑石粉および標準色紙は、経済産業大臣が告示で定めるものを使用しなければならない。

（報告）
第六十四条 法第三十六条第一項の規定による安定度試験の結果報告には、試験を実施した火薬類の種類、数量および製造年月日ならびに試験実施期日、試験方法および試験成績を記載するものとする。

第十章 廃棄
第六十五条 法第二十七条第一項の規定による火薬類の廃棄の許可を受けようとする者は、様式第三十の火薬類廃棄許可申請書を廃棄地を管轄する都道府県知事（当該廃棄地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該廃棄地を管轄する指定都市の長。廃棄地を管轄する都道府県

知事がないときは、その住所地在を管轄する都道府県知事（当該住所地在が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該住所地在を管轄する指定都市の長）。第八十一条の十四の表第十四号において同じ。）に提出しなければならない。

（廃棄に関する技術上の基準）
第六十六条 法第二十七条の二の規定による廃棄に関する技術上の基準は、次条に定めるところによる。

第六十七条 火薬類（不発弾等を除く。以下この項及び次項において同じ。）の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれがない方法により行わなければならない。

- 火薬類の爆発処理又は燃焼処理をする場合にあつては、第五十一条第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第五十三条の四第二号、第四号及び第五号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。
 - 爆発又は燃焼は、広い場所、高さ二メートル以上の土堤で囲まれた一定の場所等廃棄しようとする火薬類の全量が爆発した場合において他に危害を及ぼさないような場所で行うこと。
 - 爆発又は燃焼をするときは、赤旗を掲げ、かつ、見張人を置き作業に必要でない者の通行を遮断すること。
 - 廃棄しようとする火薬類は、安全な場所に置き、処分終了前に次の処分に着手しないこと。
 - 燃焼により廃棄する場合には、焼却中はみだりに接近しないこと。
 - 屋外において燃焼により廃棄する場合には、風の少ない日を選び、かつ、点火に際しては風下から行うこと。
 - 電気雷管で爆発させる場合には、爆発場所を離れて導通試験を行うこと。
 - 不発弾等（不発弾等の解散作業により生じる火薬類を含む。以下次項において同じ。）の廃棄を行うために、不発弾等廃棄処理場を設けなければならない。

- 前項の不発弾等廃棄処理場（製造所内のもものを除く。）は、次の各号の規定によらなければならない。
 - 製造所内のもものを除く。）は、次の各号の規定によらなければならない。

- 前項の不発弾等廃棄処理場（製造所内のもものを除く。）は、次の各号の規定によらなければならない。

ル ホから又までに掲げること以外の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に関する

こと。
ヨ ハからルまでに掲げることのほか、火薬類の製造及びこれに附随する取扱いに

関する保安管理技術に関すること。
二 一般従業者（未熟練従業者を除く。）に

対して施すべき保安教育の内容
イ 前号イからハまでに掲げること。
ロ 従事しようとしており、又は現に従事し

ている製造作業に係る火薬類の性質の詳細に関すること。
ハ 従事しようとしており、又は現に従事し

ている製造作業に係る火薬類の製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準の細目に関すること。
ニ 従事しようとしており、又は現に従事し

ている製造作業に係る火薬類の製造方法の技術上の基準の細目に関すること。
ホ 取り扱おうとしており、又は現に取り扱

つている火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。
ヘ 製造作業日誌又は火薬庫における火薬類

の出納の記載に関すること。
ト 危険時における応急措置及び避難方法に

関すること。
チ ハからトまでに掲げること以外の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に関する

こと。
リ イからチまでに掲げることのほか、従事しようとしており、又は現に従事している

火薬類の製造作業に係る保安上必要な事項に関すること。
三 未熟練従業者に対して施すべき保安教育の

内容
イ 第一号イからハまで並びに前号ハからホまで及びトに掲げること。
ロ 前号ハからホまで及びトに掲げること以外

の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に関すること。
ハ イ及びロに掲げることのほか、従事しよ

うとしており、又は現に従事している火薬類の製造作業に係る保安上必要な事項に

関すること。
二 煙火の製造業者は、製造保安責任者、製造副保安責任者及び製造保安責任者の代理者につ

いては、前項の規定によるほか、次の各号に掲げ

る内容の保安教育を施さなければならない。

一 火薬類取締に関する法令に關すること。
二 煙火の製造に関する保安管理技術に關

すること。
三 煙火の製造方法に關すること。
四 火薬類の性能試験方法に關すること。

五 取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者については、第一項の規定

によるほか、次の各号に掲げ

る内容の保安教育を施さなければならない。

一 火薬類取締に関する法令に關すること。
二 火薬類の取扱に關する保安管理技術に關

すること。
四 保安教育は、製造保安責任者その他火薬類の製造又はこれに附随する取扱いに係

る保安について十分な知識及び経験を有する者に行わせなければならない。

五 第一項に掲げる保安教育は、従業者が保安意識を高め、必要な知識を修得することが

できるような適当な期間を

おいて反覆して行わなければならない。

六 第二項及び第三項に掲げる保安教育は、当該保安教育を受ける者が保安に関する知識の水準を維持向上することが

できるような適当な期間を確保して行おうとするとともに、適当な期間を

おいて反覆して行わなければならない。

七 未熟練従業者については、第五項の規定によるほか、その者が当該製造作業又はこれに

附随する取扱いに従事する前に保安教育を施さなければならない。

第六十七条の五 販売業者は、次の各号に掲

げる内容の保安教育を施さなければならない。

一 前条第一項第一号イからハまで、ト、チ及び又に掲げること。
二 法第五

条の規定による販売営業の許可を受けている火薬類の性質の詳細に關すること。
三 販売台帳又は火薬庫における火薬類の出納

の記載に關すること。
四 前条第一項第一号ト、チ及び又並びに前号に掲

げること以外の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に關すること。
五 前

条第一項第一号ハ、ト、チ及び又並びに前条第二号から前号までに掲げること

のほか、火薬類の販売及び貯蔵並びにこれらに附随する取扱に關する保安管理技術に關

すること。
六 前条第一項第一号ト、チ及び又並びに前号に掲げること

のほか、火薬類の消費又は火薬庫における火薬類の出納の記載に關すること。

ホ 第六十七条の四第一項第一号ト、チ及び又並びにハ及びニに掲げること以外

の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に關すること。

第六十七條の六 法第二十九條第四項の規定による保安教育計画を定めるべき者として指

定された消費者は、保安教育を受ける従業者の区分に従い、次の各号に掲げる内容の保安教育を施さなければならない。

一 幹部従業者及び保安関係従業者に対して施すべき保安教育の内容
イ 第六十七條の四第一項第一号イからハ

まで及びト、チ及び又並びに前号ハからホまで及びトに掲げること。
ロ 消費し

ようとしており、又は現に消費している火薬類の性質の詳細に關すること。
ハ 消費し

ようとしており、又は現に消費している火薬類に關する消費の技術上の基準に關

すること。
二 火薬類の消費又は火薬庫における火薬類の出納の記載に關すること。

ホ 第六十七條の四第一項第一号ト、チ及び又並びにハ及びニに掲げること以外

の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に關すること。

第六十七條の七 法第二十九條第四項の規定により都道府県知事が保安教育計画を

定めるべき者として指定するときは、法第三十條第二項の消費者に該當する者とする。

二 都道府県知事が消費者を保安教育計画を定めるべき者として指定するときは、指定の有効期

間および法第二十九條第五項において準用する同條第一項の認可を受けるべき期限を

附してしなければならない。

三 都道府県知事は、保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者が第一項

または法第二十九條第四項の指定の要件を欠くに

至つたと認めるときは、指定を取り消さなければならない。

四 保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者は、第一項または法第二十九條第四

消費者	煙火、火薬、火薬庫、火薬貯蔵庫又は火薬庫の所有者又は占有者	一月に一トン以上の火薬又は爆薬	甲種火薬又は乙種火薬	甲種火薬又は乙種火薬
	一月に二十五キログラム以上一トンの火薬又は爆薬	甲種火薬又は乙種火薬	甲種火薬又は乙種火薬	甲種火薬又は乙種火薬

消費者	取扱副保安責任者数(以上)	取扱副保安責任者一人	取扱副保安責任者数(以上)	取扱副保安責任者一人
	取扱副保安責任者数(以上)	数量が五十キログラム未満の者に係る火工所を除く。)一につき一人	取扱副保安責任者数(以上)	数量が五十キログラム未満の者に係る火工所を除く。)一につき一人

第七十条の二 法第三十二条第一項の規定による製造保安責任者が火薬類の製造に係る保安に関して行なうべき職務は、次のとおりとする。

- 製造施設の構造、位置若しくは設備又は製造する火薬類の種類若しくは製造方法が法第三十条第一項の許可を受けないで変更されることのないよう監督すること。
- 製造施設の構造、位置及び設備又は製造方法が法第七十条第一号又は第二号の技術上の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること並びに危害予防規程が遵守されるよう監督すること。この場合において、法第七十条第一号及び第二号の技術上の基準のうち、盗難防止に関する事項及び火薬類一時置場における無煙火薬の存置に関する事項については、特に注意しなければならない。
- 保安教育の実施状況を監督すること。
- 定期自主検査を指揮し、及び監督すること。
- 帳簿の記載及び報告の内容について監督すること。
- 前各号に掲げることのほか、法第二十三条、第二十七条、第三十六条、第三十七条及び第四十条の規定に適合するよう監督すること。

第七十条の三 法第三十二条第二項の規定による製造副保安責任者の補佐は、定められた補佐区分に従い、製造保安責任者が行う前条各号の職務について行うものとする。この場合において、前条第一号及び第二号の職務について製造保安責任者を補佐するに当たっては、製造施設の構造、位置及び設備の維持状況、定員、停留量及び取扱い心得の遵守状況、従業者の就業状況、治具、工具及び防護具の管理及び使用状況並びに盗難防止に関する事項に特に注意しなければならない。

第七十条の四 法第三十二条第一項の規定による取扱副保安責任者が火薬類の貯蔵に係る保安に関して行なうべき職務は、次のとおりとする。

- 火薬庫の構造、位置又は設備が法第十二条第一項の許可を受けないで変更されることがないよう監督すること。
- 火薬庫の貯蔵上の取扱い又は火薬庫の構造、位置及び設備が法第十一条第二項又は第十二条第三項の技術上の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。この場合において、法第十一条第二項及び第十二条第三項の技術上の基準のうち盗難防止に関する事項については、特に注意しなければならない。
- 火薬庫の所有者又は占有者が販売業者であるときは、保安教育の実施状況を監督すること。
- 定期自主検査を指揮し、及び監督すること。
- 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その他安定度に異常を呈したときに応急措置を指揮すること。
- 帳簿の記載及び報告の内容について監督すること。
- 前各号に掲げることのほか、法第三十六条、第三十七条及び第四十条の規定に適合するよう監督すること。

第七十条の五 法第三十二条第一項の規定による取扱保安責任者が火薬類の消費に係る保安に関して行なうべき職務は、次のとおりとする。

- 火薬類の消費が法第二十六条の技術上の基準に適合するように監督すること。この場合において、法第二十六条の技術上の基準のうち盗難防止に関する事項については、特に注意しなければならない。
- 保安教育の実施状況を監督すること。
- 帳簿の記載及び報告の内容について監督すること。
- 取扱副保安責任者の補佐区分その他火薬類の消費に係る保安計画等の作成を指導すること。

第七十条の六 法第三十二条第二項の規定による取扱副保安責任者が火薬類の貯蔵又は消費に係る保安に関して行なうべき補佐は、定められた補佐区分に従い、取扱保安責任者が行う第七十条の四各号又は前条各号の職務について行うものとする。この場合において、第七十条の四第二号又は前条第一号の職務について取扱保安責任者を補佐するに当たっては、盗難防止に特に注意しなければならない。

第十二章 保安責任者試験及び免状

第七十一条 (試験等の手続的事項)

第七十一条 法第三十一条第六項の規定による試験の実施細目および免状の交付に関する手続的事項は、次条から第八十一条までに定めるところによる。

第七十二条 (経済産業大臣の行う試験)

第七十二条 経済産業大臣が行う試験は、毎年一回とし、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ官報で告示する。

第七十三条 (都道府県知事の行う試験)

第七十三条 都道府県知事が行う試験は、毎年少くとも一回とし、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ公告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の試験を施行することが

困難であるときは、都道府県知事は、その旨を
公告しなければならない。
(試験科目)

第七十四条 試験は、主として火薬類に関して必
要な知識および経験についての筆記または口答
による学科試験とし、学科試験は、それぞれ次
の表の該当欄に掲げる科目について行う。

Table with columns for subject (火薬類製造保安責任者試験の科目), type (甲種, 乙種, 丙種), and specific subjects (火薬類製造保安責任者試験の科目).

第七十五条 火薬類製造保安責任者試験を受けよ
うとする者は、左の各号に区分する。
一 火薬学に関し工学博士の学位を有する者
二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六
号)および旧大学令(大正七年勅令第三百八

十八号)による大学の工業化学に関する学科
において火薬学を専修して卒業した者(当該
学科を修めた者を含む。)
三 前号以外の者で、学校教育法および旧大学
令による大学または経済産業大臣がこれらと
同等以上と認めて指定した教育施設の工業化
学に関する学科を専修して卒業した者(当該
学科を修めた者を含む。)
四 旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一
号)による専門学校の工業化学に関する学科
において火薬学を専修して卒業した者
五 学校教育法による高等学校、高等専門学校
若しくは専修学校(同法第三百二十二条に規定
する専門課程に限る。)、旧専門学校令による
専門学校または経済産業大臣がこれらと同等
以上と認めて指定した学校の工業化学に関す
る学科を専修して卒業した者(前号に掲げる
者を除く。)

第七十六条 火薬類取扱保安責任者試験を受けよ
うとする者は、次の各号に区分する。
一 甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火
薬類製造保安責任者免状を有する者
二 前条第二号及び第四号に掲げる者
三 前条第三号及び第五号に掲げる学校を卒業
し、火薬学を修得した者
四 鉱山保安法施行規則(平成十六年経済産業
省令第九十六号)附則第二条の規定による廃
止前の鉱山保安規則(平成六年通商産業省令
第十三号)第二十二条第三項の火薬係員試験
に合格した者
五 前各号に該当しない者
(試験科目の免除)

第七十七条 第七十五条第一号から第六号まで及
び前条第一号から第四号までに掲げる者は、次
の表のそれぞれの該当欄に掲げる試験科目につ
いて、その免除を申請することができる。

Table with columns for subject (科目) and exemption status (免除科目).

Table with columns for exemption status (試験の種類) and subject (科目).

Table with columns for exemption status (試験の種類) and subject (科目).

Table with columns for exemption status (試験の種類) and subject (科目).

Table with columns for exemption status (試験の種類) and subject (科目).

Table with columns for exemption status (試験の種類) and subject (科目).

Table with columns for exemption status (試験の種類) and subject (科目).

Table with columns for exemption status (試験の種類) and subject (科目).

2 前項の免除の申請をしうとする者は、次条
の規定により様式第三十一の受験願書を提出す
る際に、免除事由を証明する文書を添えなけれ
ばならない。
(受験の手続)

第七十八条 試験を受けようとする者は、様式第
三十一の受験願書に写真(旅券法施行規則(平
成年外務省令第十一号)別表第一に定める要
件を満たしたもので、その裏面には、撮影年月
日、氏名及び年齢を記載したもの)を添えて経
済産業大臣の行う試験にあつては経済産業大臣
(法第三十一条の三第一項の規定に基づき経済
産業大臣が受験願書の受理の事務を含む試験事
務を指定試験機関に行わせる場合にあつては、
指定試験機関)に、都道府県知事(法第三十一
条の三第一項の規定に基づき都道府県知事が受験
願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機
関に行わせる場合にあつては、指定試験機
関)に提出しなければならない。

2 経済産業大臣及び指定試験機関は、住民基本
台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十
条の七第三項の規定により経済産業大臣の行う
試験(指定試験機関にあつては、法第三十一条
の三第一項の規定に基づき指定試験機関の行う
試験)を受けようとする者に係る同法第三十条
の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受
けることができなるときは、当該試験を受けよ
うとする者に対し、住民票の写しを提出させる
ことができる。

3 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の
七第五項又は第三十条の八第一項の規定により
都道府県知事(法第三十一条の三第一項の規定に
係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確
認情報を利用し、又は当該情報の提供を受ける
ことができなるときは、当該試験を受けよう
とする者に対し、住民票の写しを提出させるこ
とができる。

(免状の交付の申請)
第七十八条の二 火薬類製造保安責任者免状又は
火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けよう
とする者は、様式第三十二の免状交付申請書に当
該試験に合格した者であることを証明する書類
を添えて、当該試験に係る経済産業大臣又は都
道府県知事(法第三十一条の二第一項の規定に
基づき経済産業大臣又は都道府県知事が免状交
付申請書の受理の事務を含む免状交付事務を委

託する者)に提出しなければならない。

託している場合にあつては、当該法人）に提出しななければならない。

(免状の様式)

第七十八條の三 火薬類製造保安責任者免状及び火薬類取扱保安責任者免状の様式は、様式第三十三とする。

(免状の書換の申請)

第七十八條の四 法第三十一条第七項において準用する同法第七十七条第七項の規定による火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の書換を受けようとする者は、様式第三十四の免状書換申請書に当該免状を添えて、当該試験に係る経済産業大臣又は都道府県知事（法第三十一条の二第二項の規定に基づき経済産業大臣又は都道府県知事が免状書換申請書の受理の事務を含む免状交付事務を委託している場合にあつては、当該法人）に提出しななければならない。

(免状の再交付の申請)

第七十八條の五 火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を喪失、汚損又は盗取された者であつて、その再交付を受けようとするものは、様式第三十五の免状再交付申請書を、当該試験に係る経済産業大臣又は都道府県知事（法第三十一条の二第二項の規定に基づき経済産業大臣又は都道府県知事が免状再交付申請書の受理の事務を含む免状交付事務を委託している場合にあつては、当該法人）に提出しななければならない。

第七十九條 削除

(免状交付事務に係る委託契約書の記載事項)

第八十條 令第六条第一号ニの経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 委託契約の金額
二 委託契約の代金の支払の時期及び方法
三 免状交付事務を受託する法人による経済産業大臣又は都道府県知事への報告に関する事項

(免状交付事務に係る公示)

第八十一條 令第六条第二号の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事が免状交付事務を委託したときは、次の各号に掲げる事項について公示するものとする。

- 一 委託に係る免状交付事務の内容
二 委託に係る免状交付事務を処理する場所
第十三章 指定試験機関等
第一節 指定試験機関

第八十一条の二 法第四十五条の四の規定により申請をしようとする者は、次の事項を記載した

- 申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一 名称及び住所並びに代表者の氏名
二 試験事務を取り扱う事務所の名称及び所在地
三 行おうとする試験事務の範囲
四 試験事務を開始しようとする年月日

- 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 定款及び登記事項証明書
二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
四 次の事項を記載した書類
イ 役員の名簿及び略歴並びに一般社団法人にあつては社員の氏名又は名称
ロ 試験事務の実施の方法に関する計画
ハ 試験委員の選任に関する事項
ニ 試験事務以外の業務を行つていない場合は、その業務の種類及び概要

第八十一条の三 法第四十五条の七第一項の規定による指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出は、次の事項を記載した届出書によつて行わなければならない。

- 一 変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由

前項の規定は、法第四十五条の七第二項の規定による指定試験機関の名称若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出について準用する。この場合において、前項第一号中「又は主たる事務所の所在地」とあるのは、「若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地」と読み替へるものとする。

第八十一条の四 指定試験機関は、法第四十五条の八第一項の規定により試験事務規程の設定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該認可に係る試験事務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

指定試験機関は、法第四十五条の八第一項の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
二 変更の理由
三 法第四十五条の八第二項の規定による委任都道府県知事の意見の概要
(試験事務規程の記載事項)

第八十一条の五 法第四十五条の八第三項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 試験の実施の方法に関する事項
二 手数料の収納の方法に関する事項
三 合格の通知に関する事項
四 試験委員の選任及び解任に関する事項
五 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
六 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
七 前各号に掲げるもののほか、試験事務の実施に必要事項
(試験事務の休廃止)

第八十一条の六 指定試験機関は、法第四十五条の九第一項の許可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
二 休止し、又は廃止しようとする年月日
三 休止しようとする場合にあつては、その期間
四 休止又は廃止の理由
(役員を選任及び解任)

第八十一条の七 指定試験機関は、法第四十五条の十一の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴
二 選任又は解任の理由
(試験委員)

第八十一条の八 法第四十五条の十三第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

- 一 学校教育法による大学又は高等専門学校において火薬学に関する学科を担当する教授又は准教授の職にあり、又はあつた者
二 甲種火薬類製造保安責任者免状又は甲種火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けている者であつて、火薬類の製造又は取扱いに係る

保安に関する業務に五年以上従事した経験を有するもの
三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有していると経済産業大臣が認める者
(試験委員の選任又は変更の届出)

第八十一条の九 指定試験機関は、法第四十五条の十三第三項の規定により試験委員の選任又は変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 選任又は変更に係る試験委員の氏名及び略歴
二 選任又は変更の理由
(試験結果の報告)

第八十一条の十 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、試験実施年月日、受験申請者数、受験者数及び合格者数を記載した試験結果報告書を、経済産業大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

前項の試験結果報告書には、合格者の氏名、生年月日及び試験科目ごとの成績を記載した合格者一覧表を添付しなければならない。

第八十一条の十一 指定試験機関は、経済産業大臣若しくは委任都道府県知事が法第四十五条の十七第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機関が法第四十五条の九第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は法第四十五条の十六第一項若しくは第二項の規定により指定試験機関の指定を取り消された場合には、次の事項を行わなければならない。

- 一 試験事務を経済産業大臣又は委任都道府県知事に引き継ぐこと。
二 試験事務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣又は委任都道府県知事に引き継ぐこと。
三 その他経済産業大臣又は委任都道府県知事が必要と認める事項
(指定試験機関として指定する者)

第八十一条の十二 法第三十一条の三に規定する経済産業大臣が指定する者は次の者とする。

Table with 2 columns: 名称, 主たる事務所の所在地. The table lists various entities and their locations, including national and prefectural government offices, and private organizations.

社団法人全国火薬類保安協会東京都中央区八
(昭和四十七年四月一日に社団法人堀四丁目十三
人全国火薬類保安協会という名番五号
称で設立された法人をいう。)

第二節 指定完成検査機関

(指定完成検査機関に係る指定の区分)

- 第八十一条の十一の二 法第四十五条の二十
三の規定により、指定完成検査機関の指定は、
次の各号に掲げる区分に従い行うものとする。
- 一 製造施設(令第十六条第一項第一号に規定
する製造所以外の製造所に係るものに限る。)
の完成検査を行う者としての指定
- 二 製造施設(令第十六条第一項第一号に規定
する製造所に係るものに限る。)の完成検査
を行う者としての指定
- 三 火薬庫の完成検査を行う者としての指定

2 法第四十五条の二十三の規定により、指定完
成検査機関の指定は、前項各号に掲げる製造施
設又は火薬庫の所在する地域を定めて行うもの
とする。この場合において、経済産業大臣(令
第十六条第二項第一号の規定により都道府県知
事が指定完成検査機関に関する権限に属する事
務を行う場合には都道府県知事、令第十七条第
二項第一号の規定により産業保安監督部長が指
定完成検査機関に関する権限を行う場合には産
業保安監督部長。以下第八十一条の十一の十三
までにおいて同じ。)は、製造施設又は火薬庫
の完成検査を行う者としての能力又は申請に
より、前項の指定に係る業務の範囲を限ること
ができる。

第八十一条の十一の三 法第四十五条の二十三の
規定により、指定完成検査機関の指定を受けよ
うとする者は、様式第三十六の指定完成検査機
関指定申請書に次の各号に掲げる書類を添え
て、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度
における財産目録及び貸借対照表
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度に
おける事業計画書及び収支予算書(完成検査
の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを
区分したものを)
- 四 次に掲げる事項を記載した書類
- イ 申請者が法人である場合は、役員又は第
八十一条の十一の七に規定する構成員の氏
名及び略歴(構成員が法人である場合は、

その法人の名称)並びにその構成割合を記
載した書面

- ロ 完成検査に用いる機械器具その他の設備
の数、性能、所在の場所及びその所有又は
借入れの別
- ハ 第八十一条の十一の五第一項に規定する
完成検査を実施する者の氏名及び資格
- ニ 完成検査以外の業務を行っている場合
は、その業務の種類及び概要
- ホ 協力会社を用いて完成検査を行う場合
は、当該協力会社に係る次の(イ)から
(ホ)までに掲げる事項
- (イ) 名称及び所在地
- (ロ) 定款
- (ハ) 完成検査に用いる機械器具その他の設
備の数及び性能
- (ニ) 設備検査の実績及び検査能力
- (ホ) 完成検査に係る責任の所在、業務の分
担及び提携を示す契約書の写し

ヘ 完成検査を実施する製造施設又は火薬庫
の種類及び規模に応じた検査実施体制(協
力会社を用いる場合は、協力会社の業務の
範囲を含む)、所要日数及び一月当たりの
検査実施能力

五 申請者が法第四十五条の二十四各号の規定
に該当しないことを説明した書面

六 申請者が第八十一条の十一の八各号の規定
に適合していることを説明した書類
(完成検査に係る検査設備)

第八十一条の十一の四 法第四十五条の二十五第
一號の経済産業省令で定める機械器具その他の
設備は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 距離確認用器具
 - 二 肉厚測定用器具
 - 三 接地抵抗確認用器具
 - 四 その他製造施設又は火薬庫に於て必要な
機械器具その他の設備
- 第八十一条の十一の五 法第四十五条の二十五第
二號の経済産業省令で定める条件のうち統括完
成検査員(自ら機械器具その他の設備を操作し
完成検査を行う者(以下「完成検査員」とい
う。))その他作業者の指揮、監督、検査工程の
管理及び検査結果全般の判定を行う者であつ
て、指定完成検査機関の運営に関し十分意見を

反映しうる役職にある者をいう。以下同じ。)
に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第八十一条の十一の二第二項第一号に
規定する区分に係る統括完成検査員に関する
条件は、次のイからハまでのいずれか一に該
当するものであること。
- イ 甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種
火薬類製造保安責任者免状の交付を受け、
かつ、火薬類(令第十六条第一項第一号に
規定する製造所以外の製造所に係るものに
限る。以下この号及び次項第一号において
同じ。)の製造の作業又は火薬庫の製造施
設に係る保安のための検査の実務に関する
三年以上の経験を有すること。
- ロ 火薬庫の製造の作業又は火薬庫の製造施
設に係る保安のための検査の実務に関する
三年以上の経験を有すること。
- ハ イ又はロと同等以上のものと経済産業大
臣が認める経験を有すること。

二 第八十一条の十一の二第二項第二号に
規定する区分に係る統括完成検査員に関する
条件は、前号イ若しくはロ又は次のイからハ
までのいずれか一に該当するものであること。
イ 丙種火薬類製造保安責任者免状の交付を
受け、かつ、火薬類(令第十六条第一項第
一号に規定する製造所に係るものに限る。
以下この号及び次項第二号において同じ。)
の製造の作業又は火薬庫の製造施設に係る
保安のための検査の実務に関する三年以上
の経験を有すること。

第八十一条の十一の二第二項第三号に
規定する区分に係る統括完成検査員に関する
条件は、第一号イ若しくはロ又は次のイから
ハまでのいずれか一に該当するものであるこ
と。

- イ 甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種
火薬類取扱保安責任者免状の交付を受け、
かつ、火薬庫に係る保安のための検査の実
務に関する三年以上の経験を有すること。
- ロ 火薬庫に係る保安のための検査の実務に
関する三年以上の経験を有すること。

ハ イ又はロと同等以上のものと経済産業大
臣が認める経験を有すること。

- 2 法第四十五条の二十五第二号の経済産業省令
で定める条件のうち完成検査員に係るものは、
次の各号に掲げるものとする。
- 一 第八十一条の十一の二第二項第一号に
規定する区分に係る完成検査員に関する条件
は、火薬庫の製造施設に係る保安のための検
査の実務に関する三年以上の経験を有するこ
と。
- 二 第八十一条の十一の二第二項第二号に
規定する区分に係る完成検査員に関する条件
は、前号に規定する経験又は火薬庫の製造施
設に係る保安のための検査の実務に関する三
年以上の経験を有すること。
- 三 第八十一条の十一の二第二項第三号に
規定する区分に係る完成検査員に関する条件
は、第一号に規定する経験又は火薬庫に係る
保安のための検査の実務に関する三年以上の
経験を有すること。

第八十一条の十一の六 法第四十五条の二十五第
二號の経済産業省令で定める数は、統括完成検
査員にあつては指定完成検査機関の指定の区分
ごとにその職員一名とする。この場合におい
て、統括完成検査員一名で完成検査を実施する
ことができる第八十一条の十一の二第二項
各号に掲げる製造施設又は火薬庫を有する事業
所の箇所数は、次に掲げる事業所ごとに、それ
ぞれ当該各号に掲げる数とする。

- 一 第八十一条の十一の二第二項第一号に
掲げる製造施設を有する事業所 八十箇所
 - 二 第八十一条の十一の二第二項第二号に
掲げる製造施設を有する事業所 百五十箇所
 - 三 第八十一条の十一の二第二項第三号に
掲げる火薬庫を有する事業所 百五十箇所
- 前項に規定するほか、指定完成検査機関(指
定完成検査機関としての指定を受けようとする
者を含む。以下この項において同じ。)は、一
の統括完成検査員に二以上の第八十一条の十一
の二第二項各号に掲げる区分に係る製造施
設又は火薬庫の統括完成検査員を兼務させるこ
とができる。この場合において、当該指定完成
検査機関の統括完成検査員の数は、兼務させな
いときの統括完成検査員の数を下回つてはなら
ない。

(指定完成検査機関に係る構成員の構成)
第八十一条の十一の七 法第四十五条の二十五第三号の経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 一般社団法人 社員
- 二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第一号の株式会社 株主
- 三 会社法第二条第一号の合名会社、合資会社及び合同会社 社員
- 四 中小企業等協同組合(昭和二十四年法律第八十一号)第三条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第三条第一項の農業協同組合 組合員
- 五 中小企業等協同組合法第三条の協同組合連合会及び農業協同組合法第三条第一項の農業協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者
- 六 その他の法人 当該法人に依りて前各号に掲げる者に類するもの

(その他の基準)
第八十一条の十一の八 法第四十五条の二十五第四号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
- 二 完成検査を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
- 三 前各号に掲げるもののほか、完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

(指定完成検査機関に係る指定の更新)
第八十一条の十一の九 法第四十五条の二十六第一項の規定により、指定完成検査機関が指定の更新を受けようとする場合は、第八十一条の十一の二の二から前条までの規定を準用する。

(指定完成検査機関に係る変更の届出)
第八十一条の十一の十 法第四十五条の二十八の規定により、事業所の所在地の変更の届出をしようとする指定完成検査機関は、様式第三十七の指定完成検査機関変更届を経済産業大臣に提出しなければならない。

(指定完成検査機関に係る業務規程の認可の申請等)
第八十一条の十一の十一 法第四十五条の二十九第一項の規定により、業務規程の認可を受けようとする指定完成検査機関は、様式第三十八の

指定完成検査機関業務規程認可申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第四十五条の二十九第一項の規定により、業務規程の変更の認可を受けようとする指定完成検査機関は、様式第三十九の指定完成検査機関業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(指定完成検査機関の業務規程の記載事項)
第八十一条の十一の十二 法第四十五条の二十九第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 完成検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 完成検査の業務を行う場所に関する事項
- 三 完成検査を行うおとす製造施設又は火薬庫に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項
- 四 完成検査に係る手数料の収納の方法に関する事項
- 五 完成検査証の交付に関する事項
- 六 統括完成検査員の選任及び解任に関する事項
- 七 統括完成検査員及び完成検査員の配置並びに教育に関する事項
- 八 完成検査を行った製造施設又は火薬庫に係る完成検査の申請書の保存に関する事項
- 九 完成検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
- 十 完成検査の実施体制に関する事項
- 十一 完成検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項
- 十二 完成検査の結果の報告の体制及び完成検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項
- 十三 前各号に掲げるもののほか、完成検査の業務に関し必要な事項

(指定完成検査機関に係る業務の休廃止の届出)
第八十一条の十一の十三 法第四十五条の三十の規定により、完成検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止をしようとする指定完成検査機関は、様式第四十の指定完成検査機関業務休廃止届を経済産業大臣に提出しなければならない。

第三節 指定保安検査機関

(指定保安検査機関に係る指定の区分)
第八十一条の十一の十四 法第四十五条の三十八第一項の規定により、指定保安検査機関の指定

は、次の各号に掲げる区分に従い行うものとする。

- 一 特定施設(令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所に係るものに限る。)の保安検査を行う者としての指定
- 二 特定施設(令第十六条第一項第一号に規定する製造所に係るものに限る。)の保安検査を行う者としての指定
- 三 火薬庫の保安検査を行う者としての指定

2 法第四十五条の三十八第一項の規定により、指定保安検査機関の指定は、前項各号に掲げる特定施設又は火薬庫の所在する地域を定めて行うものとする。この場合において、経済産業大臣(令第十六条第二項第二号の規定により都道府県知事が指定保安検査機関に関する権限に属する事務を行う場合には都道府県知事、令第十七条第二項第二号の規定により産業保安監督部長が指定保安検査機関に関する権限を行う場合には産業保安監督部長。以下第八十一条の十一の二十五までにおいて同じ)は、特定施設又は火薬庫の保安検査を行う者の能力又は申請により、前項の指定に係る業務の範囲を定めることができる。

(指定保安検査機関に係る指定の申請)
第八十一条の十一の十五 法第四十五条の三十八第一項の規定により、指定保安検査機関の指定を受けようとする者は、様式第四十一の指定保安検査機関指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書(保安検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したものを)
- 四 次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 申請者が法人である場合は、役員又は第八十一条の十一の十九に規定する構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)並びにその構成割合を記載した書面
 - ロ 保安検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ハ 第八十一条の十一の十七第一項に規定する保安検査を実施する者の氏名及び資格

二 保安検査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要

ホ 協力会社を用いて保安検査を行う場合は、当該協力会社に係る次の(イ)から(ホ)までに掲げる事項

- (イ) 名称及び所在地
- (ロ) 定款
- (ハ) 保安検査に用いる機械器具その他の設備の数及び性能
- (ニ) 設備検査の実績及び検査能力

(ホ) 保安検査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し

ハ 保安検査を実施する特定施設又は火薬庫の種類及び規模に応じた検査実施体制(協力会社を用いる場合は、協力会社の業務の範囲を含む)、所要日数及び一月当たりの検査実施能力

五 申請者が法第四十五条の三十八第二項において準用する法第四十五条の二十四各号の規定に該当しないことを説明した書面

六 申請者が第八十一条の十一の二十において準用する第八十一条の十一の八各号の規定に適合していることを説明した書類

(保安検査に係る検査設備)
第八十一条の十一の十六 法第四十五条の三十八第二項において準用する法第四十五条の二十五第一号の経済産業省令で定める機械器具その他の設備は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 距離測定用器具
- 二 肉厚測定用器具
- 三 接地抵抗確認用器具
- 四 その他特定施設又は火薬庫に依りて必要な機械器具その他の設備

(保安検査を実施する者に係る要件)
第八十一条の十一の十七 法第四十五条の三十八第二項において準用する法第四十五条の二十五第二号の経済産業省令で定める条件のうち統括保安検査員(自ら機械器具その他の設備を操作し保安検査を行う者(以下「保安検査員」という。))その他作業者の指揮、監督、検査工程の管理及び検査結果全般の判定を行う者であつて、指定保安検査機関の運営に関し十分意見を反映しうる役職にある者をいう。以下同じ。)

に係るものは、次の各号に掲げるものとする。
一 第八十一条の十一の十四第一項第一号に規定する区分に係る統括保安検査員に関する条

件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ 甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状の交付を受け、かつ、火薬類（令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所に係るものに限る。以下この号及び次項第一号において同じ。）の製造の作業又は火薬類の製造施設に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

ロ 火薬類の製造の作業又は火薬類の製造施設に係る保安のための検査の実務に関する六年以上の経験を有すること。

ハ イ又はロと同等以上のものと経済産業大臣が認める経験を有すること。

二 第八十一条の十一の十四第一項第二号に規定する区分に係る統括保安検査員に関する条件は、前号イ若しくはロ又は次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ 丙種火薬類製造保安責任者免状の交付を受け、かつ、火薬類（令第十六条第一項第一号に規定する製造所に係るものに限る。以下この号及び次項第二号において同じ。）の製造の作業又は火薬類の製造施設に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

ロ 火薬類の製造の作業又は火薬類の製造施設に係る保安のための検査の実務に関する六年以上の経験を有すること。

ハ イ又はロと同等以上のものと経済産業大臣が認める経験を有すること。

三 第八十一条の十一の十四第一項第三号に規定する区分に係る統括保安検査員に関する条件は、第一号イ若しくはロ又は次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ 甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状の交付を受け、かつ、火薬庫に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

ロ 火薬庫に係る保安のための検査の実務に関する六年以上の経験を有すること。

ハ イ又はロと同等以上のものと経済産業大臣が認める経験を有すること。

二 法第四十五条の三十八第二項において準用する法第四十五条の二十五第二号の経済産業省令で定める条件のうち保安検査員に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 第八十一条の十一の十四第一項第一号に規定する区分に係る保安検査員に関する条件は、火薬類の製造施設に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

二 第八十一条の十一の十四第一項第二号に規定する区分に係る保安検査員に関する条件は、前号に規定する経験又は火薬類の製造施設に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

三 第八十一条の十一の十四第一項第三号に規定する区分に係る保安検査員に関する条件は、第一号に規定する経験又は火薬庫に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有すること。

（保安検査員の数等）

第八十一条の十一の十八 法第四十五条の三十八第二項において準用する法第四十五条の二十五第二号の経済産業省令で定める数は、統括保安検査員にあつては指定保安検査機関の指定の区分ごとにその職員一名とする。この場合において、統括保安検査員一名で保安検査を実施することができない第八十一条の十一の十四第一項各号に掲げる特定施設又は火薬庫を有する事業所の箇所数は、次の各号に掲げる事業所ごとに、それぞれ当該各号に掲げる数とする。

一 第八十一条の十一の十四第一項第一号に掲げる特定施設を有する事業所 七十箇所

二 第八十一条の十一の十四第一項第二号に掲げる特定施設を有する事業所 百五十箇所

三 第八十一条の十一の十四第一項第三号に掲げる火薬庫を有する事業所 百五十箇所

2 前項に規定するほか、指定保安検査機関（指定保安検査機関としての指定を受けようとする者を含む。以下この項において同じ。）は、一の統括保安検査員に二以上の第八十一条の十一の十四第一項各号に掲げる区分に係る特定施設又は火薬庫の統括保安検査員を兼務させることができる。この場合において、当該指定保安検査機関の統括保安検査員の数は、兼務させないときの統括保安検査員の数を下回ってはならない。

（指定保安検査機関に係る構成員の構成）

第八十一条の十一の十九 法第四十五条の三十八第二項において準用する法第四十五条の二十五第三号の経済産業省令で定める構成員は、第八十一条の十一の七各号に掲げるものとする。

（その他の基準）

第八十一条の十一の二十 法第四十五条の三十八第二項において準用する法第四十五条の二十五第四号の経済産業省令で定める基準は、第八十一条の十一の八の規定を準用する。この場合において、同条第二号及び第三号中「完成検査」とあるのは、「保安検査」と読み替えるものとする。

（指定保安検査機関に係る指定の更新）

第八十一条の十一の二十一 法第四十五条の三十八第二項において準用する法第四十五条の二十六第一項の規定により、指定保安検査機関が指定の更新を受けようとする場合は、第八十一条の十一の十四から前条までの規定を準用する。

（指定保安検査機関に係る変更の届出）

第八十一条の十一の二十二 法第四十五条の三十八第二項において準用する法第四十五条の二十八の規定により、事業所の所在地の変更の届出をしようとする指定保安検査機関は、様式第四十二の指定保安検査機関変更届を経済産業大臣に提出しなければならない。

（指定保安検査機関に係る業務規程の認可の申請等）

第八十一条の十一の二十三 法第四十五条の三十八第二項において準用する法第四十五条の二十九第一項の規定により、業務規程の認可を受けようとする指定保安検査機関は、様式第四十三の指定保安検査機関業務規程認可申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第四十五条の三十八第二項において準用する法第四十五条の二十九第一項の規定により、業務規程の変更の認可を受けようとする指定保安検査機関は、様式第四十四の指定保安検査機関業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（指定保安検査機関の業務規程の記載事項）

第八十一条の十一の二十四 法第四十五条の三十八第二項において準用する法第四十五条の二十九第二項の規定により、完成検査を実施した日から六年間保存しなければならない。

一 完成検査を実施した製造施設又は火薬庫を有する事業所の名称及びその所在地

二 完成検査を実施した製造施設又は火薬庫を有する事業所の名称及びその所在地

三 完成検査の記録（協力会社による項目については、協力会社名を含む。）

四 完成検査の結果

五 完成検査証の検査番号（交付年月日を含む。）

四 保安検査に係る手数料の収納の方法に関する事項

五 保安検査証の交付に関する事項

六 統括保安検査員の選任及び解任に関する事項

七 統括保安検査員及び保安検査員の配置並びに教育に関する事項

八 保安検査を行った特定施設又は火薬庫に係る保安検査の申請書の保存に関する事項

九 保安検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項

十 保安検査の実施体制に関する事項

十一 保安検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項

十二 保安検査の結果の報告の体制及び保安検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項

十三 前各号に掲げるもののほか、保安検査の業務に關し必要な事項

（指定保安検査機関に係る業務の休廃止の届出）

第八十一条の十一の二十五 法第四十五条の三十八第二項において準用する法第四十五条の三十八の規定により、保安検査の業務の一部又は全部の休止又は廃止をしようとする指定保安検査機関は、様式第四十五の指定保安検査機関業務休廃止届を経済産業大臣に提出しなければならない。

（帳簿）

第八十一条の十二 法第四十五条の十八第一項の経済産業省令で定める事項は、合格者の氏名、生年月日及び受験番号とする。

2 法第四十五条の十八第一項の帳簿は、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

第八十一条の十二の二 法第四十五条の三十五第一項の規定により、指定完成検査機関は、次の各号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同条第二項の規定により、完成検査を実施した日から六年間保存しなければならない。

一 完成検査を実施した製造施設又は火薬庫を有する事業所の名称及びその所在地

二 完成検査を実施した製造施設又は火薬庫を有する事業所の名称及びその所在地

三 完成検査の記録（協力会社による項目については、協力会社名を含む。）

四 完成検査の結果

五 完成検査証の検査番号（交付年月日を含む。）

六 完成検査を実施した年月日並びに統括完成検査員及び完成検査員の氏名

2 法第四十五条の三十八第二項において準用する法第四十五条の三十五第一項の規定により、指定保安検査機関は、次の各号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同条第二項の規定により、保安検査を実施した日から六年間保存しなければならない。

- 一 保安検査を実施した特定施設又は火薬庫を有する事業所の名称及びその所在地
- 二 保安検査を実施した特定施設又は火薬庫
- 三 保安検査の記録（協力会社による項目については、協力会社名を含む。）
- 四 保安検査の結果
- 五 保安検査証の検査番号（交付年月日を含む。）
- 六 保安検査を実施した年月日並びに統括保安検査員及び保安検査員の氏名（電磁的方法による保存）

第八十一条の十二の三 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第四十五条の十八第二項及び法第四十五条の三十五第二項（法第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第八十一条の十三 法第四十五条の二十一第三項及び法第四十五条の三十七第二項（法第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。）の証明書の様式は、様式第四十六とする。

第十四章 雑則

(報告等)

第八十一条の十四 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる報告書又は届出書を、第四欄に掲げる者に、第五欄に掲げる提出期限までに提出しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
製造業者	製造業者	製造業者	製造業者	製造業者
製造業者	製造業者	製造業者	製造業者	製造業者
製造業者	製造業者	製造業者	製造業者	製造業者
製造業者	製造業者	製造業者	製造業者	製造業者

製造業者	製造業者	製造業者	製造業者	製造業者
製造業者	製造業者	製造業者	製造業者	製造業者
製造業者	製造業者	製造業者	製造業者	製造業者
製造業者	製造業者	製造業者	製造業者	製造業者

製造業者	製造業者	製造業者	製造業者	製造業者
製造業者	製造業者	製造業者	製造業者	製造業者
製造業者	製造業者	製造業者	製造業者	製造業者
製造業者	製造業者	製造業者	製造業者	製造業者

までに掲げるものとし、火薬類に関しては第四号に掲げるものとする。
一 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張人をつけること。

二 通路が危険であるかまたは搬送の余裕がない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずること。

三 前二号に規定する措置によらない場合には、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、かつ、必要に応じて附近の住民に避難するよう警告すること。

四 吸湿、変質、不発、半爆等のために著しく原性能もしくは原形を失つた火薬類または著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄すること。

(収去証)
第八十八条 経済産業大臣又は産業保安監督部長は、法第四十三条第一項の規定により職員が火薬類を収去するときは、被収去者に様式第四十八の収去証を交付しなければならない。

(身分を示す証票)
第八十九条 法第四十三条第四項の規定による経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長がその職員に携帯させる証票は、様式第四十九とする。

(液体酸素爆薬の特則)
第九十条 液体酸素爆薬の製造営業の許可を申請する場合には、第二条第一項の添附書類を省略することができる。

2 第四条から第六条まで、第六十八条第一項および第七十条の火薬類または爆薬には、液体酸素爆薬は含まれないものとする。
(譲受の許可申請の特則)
第九十条之二 譲受及び消費の許可をする都道府県知事が同一である場合において、消費の許可とあわせて譲受の許可を受けようとする者は、様式第五十の火薬類譲受・消費許可申請書に火薬類消費計画書を添えて、当該都道府県知事に提出することができる。

(がん具煙火の適用除外)
第九十一条 法第五十一条第五項の規定による適用除外の数量は、適用を除外される各規定ごとに次に定めるものとする。

一 法第三条および第四条の規定については、一日につき二キログラム以下の硝酸塩を主とする火薬(塩素酸塩または赤燐を含有しないものに限る。)を使用して第一条の五第一号イ(2)、(3)または(6)に掲げるがん具煙火を製造する者
二 法第十一項第二項および第三項、第三十八条ならびに第四十六条第一項第二号の規定については、原料をなす火薬または爆薬の数量が二五キログラム以下のがん具煙火(第一条の五第一号イ(2)に掲げるものを除く)または原料をなす爆薬の数量が五キログラム以下の第一条の五第一号イ(2)に掲げるがん具煙火の数量
三 法第十三条の規定については、一日につき二五キログラム以下の火薬または五キログラム以下の爆薬を使用してがん具煙火を製造する製造業者
四 法第二十九条の規定については、一日につき五キログラム以下の火薬または一キログラム以下の爆薬を使用してがん具煙火を製造する製造業者
五 法第三十条第二項の規定については、一箇月につき原料をなす火薬または爆薬の数量が十トン以下のがん具煙火のみを貯蔵する火薬庫の所有者または占有者
六 法第三十五条および第三十五条の二の規定については、第四号の製造業者の製造施設(条例等に係る適用除外)
第九十二条 第六十四条及び第八十九条(都道府県知事又は指定都市の長の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県又は指定都市の条例規則その他の定め別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第六十九条第一項および第二項の規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

附則 (昭和二十八年八月五日通商産業省令第三七号)
この省令は、火薬類取締法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十六号)の施行の日(昭和二十八年八月八日)から施行する。

附則 (昭和二十九年六月一日通商産業省令第二五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年八月一七日通商産業省令第三八号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三十条ならびに第六十九条第一項および第二項の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

附則 (昭和三十五年二月五日通商産業省令第五号) 抄
この省令は、昭和三十五年二月十日から施行する。

1 この省令は、昭和三十五年二月十日から施行する。
2 この省令は、昭和三十五年二月十日から施行する。
3 この省令は、昭和三十五年二月十日から施行する。
4 この省令は、昭和三十五年二月十日から施行する。
5 この省令は、昭和三十五年二月十日から施行する。
6 この省令は、昭和三十五年二月十日から施行する。

(施行期日)
1 この省令は、昭和二十五年十一月三日から施行する。
(他の命令の改廃)
2 銃砲火薬類取締法施行細則(明治四十四年内務省令第二号)および煙火原料用火薬、爆薬及煙火製造作業主任者資格試験に関する件(大正十三年内務省令第二十三号)は、廃止する。
3 第十九条第四項の規定は、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二条第一項に規定する自衛隊が火薬類を貯蔵する場合については、平成三十二年十二月十八日までの間は、適用しない。

附則 (昭和二十七年七月二九日通商産業省令第五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第六十九条第一項および第二項の規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。
附則 (昭和二十八年八月五日通商産業省令第三七号)
この省令は、火薬類取締法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十六号)の施行の日(昭和二十八年八月八日)から施行する。
附則 (昭和二十九年六月一日通商産業省令第二五号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三十三年八月一七日通商産業省令第三八号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三十条ならびに第六十九条第一項および第二項の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。
附則 (昭和三十五年二月五日通商産業省令第五号) 抄
この省令は、昭和三十五年二月十日から施行する。

適合しなくなつたものには爆薬十五キログラム以下を貯蔵することができる。この場合には、第一条の六第一項の規定を適用する。
附則 (昭和三十九年二月一日通商産業省令第二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十九年一月二日通商産業省令第一四号) 抄
この省令は、昭和三十九年十一月十日から施行する。

附則 (昭和四〇年一月九日通商産業省令第一七号) 抄
この省令は、昭和四十年十月十五日から施行する。ただし、第一条の五第一号イ(1)の改正規定は、公布の日から起算して十一月を経過した日から施行する。

附則 (昭和四一年四月二六日通商産業省令第四四号) 抄
この省令は、昭和四十一年五月十日から施行する。

附則 (昭和四二年四月二五日通商産業省令第四五号) 抄
この省令は、昭和四十二年五月一日から施行する。

附則 (昭和四二年一月一三日通商産業省令第一五二号) 抄
この省令は、昭和四十二年十一月二十日から施行する。ただし、第十六条第三号の改正規定は、昭和四十三年二月二十日から施行する。
附則 (昭和四四年一月一日通商産業省令第一〇五号)
この省令は、昭和四十五年二月一日から施行する。

附則 (昭和四六年九月一日通商産業省令第九七号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の二第三号の改正規定は、昭和四十六年十二月一日から、別表第二十三の改正規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。
附則 (昭和四八年一月一五日通商産業省令第二〇号) 抄
この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条の六の改正規定、第二条第一項の改正規定、第九条の改正規定、第三十七条の改正規定、

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
1 第一条の六の改正規定、第二条第一項の改正規定、第九条の改正規定、第三十七条の改正規定、

正規定、第四十九條の改正規定及び第六十七條第一項の改正規定 公布の日

二 第七十四條の改正規定 昭和四十九年四月一日

三 第六十八條第一項の改正規定、第六十九條の改正規定及び第七十條の改正規定 公布の日から起算して一年を経過した日

附則 (昭和四十九年六月二〇日通商産業省令第四一〇号)

この省令は、昭和四十九年六月二十日から施行する。ただし、第一條の五第一号へ及び第四十九條第四号の改正規定は、昭和五十年十二月二十日から施行する。

附則 (昭和五〇年一月九日通商産業省令第一一〇号) 抄

1 この省令は、昭和五十年三月一日から施行する。ただし、第二十一條第一項第一号の二の改正規定は、昭和五十年九月一日から施行する。

附則 (昭和五一年八月二八日通商産業省令第五四〇号)

この省令は、昭和五十一年九月一日から施行する。

附則 (昭和五十四年八月二日通商産業省令第五六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十四年八月二日通商産業省令第五七〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十四年九月一〇日通商産業省令第六六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十六年五月二二日通商産業省令第二九〇号)

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行の際現に都道府県知事に対してされている改正前の第七十八條の規定による受験手続については、改正後の同條の規定にかかわらず、なお従前の例によることのできる。

附則 (昭和五十八年二月一日通商産業省令第八八〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六〇年六月八日通商産業省令第二二〇号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
附則 (昭和六一年九月三〇日通商産業省令第四七〇号)

この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附則 (昭和六一年二月四日通商産業省令第八二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七十九條の改正規定及び別表第十六の次に一表を加える改正規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (平成元年八月二九日通商産業省令第五八〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年七月七日通商産業省令第三三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年九月二五日通商産業省令第四三〇号)

この省令は、平成二年十月一日から施行する。

附則 (平成三年二月五日通商産業省令第一一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成四年一〇月一五日通商産業省令第六四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成五年二月一五日通商産業省令第九三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成六年七月二七日通商産業省令第五八〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の火薬類取締法施行規則、容器保安規則、冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、高圧ガス保安管理員等規則、コンビナート等保安規則並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定の適用に関しては、平成七年三月三十一日までは、なお従前の例によることのできる。

附則 (平成七年一〇月六日通商産業省令第七六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成八年三月二九日通商産業省令第二八〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成九年五月二日通商産業省令第八六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成九年九月二六日通商産業省令第一一〇号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十五條の表の改正規定及び第十九條に一項を加える改正規定は、平成十二年九月二十六日から施行する。

2 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二條第一項に規定する自衛隊が火薬類を貯蔵する場合にあっては、この省令による改正後の火薬類取締法施行規則第十九條第四項の規定は、平成二十四年九月二十五日までは、適用しない。

附則 (平成一〇年三月二六日通商産業省令第二一〇号)

1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第四條の二及び第五條の二の改正規定は、平成十年十月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に火薬類取締法第三條の許可を受けている製造業者は、この省令の施行の日から一年間は、改正後の火薬類取締法施行規則第五條第一項第二十号の規定にかかわらず、なお、従前の例によることのできる。

附則 (平成一一年五月二六日通商産業省令第六〇〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一一年六月三日通商産業省令第六一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一二年三月二八日通商産業省令第四五〇号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年三月三〇日通商産業省令第五二〇号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年三月三〇日通商産業省令第五二〇号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年三月三〇日通商産業省令第五二〇号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年三月三〇日通商産業省令第五二〇号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年三月三〇日通商産業省令第五二〇号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年三月三〇日通商産業省令第五二〇号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年三月三〇日通商産業省令第五二〇号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年四月二八日通商産業省令第一〇〇号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年七月四日通商産業省令第一三五〇号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三を加える改正規定(第三項に係る部分に限る。)は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現に前回の保安検査証の交付を受けた日(保安検査を受けたことのない特定施設又は火薬庫にあっては、完成検査証の交付を受けた日)から十一月を経過した特定施設又は火薬庫については、この省令の施行の日から一月間は、改正後の火薬類取締法施行規則第四十四條の二第三項の規定は、適用しない。

附則 (平成一二年八月一日通商産業省令第一四二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定(第三項に係る部分に限る。)は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年一月二〇日通商産業省令第三四一〇号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成一二年一月二〇日通商産業省令第三四二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定(第三項に係る部分に限る。)は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年一月二〇日通商産業省令第三四三〇号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成一二年一月二〇日通商産業省令第三四四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一三年一月一八日通商産業省令第五五〇号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一條の六第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2 この省令の施行の際現にある無煙火薬の火薬類一時置場については、改正後の火薬類取締法施行規則第一條の六第一項の規定の適用に関しては、平成十三年三月三十一日までは、なお従前の例によることのできる。

3 この省令の施行の際現にある無煙火薬の火薬類一時置場については、この省令の施行の日か

ないもので、この省令の施行の日以後新規則第八十一条の十四の規定により指定都市の長に対して行うべきこととなるものは、この省令の施行の日以後においては、当該指定都市の長に対して提出をしなければならない事項についての提出がされていないものとみなす。

附 則 (平成三〇年六月一五日経済産業省令第三五号)
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年一月八日経済産業省令第一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年九月一日経済産業省令第三六号)
この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

附 則 (令和元年二月二三日経済産業省令第五五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一月二日経済産業省令第四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年四月一〇日経済産業省令第三七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年六月二六日経済産業省令第六〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年二月二八日経済産業省令第九二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年二月二八日経済産業省令第九二号)
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 (施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

第二条 (経過措置)
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年三月一日経済産業省令第九号)
この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年四月五日経済産業省令第三九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年一月一〇日経済産業省令第七三三号)
この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年三月二八日経済産業省令第一一〇号) 抄

第一条 (施行期日)
この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの合理的利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (令和五年六月九日経済産業省令第三二二号) 抄

1 この省令は、令和五年六月九日から施行する。

2 この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による写真の提出については、これらの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和六年三月二九日経済産業省令第一八号)
この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

別表第一(第四十四条第一項関係)

1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う	完成検査の方法
--------------------------------	---------

製造施設の場
合
一 第四条第一 製造所の標識及び爆発又は発火の危険区域の設置制限
二 第四条第二 危険区域の境界が森林内に設置される場合
三 第四条第三 危険区域の境界が森林内に設置される場合
四 第四条第四 危険区域の境界が森林内に設置される場合
五 第四条第五 危険区域の境界が森林内に設置される場合

一 第四号の他の測定器具を用いた測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

一 第四号の他の測定器具を用いた測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

一 第四号の他の測定器具を用いた測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

一 第四号の他の測定器具を用いた測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

一 第四号の他の測定器具を用いた測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

一 第四号の他の測定器具を用いた測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

一 第四号の他の測定器具を用いた測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

一 第四号の他の測定器具を用いた測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

一 第四号の他の測定器具を用いた測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

一 第四号の他の測定器具を用いた測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

一 第四号の他の測定器具を用いた測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

等、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

六の二 第四六の二 危険区域内に設けた原料条第一項第五 薬品貯蔵所に貯蔵する火薬類の原料の二の危険料となる薬品の種類を、記録により検査する。

七 第四六の二 爆発の危険のある工場について、設置の状況、火災に対して抵抗性を有する構造となつていないことある工場の構及び建築材料の種類を、目視及び図面により検査する。

八 第四六の二 爆発の危険のある工場又は火薬煙火等の製造一時置場に設けた土堤の構造等以外の製造を、別表第二十六項各号に掲げる所の爆発の危険の完成検査の方法により検査する。

八 第四六の二 爆発の危険のある工場又は火薬煙火等の製造一時置場に設けた土堤の構造等以外の製造を、別表第二十六項各号に掲げる所の爆発の危険の完成検査の方法により検査する。

八 第四六の二 爆発の危険のある工場又は火薬煙火等の製造一時置場に設けた土堤の構造等以外の製造を、別表第二十六項各号に掲げる所の爆発の危険の完成検査の方法により検査する。

八 第四六の二 爆発の危険のある工場又は火薬煙火等の製造一時置場に設けた土堤の構造等以外の製造を、別表第二十六項各号に掲げる所の爆発の危険の完成検査の方法により検査する。

八 第四六の二 爆発の危険のある工場又は火薬煙火等の製造一時置場に設けた土堤の構造等以外の製造を、別表第二十六項各号に掲げる所の爆発の危険の完成検査の方法により検査する。

八 第四六の二 爆発の危険のある工場又は火薬煙火等の製造一時置場に設けた土堤の構造等以外の製造を、別表第二十六項各号に掲げる所の爆発の危険の完成検査の方法により検査する。

八 第四六の二 爆発の危険のある工場又は火薬煙火等の製造一時置場に設けた土堤の構造等以外の製造を、別表第二十六項各号に掲げる所の爆発の危険の完成検査の方法により検査する。

八 第四六の二 爆発の危険のある工場又は火薬煙火等の製造一時置場に設けた土堤の構造等以外の製造を、別表第二十六項各号に掲げる所の爆発の危険の完成検査の方法により検査する。

八 第四六の二 爆発の危険のある工場又は火薬煙火等の製造一時置場に設けた土堤の構造等以外の製造を、別表第二十六項各号に掲げる所の爆発の危険の完成検査の方法により検査する。

<p>を防止するための措置 三十九 第四三十九 火薬類又はその原料を運 条第一項第二搬する容器について、当該火薬類 十六号の火薬又はその原料と化学反応を起こさ 類等の運搬容ない材料を使用し、かつ、確実に 器 蓋のできる構造となつていこと を、目視及び記録により検査する。 三十九の二 三十九の二 火薬類一時置場に無 第四条第一項煙火薬を存置する場合に使用する 第二十六号の容器の容量を、測定器具を用いた 二の火薬類一測定により検査し、かつ、容器の 時置場に無煙材質を、目視により検査する。 火薬を存置す る場合使用 する容器 四十 第四十 危険区域内で火薬類を運搬 第一項第二十する運搬車について、運搬する火 七号の危険区薬類その他周囲の火薬類の爆発又 域内で火薬類は発火を防止するための措置の状 を運搬する運況を、目視及び図面等により検査 搬車 する。 四十一 第四四十一 火薬類の運搬通路につい 条第一項第二で、路面及び勾配の状況を、目視 十八号の火薬又は測定器具を用いた測定若しく 類の運搬通路はその記録により検査する。 の路面及び勾 配 2 製造設備 が定置式製造 設備であつて 、不発弾等の 解撤作業を行 う製造施設の 場合 一 第四十第一 前項第一号から第三号まで、 二項において第六号、第八号、第十号、第十二 準用する第四号、第十三号、第十四号から第十 条第一項第一六号の四まで、第十八号から第二 号から第三号 十五号まで、第二十七号、第二十 まで、第五号 第三十号、第三十二号から第二 、第七号、第 第三十四号まで、第三十九号、第 七号の三、第 第四十号、第四十一号に掲げる完成 九号、第九号 検査の方法により検査を行う。 の二、第十号 から第十二号 まで、第十四</p>	<p>号から第二十 二号まで、第 二二号の三 から第二十四 号まで、第二 十六号、第二 十七号及び第 二十八号に掲 げる検査項目 二 第四十第二 不発弾等解撤工室等から製造 二項第一号の所以の保安物件までの距離を、 不発弾等解撤巻尺その他の測定器具を用いた測 工室等の保安定により検査する。ただし、当該 距離 測定において、既定の距離を満た していることが目視により容易に 判定できる場合に限り、目視によ る検査に替えることができる。 三 第四十第三 不発弾等解撤工室等から製造 二項第二号の所内の他の施設までの距離を、巻 不発弾等解撤尺その他の測定器具を用いた測定 工室等の保安により検査する。ただし、当該測 間隔 定において、既定の距離を満たし ていることが目視により容易に判 定できる場合に限り、目視による 検査に替えることができる。なお、 不発弾等解撤工室を互いに接続し ている場合であつて、既定の距離 を確保できないものについては、 当該工室の構造等を、目視、図面 及び測定器具を用いた測定により 検査する。 四 第四十第四 不発弾等解撤工室の設置の状 二項第三号の況、構造及び建築材料の種類を、 不発弾等解撤目視、図面、記録及び測定器具を 工室の構造及用いた測定により検査する。 び建築材料 五 第四十第五 不発弾等解撤工室の土堤又は 二項第四号の防壁の位置、構造及び建築材料 不発弾等解撤の種類を、目視、図面、記録及び 工室の土堤及測定器具を用いた測定により検査 び防壁 する。 六 削除 六 削除 七 第四十第七 鋼製チャンバの床面に不発弾 二項第七号の等が直接接することがなく、かつ、 鋼製チャンバ落下しない措置の状況を、目視に の床面に不発より検査する。</p>	<p>弾等が直接接 することがな すこと、かつ、落 下しない措置 八 第四十第八 遠隔操作による解撤設備の設 置の状況を、目視により検査し、 遠隔操作によ及び当該設備の機能を、作動試験 る解撤設備 又はその記録により検査する。 九 第四十第九 解撤作業中における温度上昇 二項第九号の防止する措置の状況を、目視、 温度上昇を防図面又は機器等の作動試験若しく 止するためのはその記録により検査する。ただ 措置 し、温度上昇により不発弾等が爆 発し又は発火するおそれがない場 合には、当該おそれがないことを、 目視、図面又は記録により検査す る。 十 第四十第十 解撤に使用するウオータージ 二項第十号のウオータージの水量が過 ウオータージ 剰になることを防ぐための装置の エントの水圧設置の状況を、目視により検査し、 及び研磨剤の及び当該装置の機能を、作動試験 量が過剰にな又はその記録により検査する。 ることを防ぐ ための装置 十一 第四十第十一 不発弾等廃棄処理場につい 二項第十一で、危険区域内に設置されている 号イの不発弾 号イの不発弾ことを、目視により検査する。 等廃棄処理場 十二 第四十第十二 土堤又は防壁を設置 十一の二 第十一の二 土堤又は防壁を設置 四 第四十第十四 土堤又は防 十一号口の土 十一号口の土堤又は防 堤、防壁等又 堤、防壁等又十八項に掲げる完成検査の方法に は防火壁そのより検査し、防火壁その他の延焼 他の延焼を遮断するための措置を講じたも 断するためののについては、当該措置の状況を、 目視及び図面により検査する。た だし、火薬類が爆発し又は発火す ることにより周辺の施設に危害を 及ぼすおそれがない場合には、当 該おそれがないことを、目視、図 面又は記録により検査する。 十一の三 第十一の三 周囲の火災を防止する 四 第四十第十五 周囲の火災を防止する 十一号ハの周 十一号ハの周又は機器等の作動試験若しくはそ 圍の火災を防の記録により検査する。</p>	<p>止するための 措置 3 製造設備 が移動式製造 設備である製 造施設の場合 一 第四十第一 製造所の標識及び爆発又は発 二 第一項第一火に関し必要な事項の揭示、移動 号の標識及び区域の設定並びに警戒札の揭示の 爆発又は発火状況を、目視及び図面により検査 に必要とする。 事項の揭示、 移動区域の設 定並びに警戒 札の揭示の状 況 二 第四十第二 移動区域に設置した施設の種 二 第一項第二類を、目視により検査する。 号の移動区域 の施設の設置 制限 三 第四十第三 移動区域の境界が森林内に設 二 第一項第三けられた場合について、火災によ 号の火災による延焼を防止するための措置の状 る延焼を防止況を、目視、図面、巻尺その他の するのための措 測定器具を用いた測定又は機器等 置 の作動試験若しくはその記録によ り検査する。 四 第四十第四 移動式製造設備工室の有無 二 第一項第四を、目視により検査し、並びに別 号の移動式製 表第一項第十号、第十一号、 造設備用工室 第十四号から第十六号の四まで、 の有無並びに 第十八号から第二十号まで、第二 第四条の二に 第十二号から第二十五号まで及び第 四 第四十第五 おいて準用す二十七号の方法により検査する。 る第四十第一 項第七号の三 、第八号、第 十号から第十 二号まで、第 十四号から第 十六号まで及 び第十八号か ら第二十号 までに掲げる 検査項目</p>
--	---	---	--

<p>出入口を設けた土壁を見ることができない構造と堤の構造 四 第三十一条第四号の土堤の勾配の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>四の二 第三十一条第四号の土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>四の三 第三十一条第四号の土堤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>五 第三十一条第五号の堤脚を土留面とする土堤の内、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>六 第三十一条第六号の土堤を兼用の有無を目視により検査する。</p>	<p>七 第三十一条第七号の土堤の堤面の措置の状況を、目視により検査する。</p>	<p>17 簡易土堤の基準</p>
<p>一 第三十一条の一 前項第一号から第三号まで二において準用す及び第六号に掲げる完成検査の号から第三号まで及び第六号に掲げる検査項目</p>	<p>二 第三十一条の二 簡易土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>二の二 第三十一条の二 簡易土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>二の三 第三十一条の三 簡易土堤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p>	<p>三 第三十一条の三 簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の材質を、目視又は図面により検査する。</p>	<p>四 第三十一条の四 簡易土堤の頂部の雨水の浸入を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。</p>	<p>18 防爆壁の位置、構造、材質等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。</p>
<p>設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合 一 第四号第一項第一号の火に關し必要な事項の揭示、危険標識及び爆発区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示、危険より検査する。</p>	<p>二 第四号第二項第二号の類を、目視により検査する。</p>	<p>三 第四号第三項第三号のけられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、巻き尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>	<p>四 第四号第四項第四号の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。</p>	<p>五 第四号第五項第四号の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。</p>	<p>六 第四号第六項第五号の煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。た</p>	<p>九 第四号第九項第七号の維持管理状況を、別表第四項に掲げる保安検査の方法により検査する。</p>
<p>ボイラー室及び煙突 六の二 第四号第六項第六号の二の危険区域の原料の検査する。</p>	<p>七 第四号第七項第六号の管理状況を、目視により検査する。</p>	<p>八 第四号第八項第七号の煙火等の製造所以外の製造所煙火等の製造一時置場に設けた土堤の維持管理状況を、別表第四十六項に掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放又は火薬類一爆式構造の危険工室等を互いに連時置場の土堤接している場合であつて、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該防爆壁の維持管理状況を、別表第四十八項に掲げる保安検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四十二項第一号に掲げる保安検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四十四項に掲げる保安検査の方法により検査する。</p>	<p>九 第四号第九項第七号の維持管理状況を、別表第四十六項に掲げる保安検査の方法により検査する。</p>	<p>十 第四号第十項第七号の維持管理状況を、別表第四十六項に掲げる保安検査の方法により検査する。</p>	<p>十一 第四号第十一項第七号の維持管理状況を、別表第四十六項に掲げる保安検査の方法により検査する。</p>	<p>十二 第四号第十二項第七号の維持管理状況を、別表第四十六項に掲げる保安検査の方法により検査する。</p>

製造所の爆発検査の方法により検査する。ただし、危険のあるし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵する工室又は火薬類一時置場の場合であつて、設置する土堤、防省略したものについては、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、壁の設置その別表第四十四項に掲げる保安検査の方法により検査し、土堤、簡易土堤又は防省略したものの設置その他の措置を、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、目視により検査する。

十四 第四号第十一 危険工室及び火薬又は爆薬の一時置場の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、目視により検査する。

十一 第四号第十一 危険工室の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、目視により検査する。

十二 第四号第十二 発火の危険のある工室と他の危険のある工室との間の防火壁の設置その他の措置を、目視により検査する。

十三 第四号第十三 危険工室の発火の危険のある工室の維持管理状況を、目視により検査する。また、危険のある工室の維持管理状況を、目視により検査する。

十四 第四号第十四 危険工室の付近の消火の設備の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、目視により検査する。

十六 第四号第十六 危険工室の内面の剥離及び号イの内面の一部が火薬類に混入するに剥離及び内面理状況を、目視又は図面により検査する。ただし、当該火薬類に混入することを防止する。

十七 第四号第十七 危険工室内に原動機及び温度調整装置が据付けられていることを、目視により検査する。ただし、当該火薬類に爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十八 第四号第十八 危険工室内の機械、器具又は容器に、火薬類が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。ただし、当該火薬類に爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十九 第四号第十九 危険工室内の機械、器具又は容器に、火薬類が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。ただし、当該火薬類に爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

二十 第四号第二十 危険工室内の暖房装置に、火薬類が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。ただし、当該火薬類に爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

二十一 第四号第二十一 危険工室内の機械、器具又は容器に、火薬類が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。ただし、当該火薬類に爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

二十二 第四号第二十二 危険工室内の機械、器具又は容器に、火薬類が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。ただし、当該火薬類に爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

二十三 第四号第二十三 危険工室内の機械、器具又は容器に、火薬類が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。ただし、当該火薬類に爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

二十四 第四号第二十四 危険工室内の機械、器具又は容器に、火薬類が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。ただし、当該火薬類に爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

二十五 第四号第二十五 危険工室内の機械、器具又は容器に、火薬類が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。ただし、当該火薬類に爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

二十六 第四号第二十六 危険工室内の機械、器具又は容器に、火薬類が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。ただし、当該火薬類に爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

二十七 第四号第二十七 危険工室内の機械、器具又は容器に、火薬類が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。ただし、当該火薬類に爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

二十八 第四号第二十八 危険工室内の機械、器具又は容器に、火薬類が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。ただし、当該火薬類に爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

二十九 第四号第二十九 危険工室内の機械、器具又は容器に、火薬類が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。ただし、当該火薬類に爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十 第四号第三十 危険工室内の機械、器具又は容器に、火薬類が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。ただし、当該火薬類に爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十一 第四号第三十一 危険工室内の機械、器具又は容器に、火薬類が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。ただし、当該火薬類に爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十二 第四号第三十二 危険工室内の機械、器具又は容器に、火薬類が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。ただし、当該火薬類に爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十三 第四号第三十三 危険工室内の機械、器具又は容器に、火薬類が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。ただし、当該火薬類に爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

<p>第三十一号の二について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度にモニウム系爆薬を加圧することを防ぐための措置の原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。</p>	<p>第三十一号の二について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度にモニウム系爆薬を加圧することを防ぐための措置の原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。</p>
<p>一 第六条第一 危害予防規程に記載した技術上の基準、実施され、かつ、維持されていることを、記録により検査する。</p> <p>二 第六条第二 危害予防規程に記載した保安管理の体制が明確に定められていること、規程等により検査する。</p> <p>三 第六条第三 危害予防規程に記載した安全な製造作業の方法が全ての従業者に理解され、実施され、かつ、維持されていることを、記録により検査する。</p> <p>四 第六条第四 危害予防規程に記載した巡視及び点検の方法が全ての従業者に理解され、実施され、かつ、維持されていることを、記録により検査する。</p> <p>五 第六条第五 危害予防規程に記載した製造作業の管理の体制が明確に定められていることを、規程等により検査する。</p> <p>六 第六条第六 危害予防規程に記載した製造作業の管理の体制が明確に定められていることを、記録により検査する。</p> <p>七 第六条第七 危害予防規程に記載した協力の会社の作業者の管理の体制が明確に定められていることを、規程等により検査する。</p> <p>八 第六条第八 危害予防規程の内容が全ての従業者により理解されていることを、記録により検査する。</p> <p>九 第六条第九 危害予防規程に記載した保安の周知の事項が明確に定められていることを、記録により検査する。</p>	<p>一 第六条第一 危害予防規程に記載した技術上の基準、実施され、かつ、維持されていることを、記録により検査する。</p> <p>二 第六条第二 危害予防規程に記載した保安管理の体制が明確に定められていること、規程等により検査する。</p> <p>三 第六条第三 危害予防規程に記載した安全な製造作業の方法が全ての従業者に理解され、実施され、かつ、維持されていることを、記録により検査する。</p> <p>四 第六条第四 危害予防規程に記載した巡視及び点検の方法が全ての従業者に理解され、実施され、かつ、維持されていることを、記録により検査する。</p> <p>五 第六条第五 危害予防規程に記載した製造作業の管理の体制が明確に定められていることを、規程等により検査する。</p> <p>六 第六条第六 危害予防規程に記載した製造作業の管理の体制が明確に定められていることを、記録により検査する。</p> <p>七 第六条第七 危害予防規程に記載した協力の会社の作業者の管理の体制が明確に定められていることを、規程等により検査する。</p> <p>八 第六条第八 危害予防規程の内容が全ての従業者により理解されていることを、記録により検査する。</p> <p>九 第六条第九 危害予防規程に記載した保安の周知の事項が明確に定められていることを、記録により検査する。</p>
<p>十 第六条第十 危害予防規程の作成及び変更の手続が明確に定められていることを、記録により検査する。</p> <p>十一 第六条第十一 危害予防規程に記載した災害の発明に必要事項が、全ての従業者に理解され、実施され、かつ、維持されていることを、規程等により検査する。</p>	<p>十 第六条第十 危害予防規程の作成及び変更の手続が明確に定められていることを、記録により検査する。</p> <p>十一 第六条第十一 危害予防規程に記載した災害の発明に必要事項が、全ての従業者に理解され、実施され、かつ、維持されていることを、規程等により検査する。</p>
<p>七 第二十四条第七 火薬庫の内面の維持管理状況を確認し、目視又は図面により検査する。ただし、火薬庫の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬庫が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。</p> <p>七の二 第二十四条第七の二 火薬庫の床面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。</p> <p>八 第二十四条第八 火薬庫の換気孔の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。</p> <p>九 第二十四条第九 火薬庫の暖房設備により火薬庫が爆発し、又は発火することを防止するための措置及び暖房設備の燃焼しやすいや物との隔離の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。</p> <p>十 第二十四条第十 火薬庫の照明設備により火薬庫が爆発し、又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。</p> <p>十一 第二十四条第十一 火薬庫の屋根の外面及び第十一号の火薬庫の小屋組の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。</p> <p>十二 第二十四条第十二 避雷装置の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>十三 第二十四条第十三 土堤の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>十四 第二十四条第十四 防火のための措置及び防火の活動のために必要な措置並びに警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。</p>	<p>七 第二十四条第七 火薬庫の内面の維持管理状況を確認し、目視又は図面により検査する。ただし、火薬庫の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬庫が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。</p> <p>七の二 第二十四条第七の二 火薬庫の床面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。</p> <p>八 第二十四条第八 火薬庫の換気孔の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。</p> <p>九 第二十四条第九 火薬庫の暖房設備により火薬庫が爆発し、又は発火することを防止するための措置及び暖房設備の燃焼しやすいや物との隔離の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。</p> <p>十 第二十四条第十 火薬庫の照明設備により火薬庫が爆発し、又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。</p> <p>十一 第二十四条第十一 火薬庫の屋根の外面及び第十一号の火薬庫の小屋組の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。</p> <p>十二 第二十四条第十二 避雷装置の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>十三 第二十四条第十三 土堤の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>十四 第二十四条第十四 防火のための措置及び防火の活動のために必要な措置並びに警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。</p>

<p>十五 第二十四条十五 火薬庫の天井裏又は屋 第十五号の天井裏根に講ずる盗難を防止するた 又は屋根に講ずるための措置の維持管理状況を、 盗難を防止するた目視により検査する。 十六 第二十四条十六 見張人を常時配置しな 第十六号の警鳴装 置</p>	<p>目視により検査し、 当該装置の機能を、作動試験 又はその記録等により検査す る。</p>
<p>3 地上覆土式一 級火薬庫の基準</p>	<p>一 第二十四条の一 前項第一号、第六号から 二において準用す第十号まで、第十二号、第十 三号、第二十四条第一号及び第十六号並びに次項 号、第六号から第五号及び第七号に掲げる保 十号まで、第十二号安検査の方法により検査を行 号、第十四号及び 第十六号並びに第 二十五条第四号及 び第七号に掲げる 検査項目 二 第二十四条の二 火薬庫の維持管理状況 の構造 三 第二十四条の三 火薬庫の基礎及び排水の 二第二号の火薬庫措置の維持管理状況を、目視 の基礎 四 削除 五 第二十四条の五 火薬庫の覆土の維持管理 二第四号及び第五号状況を、目視により検査し、 及び当該覆土の勾配及び厚さ を、巻尺その他の測定器具を 用いた測定により検査する。 ただし、当該測定において、 既定の勾配及び厚さを満たし ていることが目視又は図面に より容易に判定できる場合に 限り、目視又は図面による検 査に替えることができる。</p>
<p>4 地中式一級火 薬庫の基準</p>	<p>一 第二十五条に 二 第二十五条から第七号 において準用する第 二項第六号及び第七 号、第十号及び第十 六号から第七号の 二まで、第十号及び 第十六号に掲げる保 安検査の方法に よる検査を行う。</p>
<p>一 第二十五条の二 火薬庫の設置場所の状 況</p>	<p>目視及び図面により検査 する。</p>
<p>二 第二十五条の三 火薬庫の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>三 第二十五条の四 火薬庫の外部構造と内部 構造との間の排水の措 置の維持管理状況を、目視及 び図面により検査する。</p>	<p>目視及び図面により検査 する。</p>
<p>四 第二十五条の五 搬出入用トンネルの維持 管理状況及び衝動波防止の措 置の維持管理状況を、目視及 び図面により検査する。</p>	<p>目視及び図面により検査 する。</p>
<p>五 第二十五条の六 昇降機その他火薬庫の運 搬に用いる設備</p>	<p>目視及び図面により検査 する。</p>
<p>六 第二十五条の七 放爆用トンネルの維持管 理状況を、目視及び図面によ り検査する。</p>	<p>目視及び図面により検査 する。</p>
<p>七 第二十五条の八 火薬庫の側面及び底面の 測定器具を用いた測定により 検査する。ただし、当該測定 において、既定の厚さを満た していることが目視又は図面 により容易に判断できる場合 に限り、目視による検査に替 えることができる。</p>	<p>目視及び図面により検査 する。</p>
<p>八 第二十五条の九 火薬庫の土かぶりの維持 管理状況を、目視により検査 し、及び当該土かぶりを、巻 尺その他の測定器具を用いた 測定により検査する。ただ し、当該測定において、既定 の厚さを満たしていることが 目視又は図面により容易に判 定できる場合に限り、目視又 は図面による検査に替えるこ とができる。</p>	<p>目視及び図面により検査 する。</p>
<p>一 第二十五条の十 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>二 第二十五条の十一 警備設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>三 第二十五条の十二 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>四 第二十五条の十三 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>五 第二十五条の十四 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>六 第二十五条の十五 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>七 第二十五条の十六 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>八 第二十五条の十七 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>九 第二十五条の十八 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>十 第二十五条の十九 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>十一 第二十五条の二十 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>十二 第二十五条の二十一 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>一 第二十五条の二十二 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>二 第二十五条の二十三 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>三 第二十五条の二十四 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>四 第二十五条の二十五 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>五 第二十五条の二十六 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>六 第二十五条の二十七 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>七 第二十五条の二十八 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>八 第二十五条の二十九 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>九 第二十五条の三十 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>十 第二十五条の三十一 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>十一 第二十五条の三十二 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>十二 第二十五条の三十三 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>一 第二十五条の三十四 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>二 第二十五条の三十五 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>三 第二十五条の三十六 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>四 第二十五条の三十七 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>五 第二十五条の三十八 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>六 第二十五条の三十九 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>七 第二十五条の四十 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>八 第二十五条の四十一 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>九 第二十五条の四十二 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>十 第二十五条の四十三 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>十一 第二十五条の四十四 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>
<p>十二 第二十五条の四十五 警戒設備の維持管理状況</p>	<p>目視により検査する。</p>

<p>二 第三十一条第二 切通の出入口の維持管理 二号の切通の出入口状況を、目視により検査す 口を設けた土堤のる。 構造 三 第三十一条第三 トンネルの出入口の維持 三号のトンネルの管理状況を、目視により検査 出入口を設けた土する。 堤の構造 四 第三十一条第四 土堤の勾配を、巻尺その 四号の土堤の勾配 他の測定器具を用いた測定に より検査する。ただし、当該 測定において、既定の勾配を 満たしていることが目視又は 図面により容易に判定できる 場合に限り、目視又は図面に よる検査に替えることができる。</p>	<p>四の二 第三十一 四の二 土堤の高さを、巻尺 条第四号の二の土 四の二 土堤の高さを、巻尺 堤の高さを、巻尺 その他の測定器具を用いた測 定により検査する。ただし、 当該測定において、既定の高 さを満たしていることが目視 又は図面により容易に判定で きる場合に限り、目視又は図 面による検査に替えることが できる。</p>	<p>四の三 第三十一 四の三 土堤の頂部の厚さ 条第四号の三の土 四の三 土堤の頂部の厚さ 堤の頂部の厚さを、巻尺その 他の測定器具を用いた測定に より検査する。ただし、当該 測定において、既定の厚さを 満たしていることが目視又は 図面により容易に判定できる 場合に限り、目視又は図面に よる検査に替えることができる。</p>	<p>五 第三十一条第五 堤脚を土留とする土堤の 五号の堤脚を土留 五号の堤脚を土留とする土堤の 維持管理状況を、目視により 検査し、及び土留の高さを、 巻尺その他の測定器具を用い た測定により検査する。ただ し、当該測定において、既定 の高さを満たしていることが 目視又は図面により容易に判 定できる場合に限り、目視又 は図面による検査に替えるこ とができる。</p>
<p>六 第三十一条第六 土堤を兼用するときの通 六号の土堤を兼用 六号の土堤を兼用するときの通 路の維持管理状況を、目視に するときは通路 するときは通路 七 第三十一条第七 土堤の崩壊を防止するた 七号の土堤の堤面 七号の土堤の堤面 めの措置の維持管理状況を、 目視により検査する。</p>	<p>二の二 第三十一 二の二 簡易土堤の高さを、 条の二第一号の二 二の二 簡易土堤の高さを、 簡易土堤の高さを、巻尺その 他の測定器具を用いた測定に より検査する。ただし、当該 測定において、既定の高さを 満たしていることが目視又は 図面により容易に判定できる 場合に限り、目視又は図面に よる検査に替えることができる。</p>	<p>二の三 第三十一 二の三 土堤の頂部の厚さ 条の二第一号の三を、巻尺その 他の測定器具を用いた測定に より検査する。ただし、当該 測定において、既定の厚さを 満たしていることが目視又は 図面により容易に判定できる 場合に限り、目視又は図面に よる検査に替えることができる。</p>	<p>一 第三十一条の一 前項第一号から第三号ま 二において準用す 二において準用す 及び第六号に掲げる保安検 査の方法により検査を行う。 号から第三号ま 号から第三号ま 及び第六号に掲 及び第六号に掲 げる検査項目 げる検査項目 二 第三十一条の二 簡易土堤の勾配を、巻尺 二 第一号の簡易土 二 第一号の簡易土 堤の勾配を、巻尺 堤の勾配を、巻尺 その他の測定器具を用いた測 定により検査する。ただし、 当該測定において、既定の勾 配を満たしていることが目視 又は図面により容易に判定で きる場合に限り、目視又は図 面による検査に替えることが できる。</p>
<p>三 第三十一条の三 簡易土堤の土留並びに当 三 第二号の簡易土 三 第二号の簡易土 堤の土留 堤の土留 の簡易土堤の頂部 用いた測定により検査する。 の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。 ただし、当該測定において、 既定の厚さを満たしているこ とが目視又は図面により容易 に判定できる場合に限り、目 視又は図面による検査に替 えることができる。</p>	<p>二の二 第三十一 二の二 簡易土堤の高さを、 条の二第一号の二 二の二 簡易土堤の高さを、 簡易土堤の高さを、巻尺その 他の測定器具を用いた測定に より検査する。ただし、当該 測定において、既定の高さを 満たしていることが目視又は 図面により容易に判定できる 場合に限り、目視又は図面に よる検査に替えることができる。</p>	<p>二の三 第三十一 二の三 土堤の頂部の厚さ 条の二第一号の三を、巻尺その 他の測定器具を用いた測定に より検査する。ただし、当該 測定において、既定の厚さを 満たしていることが目視又は 図面により容易に判定できる 場合に限り、目視又は図面に よる検査に替えることができる。</p>	<p>一 第三十一条の一 前項第一号から第三号ま 二において準用す 二において準用す 及び第六号に掲げる保安検 査の方法により検査を行う。 号から第三号ま 号から第三号ま 及び第六号に掲 及び第六号に掲 げる検査項目 げる検査項目 二 第三十一条の二 簡易土堤の勾配を、巻尺 二 第一号の簡易土 二 第一号の簡易土 堤の勾配を、巻尺 堤の勾配を、巻尺 その他の測定器具を用いた測 定により検査する。ただし、 当該測定において、既定の勾 配を満たしていることが目視 又は図面により容易に判定で きる場合に限り、目視又は図 面による検査に替えることが できる。</p>
<p>別表第五(第四十四条の七関係) 項目 完成検査に係る認定の基準 一 経営者によつて、保安の確保に関する理 イ 安全、基本方針等の諸施策が明確に定めら に係れ、及び文書化されていること。また、こ る基からの諸施策が各事業所等の全ての就業者 本姿に理解され、実施され、及び維持されてい ること。 ロ 一 役員役員を長とする保安対策本部等が 保安設置されており、保安管理の基本方針の決 管理定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等 の実施について明確に定められ、及び文書 化されていること。 二 保安管理部門が設置されており、生産 計画、設備管理計画等に当該部門の意見が 十分に反映することが明確に定められ、及 び文書化されていること。 三 保安管理部門の長は、申請その他の認 定に関する業務を統括し、認定業務の責任 者となることが明確に定められ、及び文書 化されていること。 四 事業所内において認定完成検査実施者 の行う検査(以下「認定完成検査」とい う。)を実施する組織(以下「検査組織 という。)の行う検査の実施状況の不備及 び検査結果が火薬類取締法関係法令に基づ く技術上の基準等に適合していない場合の 改善勧告(以下「検査管理」という。)を 行う検査組織(以下「検査管理」という。)を 含む。以下「検査管理組織」という。)が、 適切な検査管理を実施していることを、保 安管理部門の長が管理する体制になつてい</p>	<p>二 第三十一条の四 簡易土堤の頂部の維持管 二 第三号の簡易土 二 第三号の簡易土 堤の頂部 堤の頂部 の簡易土堤の頂部 用いた測定により検査す る。ただし、当該測定において、 既定の厚さを満たしているこ とが目視又は図面により容易 に判定できる場合に限り、目 視又は図面による検査に替 えることができる。</p>	<p>二 第三十一条の四 簡易土堤の頂部の維持管 二 第三号の簡易土 二 第三号の簡易土 堤の頂部 堤の頂部 の簡易土堤の頂部 用いた測定により検査す る。ただし、当該測定において、 既定の厚さを満たしているこ とが目視又は図面により容易 に判定できる場合に限り、目 視又は図面による検査に替 えることができる。</p>	<p>四 第三十一条の四 簡易土堤の頂部の維持管 二 第三号の簡易土 二 第三号の簡易土 堤の頂部 堤の頂部 の簡易土堤の頂部 用いた測定により検査す る。ただし、当該測定において、 既定の厚さを満たしているこ とが目視又は図面により容易 に判定できる場合に限り、目 視又は図面による検査に替 えることができる。</p>

<p>業務</p>	<p>任権限及び指揮命令系統が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 三 生産等管理部門の長は、経験十年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、かつ、次に掲げる資格を有すること。ただし、生産等管理部門の長を直接補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。 イ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所にあつては甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。 ロ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所にあつては甲種火薬類製造保安責任者免状を有していること。 ハ 火薬庫にあつては甲種火薬類取扱保安責任者免状を有していること。 ニ 保安管理部門の長は、事業所の認定に係る完成検査に関する業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 ホ 保安管理部門の長は、事業所長に対し、保安管理全般に関する意見具申ができる体制になつていことが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 ハ 生産等管理部門に所属している者の五十パーセント以上が火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を有していること。 七 保安管理部門の意見が保安関連予算及び教育訓練計画等に十分に反映されることが明確に定められ、並びに文書化されていること。 八 生産等管理部門の作業員の交代及び引継ぎの体制が明確に定められ、及び文書化されていること。 九 非常作業を実施する際の責任の所在及び作業体制が明確に定められ、及び文書化されていること。 一 管理部門の業務範囲及び責任の所在が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二 保安管理、設備管理及び生産又は貯蔵管理（以下「生産等管理」という。）に関する規程、基準等が明確に定められ、及び整備されていること。</p>
<p>対策</p>	<p>三 規程、基準等の制定又は改正の手順が明確に定められ、及び定期的に見直しが行なわれていること。 四 設備管理部門において、製造施設又は火薬庫の新設、増設、変更に当たつて、保安対策上、特に配慮すべき構造及び設備等に係る事項に関する規程、基準等が明確に定められ、並びに整備されていること。 五 生産等管理部門において、作業マニュアルを常備しており、当該マニュアルの制定又は改正の手順が明確に定められ、及び文書化されていること。 六 保安管理部門において、社内外の保安関連情報（最新の保安技術情報、火薬類関連事故情報等）を積極的に収集することが明確に定められ、及びその情報を規程等の作成等に有効に活用していること。 七 保安管理部門は、検査結果（分析及び評価を含む。）を総合的、かつ、一元的に取りまとめ、記録として整備し及び設備管理、生産等管理等に有効に活用していること。 ニ 教育訓練 一 次に掲げる教育訓練を確実に実施する教育のための教育訓練計画が明確に定められ、及び文書化されていること。 イ 保安関連情報に関する事項 ロ 規程、基準等の履行の徹底に関する事項 ハ 自主的保安活動に関する事項 ニ 提案制度に関する事項 ホ 緊急時即応訓練等防災訓練に関する事項 ヘ その他教育訓練全般に関する事項 二 教育訓練の実施（効果を含む。）に関する記録が作成され、かつ、保存されていること。 三 教育訓練用資機材が整備され、有効に活用されていること。 ホ 事故 事業所内事故（潜在事故を含む。）の原因を究明し、その結果を類似事故防止対策に活用する体制が明確になつていこと。 ヘ 工事管理 工事管理に関し、次に掲げる事項の規程、基準等が整備され、並びに適切に実施される体制が明確になつていこと。 イ 作業範囲及び責任の所在に関する事項</p>
<p>認定</p>	<p>三 認定 ロ 生産等管理部門と工事担当部門との引継ぎ及び引渡しの方法に関する事項 ハ 工事作業管理の徹底に関する事項 ニ その他工事管理に関する事項 ト 協力会社に関し、次に掲げる事項の規程、基準等が整備され、かつ、適切に実施される体制が明確になつていこと。 イ 作業範囲及び責任の所在に関する事項 ロ 協力会社の選定に関する事項 ハ 協力会社作業員の教育訓練等に関する事項 ニ 複数の協力会社を使用する場合にあつては、当該協力会社で構成する協力会社協議会等に関する事項 ホ その他協力会社の管理に関する事項 チ 防災 防災管理に関し、次に掲げる事項の規程、基準等が整備され、並びに適切に実施される体制が明確になつていこと。 イ 災害が発生した場合における災害対策本部及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項 ロ 防災体制が確立されるまでの応急措置（夜間、休日等における対応を含む。）に関する事項 ハ 各種防災設備の整備、維持管理に関する事項 ニ 緊急停止に関する事項 ホ 火薬類の所在その他火薬類の管理に関する事項 ヘ 関係官庁等に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項 ト 夜間、休日等の非番者等（協力会社の従業員を含む。）の緊急呼び出し体制に関する事項 チ 定期的な訓練の実施に関する事項 リ その他防災管理に関する事項</p>
<p>業務</p>	<p>完成 組織 二 検査組織の長は、経験十年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、及び次に掲げる資格を有すること。ただし、検査組織の長を直接補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。なお、検査組織の長は、本社の保安管理部門の長を兼務していないこと。 イ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。 ロ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状を有していること。 ハ 火薬庫にあつては、甲種火薬類取扱保安責任者免状を有していること。 ニ 検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが明確に定められ、及び文書化されていること。 四 検査組織に所属している職員（検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を有していること。 一 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が明確に定められ、及び文書化されていること。この場合、認定完成検査の実施に検査協力会社を活用する場合であっても、検査結果の評価及び判定は事業所において行うものであること。 二 認定完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第四十五条の三の三第一項第二号の完成検査規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められていること。 三 認定完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を所有又は借入れすることが明確に定められ、及び文書化されていること。 四 認定完成検査の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、及び保存されていること。また、保存された記</p>

<p>備考 本表中上欄二の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設</p>	<p>ハ 認定検査の検査管理 録は、保安検査等において活用できる体制になつていないこと。 一 事業所内において、検査管理組織が明確に定められ、及び文書化されていること。 二 検査管理組織の長は、経験十年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、及び次に掲げる資格を有すること。ただし、検査管理組織の長を直接補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。なお、検査管理組織の長は、本社の保安管理部門の長及び検査組織の長を兼務していないこと。 イ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。 ロ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状を有していること。 ハ 火薬庫にあつては、甲種火薬類取扱保安責任者免状を有していること。 三 検査管理組織に所属する者（検査管理部門の長を除く。）は、経験五年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 検査管理に関する規程、基準等（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、検査管理が適切に実施されていること。 五 検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、及び保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定完成検査等において活用できる体制になつていないこと。</p>
---	--

<p>別表第六（第四十四条の九関係） 保安検査に係る認定の基準</p>	<p>置かれ、製造所と密接不可分な組織を成し、かつ、明確な責任権限及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。</p> <p>一 本社の体制について 経営者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、基これらの諸施策が各製造所等の全ての就業本姿者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。 一 役付役員を長とする保安対策本部等が保安設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二 保安管理を担当する役付役員が選任されているとともに、独立した保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されていること。 三 保安管理部門の長は、申請その他の認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 事業所内において認定保安検査実施者の行う検査（以下「認定保安検査」という。）を実施する組織（以下「検査組織」という。）の行う検査の実施状況の不備及び検査結果が火薬類取締法関係法令に基づく技術上の基準等に適合していない場合の改善勧告（以下「検査管理」という。）を行う検査組織以外の組織（委員会等を含む。以下「検査管理組織」という。）が、</p>
---	--

<p>二 製造所の体制について 事業所長によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、及び文書化されていること。また、これらの諸施策が就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。</p>	<p>適切な検査管理を実施していることを、保安管理部門の長が管理する体制になつていないことが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 五 保安管理部門の長は、経験十五年以上（製造所における保安管理部門、設備管理部門及び生産管理部門の経験年数を通算する。）で、かつ、次に掲げる資格を有すること。ただし、保安管理部門の長を直接補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。 イ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所の本社にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。 ロ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所の本社にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状を有していること。 六 保安管理部門に所属する者（保安管理部門の長を除く。）は、経験五年以上（製造所における保安管理部門、設備管理部門及び生産管理部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、及び文書化されていること。</p>
--	---

<p>ハ 業務 二 保安管理、設備管理及び生産又は貯蔵管理（以下「生産等管理」という。）に関</p>	<p>二 各級管理者（職制）と法定管理者（火薬類製造保安責任者等）との間に的確な対応関係があり、責任権限及び指揮命令系統が明確に定められ、及び文書化されていること。 三 管理部門の長は、経験十五年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、かつ、次に掲げる資格を有すること。ただし、管理部門の長を直接補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。 イ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所にあつては甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。 ロ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所にあつては甲種火薬類製造保安責任者免状を有していること。 ハ 火薬庫にあつては甲種火薬類取扱保安責任者免状を有していること。 四 管理部門に所属している者の五十パーセント以上が火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を有していること。 五 保安管理部門の長は、事業所の認定に係る保安検査に関する業務の責任者となることが明確に定められ、及び文書化されていること。 六 保安管理部門の長は、事業所長に対し、保安管理全般に関する意見具申ができる体制になつていないことが明確に定められ、及び文書化されていること。 七 保安管理部門の意見が保安関連予算、教育訓練計画等に十分に反映されることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 八 生産等管理部門の作業員の交代及び引継ぎの体制が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 九 非常時作業を実施する際の責任の所在及び作業体制が明確に定められ、及び文書化されていること。 一 管理部門の業務範囲及び責任の所在が明確に定められ、及び文書化されていること。</p>
--	---

<p>する規程、基準等が明確に定められ、及び整備されていること。</p> <p>三 規程、基準等の制定、改正の手順が、明確に定められ、及び定期的に見直しが実施されていること。</p> <p>四 設備管理部門において、製造施設又は火薬庫の新設、増設又は変更に当たつて、保安対策上、特に配慮すべき構造及び設備等に係る事項に関する規程、基準等が明確に定められ、及び整備されていること。</p> <p>五 生産等管理部門において、作業マニュアルを常備しており、当該マニュアルの制定、改正の手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>六 保安管理部門において、社内外の保安関連情報（最新の保安技術情報、火薬類関連事故情報等）を積極的に収集することが明確に定められ、その情報を規程等の作成等に有効に活用していること。</p> <p>七 設備管理部門及び生産等管理部門において、日常検査、通常検査及び定期検査の種類に応じ検査方法を明確に定め、かつ、文書化し、適切な検査を実施していること。</p> <p>八 保安管理部門は、検査結果（分析及び評価を含む。）を総合的、かつ、一元的に取りまとめ、記録として整備し、設備管理、生産等管理等に有効に活用していること。</p>	<p>二 一次に掲げる教育訓練を確実に実施するための教育訓練計画が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>イ 保安関連情報に関する事項</p> <p>ロ 規程、基準等の履行の徹底に関する事項</p> <p>ハ 自主的保安活動に関する事項</p> <p>ニ 提案制度に関する事項</p> <p>ホ 緊急時即応訓練等防災訓練に関する事項</p> <p>ヘ その他教育訓練全般に関する事項</p> <p>二 教育訓練の実施（効果を含む。）に関する記録が作成され、保存されていること。</p> <p>三 教育訓練用資機材が整備され、有効に活用されていること。</p>
<p>ホ 事業所内事故（潜在事故を含む。）の原因を究明し、その結果を類似事故防止対策に防止活用する体制が明確になっていること。</p> <p>ヘ 工事管理に関し、次に掲げる事項の規程、基準等が整備され、かつ、適切に実施される体制が明確になっていること。</p> <p>イ 作業範囲及び責任の所在に関する事項</p> <p>ロ 生産等管理部門と工事担当部門との引継ぎ及び引渡しの方法に関する事項</p> <p>ハ 工事作業管理の徹底に関する事項</p> <p>ニ その他工事管理に関する事項</p> <p>ト 協力会社に関し、次に掲げる事項の規程、基準等が整備され、かつ、適切に実施される体制が明確になっていること。</p> <p>イ 作業範囲及び責任の所在に関する事項</p> <p>ロ 協力会社の選定に関する事項</p> <p>ハ 協力会社作業員の教育訓練等に関する事項</p> <p>ニ 複数の協力会社を使用する場合にあつては、当該協力会社で構成する協力会社協議会等に関する事項</p> <p>チ 防災基準等が整備され、かつ、適切に実施される体制が明確になっていること。</p> <p>イ 災害が発生した場合における災害対策本部及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項</p> <p>ロ 防災体制が確立されるまでの応急措置（夜間、休日等における対応を含む。）に関する事項</p> <p>ハ 各種防災設備の整備、維持管理に関する事項</p> <p>ニ 緊急停止に関する事項</p> <p>ホ 火薬類の所在その他火薬類の管理に関する事項</p> <p>ヘ 関係官庁等に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項</p> <p>ト 夜間、休日等の非番者等（協力会社の従業員を含む。）の緊急呼び出し体制に関する事項</p> <p>チ 定期的な訓練の実施に関する事項</p> <p>リ その他防災管理に関する事項</p>	<p>三 認定</p>
<p>保安検査の体制について</p> <p>一 検査組織が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>二 検査組織の長は、経験十五年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、かつ、次に掲げる資格を有する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。なお、検査組織の長は、本社の保安管理部門の長を兼務していないこと。</p> <p>イ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所にあつては甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。</p> <p>ロ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所にあつては甲種火薬類製造保安責任者免状を有していること。</p> <p>ハ 火薬庫にあつては甲種火薬類取扱保安責任者免状を有していること。</p> <p>三 検査組織に所属している職員（検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を有していること。</p> <p>ロ 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定保安検査の実施検査に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価及び判定は当該事業所において行うものであること。</p> <p>二 認定保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第四十五条の三の第五項第二号の保安検査規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められていること。</p> <p>三 認定保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等所有又は借入れすることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<p>保安検査の認定</p>
<p>保安検査の認定</p> <p>一 事業所内において、検査管理組織が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>二 検査管理組織の長は、経験十五年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、かつ、次に掲げる資格を有する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。なお、検査管理組織の長は、本社の保安管理部門の長及び検査組織の長を兼務していないこと。</p> <p>イ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。</p> <p>ロ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状を有していること。</p> <p>ハ 火薬庫にあつては甲種火薬類取扱保安責任者免状を有していること。</p> <p>三 検査管理組織に所属する者（検査管理組織の長を除く。）は、経験五年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p> <p>四 検査管理に関する規程、基準等（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、検査管理が適切に実施されていること。</p> <p>五 検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、及び保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定保安検査等において活用できる体制になっていること。</p> <p>一 認定保安検査、通常検査等の検査データの果を総合的に解析し、当該データの解析結果を施設の新設、変更、生産等管理、検査</p>	<p>保安検査の認定</p>

活用等において活用できる体制になっていること。
 二 生産等管理に係る記録（保安に関するものを含む。）に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、活用されていること。
 三 全ての施設及び設備について、設置後の検査記録及び保全記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、及び保存されていること。
 四 前各号の検査記録等の分析又は評価の結果により、施設及び設備ごとの経年変化が確実に把握され、また、修理の要否の判断、寿命の推定等に有効に活用されていること。

備考
 本表中上欄二の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の以上の部門が本社に設置され、事業所と密接不可分な組織を成し、かつ、明確な責任権限及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。

様式第1（第2条関係）

様式第1(第2条関係)

一 製造所名	
二 製造所名	
三 製造所名	

大東電機製造株式会社 様

製造所名(製造所) 製造所名(製造所) 製造所名(製造所)

【代表者】(住所氏名)

氏名	住所

1 当該4条の規定による安全対策の実施状況、並びに、その効果を確認していること。
 2 労働法令の順に遵守し、法令に抵触しないこと及び労働者の健康を確保していること。
 3 労働者の健康に支障を及ぼすような労働環境の整備が適切に行われていること。
 4 衛生管理に関する法令に適合した衛生管理が実施されていること。

関係法令 1 労働安全衛生法
 2 労働安全衛生規則
 3 労働安全衛生法施行令
 4 労働安全衛生法施行規則

備考 1 この関係の大きさは、日本製鋼所規格AAとする。 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第2（第6条関係）

様式第2(第6条関係)

一 製造所名	
二 製造所名	
三 製造所名	

大東電機製造株式会社 様

製造所名(製造所) 製造所名(製造所) 製造所名(製造所)

【代表者】(住所氏名)

氏名	住所

1 当該4条の規定による安全対策の実施状況、並びに、その効果を確認していること。
 2 労働法令の順に遵守し、法令に抵触しないこと及び労働者の健康を確保していること。
 3 労働者の健康に支障を及ぼすような労働環境の整備が適切に行われていること。
 4 衛生管理に関する法令に適合した衛生管理が実施されていること。

関係法令 1 労働安全衛生法
 2 労働安全衛生規則
 3 労働安全衛生法施行令
 4 労働安全衛生法施行規則

備考 1 この関係の大きさは、日本製鋼所規格AAとする。 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第3（第6条関係）

様式第3(第6条関係)

一 製造所名	
二 製造所名	
三 製造所名	

大東電機製造株式会社 様

製造所名(製造所) 製造所名(製造所) 製造所名(製造所)

【代表者】(住所氏名)

氏名	住所

1 当該4条の規定による安全対策の実施状況、並びに、その効果を確認していること。
 2 労働法令の順に遵守し、法令に抵触しないこと及び労働者の健康を確保していること。
 3 労働者の健康に支障を及ぼすような労働環境の整備が適切に行われていること。
 4 衛生管理に関する法令に適合した衛生管理が実施されていること。

関係法令 1 労働安全衛生法
 2 労働安全衛生規則
 3 労働安全衛生法施行令
 4 労働安全衛生法施行規則

備考 1 この関係の大きさは、日本製鋼所規格AAとする。 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第8 (第14条の2関係)

様式第8(第14条の2関係)

一 整理番号	
二 支店番号	年 月 日

大 業 業 業 業 業

年 月 日

都道府県知事
指定郡中の長 宛

行 業 部 局 長

姓 名	
事務所所在地(電話番号)	
職 業	
〔任意〕取引先氏名(中 国)	
大企業所在地(電話番号)	
大企業の種類及び種 別	
許認可業務の種類及び その届出の届出 期間(又は届出期間 の更新又は届出期 間の更新)	
業 務 の 理 由	
業 務 の 期 間	
備 考	

備考 1 この欄の記入は、日本産業情報Aとする。こと。
2 大府の欄は、記載しないこと。
3 2法人業業については、業 務 の 理 由 の 欄 に 其 の 理 由 明 確 を 記 載 す る こと。

様式第9 (第35条関係)

様式第9(第35条関係)

一 整理番号	
二 支店番号	年 月 日
三 許可番号	

大 業 業 業 業 業 業 業 業

年 月 日

都道府県知事
指定郡中の長 宛

行 業 部 局 長

姓 名	
事務所所在地(電話番号)	
職 業	
〔任意〕取引先氏名(中 国)	
大企業の種類及び種 別	
業 務 の 理 由	
届出期間(1年を期 満したとき)	年 月 日
業 務 の 理 由	
業 務 の 期 間	
備 考	

備考 1 この欄の記入は、日本産業情報Aとする。こと。
2 大府の欄は、記載しないこと。

様式第10 (第36条関係)

様式第10(第36条関係)

一 整理番号	
二 支店番号	年 月 日
三 許可番号	

大 業 業 業 業 業 業 業 業

年 月 日

都道府県知事
指定郡中の長 宛

行 業 部 局 長

姓 名	
事務所所在地(電話番号)	
職 業	
〔任意〕取引先氏名(中 国)	
大企業の種類及び種 別	
業 務 の 理 由	
届出期間(1年を期 満したとき)	年 月 日
業 務 の 理 由	
許認可又は届出期間 の更新	
業 務 の 理 由	
業 務 の 期 間	
備 考	

備考 1 この欄の記入は、日本産業情報Aとする。こと。
2 大府の欄は、記載しないこと。

様式第11 (第38条関係)

様式第11(第38条関係)

第1表

大 業 業 業 業 業 業 業 業	年 月 日
都道府県知事 指定郡中の長	宛

行 業 部 局 長

姓 名	
氏名(甲種)又は名称	
職 業	
大企業の種類及び種 別	
許 可 号 数	年 月 日
許 可 期 間	年 月 日
許 可 理 由	
業 務 の 理 由	
業 務 の 期 間	
備 考	

備考 1 この欄の記入は、日本産業情報Aとする。こと。
2 大府の欄は、記載しないこと。

第2表

大 業 業 業 業 業 業 業 業	年 月 日
都道府県知事 指定郡中の長	宛

行 業 部 局 長

姓 名	
氏名(甲種)又は名称	
職 業	
大企業の種類及び種 別	
許 可 号 数	年 月 日
許 可 期 間	年 月 日
許 可 理 由	
業 務 の 理 由	
業 務 の 期 間	
備 考	

備考 1 この欄の記入は、日本産業情報Aとする。こと。
2 大府の欄は、記載しないこと。

様式第16 (第42条関係)

様式第16(第42条関係)

〇整理番号	年月日
〇受理番号	年月日

指定完成検査機関完成検査受検書

年月日

〇(事業者監督官) 〇(認定検査員) 〇(認定検査員)

氏 名	代表者	名
事務所所在地(電話番号)		
製造所又は事業場の所在(電話番号)		
検査を行つた製造物又は品名		
検査方法及び検査項目	年月日	検査所
完成検査員の検査番号	指定完成検査機関長	名
検査を受けた年月日	年月日	検査所

備考 1 この関係の大きさは、日本製薬規格Aとする。 2 印刷欄は、記載しないこと。

様式第17 (第43条関係)

様式第17(第43条関係)

〇整理番号	年月日
〇受理番号	年月日

完成検査結果報告書

年月日

〇(事業者監督官) 〇(認定検査員) 〇(認定検査員)

氏 名	代表者	名
事務所(〒)製造所又は事業場の所在(電話番号)		
検査を行つた製造物又は品名		
検査の結果		
検査方法及び検査項目	年月日	検査所
完成検査員の検査番号	指定完成検査機関長	名
検査を受けた年月日	年月日	検査所

備考 1 この関係の大きさは、日本製薬規格Aとする。 2 印刷欄は、記載しないこと。

様式第18 (第44条の2、第44条の3関係)

様式第18(第44条の2、第44条の3関係)

〇整理番号	年月日
〇受理番号	年月日

保安検査申請書

年月日

〇(事業者監督官) 〇(認定検査員) 〇(認定検査員)

氏 名	代表者	名
事務所所在地(電話番号)		
製造所又は事業場の所在(電話番号)		
保安検査の受付年月日	年月日	
前回の保安検査に関する検査機関の受付年月日	年月日	

備考 1 この関係の大きさは、日本製薬規格Aとする。 2 印刷欄は、記載しないこと。 3 〔字〕は該当する一欄のみを記載する。 4 〔字〕は該当する一欄のみを記載する。

様式第19 (第44条の2、第44条の3関係)

様式第19(第44条の2、第44条の3関係)

氏 名	代表者	名
事務所又は事業場の所在(電話番号)		
検査方法及び検査項目	年月日	検査所
検査結果	指定完成検査機関長	名
検査を受けた年月日	年月日	検査所

備考 1 この関係の大きさは、日本製薬規格Aとする。 2 検査番号は、指定完成検査機関に交付する検査に限り記載すること。 3 〔字〕は該当する一欄のみを記載する。

様式第20 (第44条の3関係)

様式第20(第44条の3関係)

入替年度	
入替期日	
決定年度	

指定投資先情報開示受取書

株式会社(有限会社)

（名称変更あり）

名称	(代表者) 氏名
多額出資者(親(親族))	
親族等又は大株主の所有(取得)	
親族等又は大株主の所有(取得)	
親族等又は大株主の所有(取得)	
指定投資先情報開示	株式会社(有限会社)
決定を受けた年月日	年 月 日

備考 1 この開示の大きさは、日本証券業協会Aとする。 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第21 (第44条の4関係)

様式第21(第44条の4関係)

入替年度	
入替期日	
決定年度	

指定投資先情報開示受取書

株式会社(有限会社)

（名称変更あり）

名称	(代表者) 氏名
親族等又は大株主の所有(取得)	
親族等又は大株主の所有(取得)	
親族等又は大株主の所有(取得)	
親族等又は大株主の所有(取得)	
指定投資先情報開示	株式会社(有限会社)
決定を受けた年月日	年 月 日

備考 1 この開示の大きさは、日本証券業協会Aとする。 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第22 (第44条の6、第44条の8関係)

様式第22(第44条の6、第44条の8関係)

入替年度	
入替期日	
決定年度	

指定投資先情報開示受取書

株式会社(有限会社)

（名称変更あり）

名称	(代表者) 氏名
多額出資者(親(親族))	
親族等又は大株主の所有(取得)	
親族等又は大株主の所有(取得)	
親族等又は大株主の所有(取得)	
指定投資先情報開示	株式会社(有限会社)
決定を受けた年月日	年 月 日

備考 1 この開示の大きさは、日本証券業協会Aとする。 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第23 (第44条の7、第44条の9関係)

様式第23(第44条の7、第44条の9関係)

入替年度	
入替期日	
決定年度	

指定投資先情報開示受取書

株式会社(有限会社)

（名称変更あり）

名称	(代表者) 氏名
多額出資者(親(親族))	
親族等又は大株主の所有(取得)	
親族等又は大株主の所有(取得)	
親族等又は大株主の所有(取得)	
指定投資先情報開示	株式会社(有限会社)
決定を受けた年月日	年 月 日

備考 1 この開示の大きさは、日本証券業協会Aとする。 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第32 (第78条の2関係)

様式第32(第78条の2関係)

一 整理番号	
支 部 別	年 月 日

甲種 火災等 製造 保安責任者免状交付申請書
乙種 火災等 製造
丙種 製造

手数料に附
する金額の
収入印紙等

年 月 日

【 経 済 産 業 大 臣 館
郵 政 庁 庶 務 課
公益社団法人全国火災保険協会内】

氏 名

姓	名
姓	名
姓	名

住所

都 道 府 県	市 町 村	番 地
都 道 府 県	市 町 村	番 地
都 道 府 県	市 町 村	番 地

職業

業 種	職 名
業 種	職 名
業 種	職 名

備考 1 この関係のときは、日本産業界AAとする。こと。
2 収入印紙は、貼付しないこと。
3 収入印紙等は、捺印しないこと。
4 公益社団法人全国火災保険協会に提出する場合は、所定の手続により免状交付手数料を納付し、収入印紙等は、貼らないこと。

様式第33 (第78条の3関係)

様式第33(第78条の3関係)

支 部 別	年 月 日
-------	-------

甲種 火災等 製造 保安責任者免状申請書
乙種 火災等 製造
丙種 製造

手数料に附
する金額の
収入印紙等

年 月 日

【 経 済 産 業 大 臣 館
郵 政 庁 庶 務 課
公益社団法人全国火災保険協会内】

氏 名

姓	名
姓	名
姓	名

住所

都 道 府 県	市 町 村	番 地
都 道 府 県	市 町 村	番 地
都 道 府 県	市 町 村	番 地

職業

業 種	職 名
業 種	職 名
業 種	職 名

備考 1 この関係のときは、日本産業界AAとする。こと。
2 収入印紙は、貼付しないこと。
3 収入印紙等は、捺印しないこと。
4 公益社団法人全国火災保険協会に提出する場合は、所定の手続により免状交付手数料を納付し、収入印紙等は、貼らないこと。

様式第34 (第78条の4関係)

様式第34(第78条の4関係)

一 整理番号	
支 部 別	年 月 日

甲種 火災等 製造 保安責任者免状申請書
乙種 火災等 製造
丙種 製造

手数料に附
する金額の
収入印紙等

年 月 日

【 経 済 産 業 大 臣 館
郵 政 庁 庶 務 課
公益社団法人全国火災保険協会内】

氏 名

姓	名
姓	名
姓	名

住所

都 道 府 県	市 町 村	番 地
都 道 府 県	市 町 村	番 地
都 道 府 県	市 町 村	番 地

職業

業 種	職 名
業 種	職 名
業 種	職 名

備考 1 この関係のときは、日本産業界AAとする。こと。
2 収入印紙は、貼付しないこと。
3 収入印紙等は、捺印しないこと。

様式第35 (第78条の5関係)

様式第35(第78条の5関係)

一 整理番号	
支 部 別	年 月 日

甲種 火災等 製造 保安責任者免状交付申請書
乙種 火災等 製造
丙種 製造

手数料に附
する金額の
収入印紙等

年 月 日

【 経 済 産 業 大 臣 館
郵 政 庁 庶 務 課
公益社団法人全国火災保険協会内】

氏 名

姓	名
姓	名
姓	名

住所

都 道 府 県	市 町 村	番 地
都 道 府 県	市 町 村	番 地
都 道 府 県	市 町 村	番 地

職業

業 種	職 名
業 種	職 名
業 種	職 名

備考 1 この関係のときは、日本産業界AAとする。こと。
2 収入印紙は、貼付しないこと。
3 収入印紙等は、捺印しないこと。
4 公益社団法人全国火災保険協会に提出する場合は、所定の手続により免状交付手数料を納付し、収入印紙等は、貼らないこと。

様式第40 (第81条の11の13関係)

様式第40(第81条の11の13関係)

〇整理番号	
〇整理年度	年 月 日
〇発行番号	

指定保安検査機関検査記録簿

年 月 日

〔 姓 名 〕 氏 名 (代表者氏 名)

〔 住所 〕 番 組 号 室 号

〔 電話番号 〕 番 組 号

〔 郵便番号 〕 番 組 号

〔 事業所所在地(電話番号) 〕

〔 指定を受けようとする検査 〕

〔 指定を受けたこととなる検査 〕

〔 検査実施を行う事業所の名称及び住所 〕

〔 検査実施の年月日 〕

〔 検査の場所 〕

〔 検査(廃止)の理由 〕

備考 1 この関係の大きさは、日本基準規格A4とする。 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第41 (第81条の11の15関係)

様式第41(第81条の11の15関係)

〇整理番号	
〇整理年度	年 月 日
〇発行番号	

指定保安検査機関検査記録簿

年 月 日

〔 姓 名 〕 氏 名 (代表者氏 名)

〔 住所 〕 番 組 号 室 号

〔 電話番号 〕 番 組 号

〔 事業所所在地(電話番号) 〕

〔 指定を受けようとする検査 〕

〔 指定を受けたこととなる検査 〕

〔 検査実施を行う事業所の名称及び住所 〕

〔 検査実施の年月日 〕

〔 検査の場所 〕

〔 検査(廃止)の理由 〕

備考 1 この関係の大きさは、日本基準規格A4とする。 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第42 (第81条の11の22関係)

様式第42(第81条の11の22関係)

〇整理番号	
〇整理年度	年 月 日
〇発行番号	

指定保安検査機関検査記録簿

年 月 日

〔 姓 名 〕 氏 名 (代表者氏 名)

〔 住所 〕 番 組 号 室 号

〔 電話番号 〕 番 組 号

〔 事業所所在地(電話番号) 〕

〔 指定を受けようとする検査 〕

〔 指定を受けたこととなる検査 〕

〔 検査実施を行う事業所の名称及び住所 〕

〔 検査実施の年月日 〕

〔 検査の場所 〕

〔 検査(廃止)の理由 〕

備考 1 この関係の大きさは、日本基準規格A4とする。 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第43 (第81条の11の23第1項関係)

様式第43(第81条の11の23第1項関係)

〇整理番号	
〇整理年度	年 月 日
〇発行番号	

指定保安検査機関検査記録簿

年 月 日

〔 姓 名 〕 氏 名 (代表者氏 名)

〔 住所 〕 番 組 号 室 号

〔 電話番号 〕 番 組 号

〔 事業所所在地(電話番号) 〕

〔 指定を受けようとする検査 〕

〔 指定を受けたこととなる検査 〕

〔 検査実施を行う事業所の名称及び住所 〕

〔 検査実施の年月日 〕

〔 検査の場所 〕

〔 検査(廃止)の理由 〕

備考 1 この関係の大きさは、日本基準規格A4とする。 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第47(第82条関係)

様式第47(第82条関係)

製造所又は事業場の所在地 年 月 日

製造所又は事業場の名称 年 月 日

製造所又は事業場の名称
製造所又は事業場の所在地
製造所又は事業場の種類
製造所又は事業場の用途
製造所又は事業場の構造
製造所又は事業場の設備
製造所又は事業場の衛生
製造所又は事業場の安全
製造所又は事業場の環境
製造所又は事業場のその他

備考 1 この欄の大きさは、日本縦書きA4とする。 2 ×印の欄は、記載しない。

様式第47の2(第82条関係)

様式第47の2(第82条関係)

製造所又は事業場の所在地 年 月 日

製造所又は事業場の名称 年 月 日

製造所又は事業場の名称
製造所又は事業場の所在地
製造所又は事業場の種類
製造所又は事業場の用途
製造所又は事業場の構造
製造所又は事業場の設備
製造所又は事業場の衛生
製造所又は事業場の安全
製造所又は事業場の環境
製造所又は事業場のその他

備考 1 この欄の大きさは、日本縦書きA4とする。 2 ×印の欄は、記載しない。

様式第48(第88条関係)

様式第48(第88条関係)

製造所又は事業場の所在地 年 月 日

製造所又は事業場の名称 年 月 日

製造所又は事業場の種類

製造所又は事業場の用途

製造所又は事業場の構造

製造所又は事業場の設備

製造所又は事業場の衛生

製造所又は事業場の安全

製造所又は事業場の環境

製造所又は事業場のその他

備考 1 この欄の大きさは、日本縦書きA4とする。 2 ×印の欄は、記載しない。

様式第49(第89条関係)

様式第49(第89条関係)

第1頁 8.4センチメートル

写真貼付面

第2頁

火薬類取締法

第43条 経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、販売業者、消費者、廃棄者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り火薬類を収めさせることができる。

4 前3項の職員は、その身分を示す証明を携帯し、且つ、関係者の請求に応ずるときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立ち入り検査は、関係者の正当な業務又は行為を妨害するものであつてはならず、且つ、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第44条 次の各号の1に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

5 第35条第1項、第43条第1項から第3項までの規定による検査若しくは収めを拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽を述べ、若しくは虚偽の陳述をした者

第 号 職氏名 生年月日

火薬類取締法第43条第4項の規定による 立入検査証

年 月 日 発行 有効期間

経済産業大臣 産業保安監督部長 都道府県知事 指定都市の長 印

